

女性差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回日本政府報告書
に対する日本弁護士連合会の報告書

～会期前作業部会によって作成される質問表に

盛り込まれるべき事項とその背景事情について～

2015年3月19日

日本弁護士連合会

<目次>

第1部 総論（昨今の女性差別の概要）	3
第1 女性差別撤廃条約批准以降の状況.....	3
第2 2012年に成立した安倍政権下での女性に関する政策の概況.....	3
第3 「活躍」の問題点総論.....	4
第4 総論記載事項の個別の問題.....	5
第2部 逐条報告その他	7
第1条：差別の定義.....	7
第1 差別の定義.....	7
第2条：差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置.....	9
第1 条約の位置付け.....	9
第2 マイノリティ女性.....	11
第3 性的マイノリティ女性.....	12
第4 司法分野関係者に対する研修.....	14
第5 防災・復興における対応.....	15
第6 その他.....	21
第3条：女子の能力開発・向上の確保.....	24
第1 外国人女性のための施策.....	24
第2 障がいを持つ女性のための施策.....	30
第3 高齢女性のための施策.....	32
第4条：特別措置.....	35
第1 特別措置.....	35
第5条：偏見及び慣習等の撤廃.....	39
第1 偏見及び慣習等の撤廃.....	39
第6条：女子の売買等の禁止.....	42
第1 人身取引への取組.....	42
第2 日本の性産業に関する一層詳細な情報.....	46
第3 ドメスティック・バイオレンス.....	53
第4 日本軍「慰安婦」問題.....	64
第7条：政治的及び公的活動における差別の撤廃.....	70
第1 政治的及び公的活動における差別の撤廃.....	70
第8条：平等な条件での国際活動への参加.....	72

第1 平等の状況での国際活動への参加.....	72
第9条：国籍に関する権利の平等.....	75
第1 国籍に関する権利の平等.....	75
第10条：教育の分野における差別の撤廃.....	77
第1 教科書における差別的記載の解消.....	77
第2 教科書におけるいわゆる日本軍「慰安婦」の記載の復活と充実.....	80
第3 教育における女性差別の撤廃.....	82
第4 障がいのある女性に対する教育.....	83
第11条：雇用の分野における差別の撤廃.....	85
第1 男女雇用機会均等法確立対策の推進.....	85
第2 多様な職業形態における就業条件の整備.....	90
第3 同一価値労働同一賃金.....	94
第4 男女の家庭及び職場での責務の両立の支援.....	97
第12条：保健の分野における差別の撤廃.....	101
第1 人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定の削除及び中絶サービスへの アクセス.....	101
第2 性教育の推進について.....	104
第3 セクシュアルリプロダクティブ・ヘルスの保障について.....	105
第4 女性の精神的・心理的健康.....	106
第13条：他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃.....	108
第1 他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃.....	108
第14条：農村の女子に対する男女平等.....	111
第1 政治的・公的活動分野における女性参画.....	111
第2 農山漁村女性の経済的地位の向上.....	111
第16条：婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃.....	112
第1 婚姻に関する差別.....	112
第2 離婚給付—公平な財産分与と養育費の適正な決定と支払確保.....	114
第3 婚姻上の地位に基づく差別.....	116
その他.....	121
第1 基地被害（外国軍人の女性に対する暴力）.....	121

第1部 総論（昨今の女性差別の概要）

第1 女性差別撤廃条約批准以降の状況

1. 1985年の女性差別撤廃条約の批准後、1999年の男女共同参画社会基本法の制定、内閣府男女共同参画局¹の設置、男女共同参画社会基本計画の作成等、男女共同参画という概念は（「あらゆる分野での女性差別撤廃」よりもかなり狭い概念ではある。）、政策の中で一定の役割を占めることになった。しかし、他方で、男女共同参画政策や昨今の女性の「活用」政策自体に限界があり、全般的な新自由主義的政策の結果として女性の現状が悪化し、ジェンダー平等の実現が政策課題の優先順位として高く設定されていないことや、いまだに根強い女性差別撤廃に対する無理解な一部世論と同調する政府や議員の言動とこれを放置する政府の態度によって、女性差別撤廃の実現を妨げている。政府報告書パラグラフ26²の各法律制定・改正等はなされたものの、結果として女性差別解消については後退した分野も多い。とりわけ、1985年の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）への改正以来、女性への雇用「機会」が提供されたが、同法自体がいまだに不十分である上、他の新自由主義的規制緩和型の労働法制及び他分野での男女平等の実現の遅れによって、むしろ女性雇用は非正規化・不安定化が進み、また、特に母子家庭や高齢者女性の貧困は深刻な課題である³。

第2 2012年に成立した安倍政権下での女性に関する政策の概況

2. 2012年に成立した安倍政権は、「女性の活躍推進」を掛け声にした政策を推進しており、女性の参画、特に意思決定の地位にある女性の参画がある程度進む可能性がある。しかし、同政権の目指す「女性の活躍」とは、日本の経済成長戦略の手段としての位置付けの性質が強く、人権保障や社会政策としての性質が薄いため、経済成長に役立つ対象と方法での「女性の活躍」は、全ての女性の人権保障に結び付くわけではなく、女性の負担を重くし、女性の経済状態を悪化させることが危惧される。また、男女共同参画白書⁴の状況報告の箇所からも女性の貧困課題やマイノ

¹ 男女共同参画社会基本法に基づき、内閣府に設置された。

² 日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」（CEDAW/C/JPN/7-8、2014年9月5日） P ara.26 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000051247.pdf>

³ 2011年現在、一人暮らしの女性世帯の貧困率は、勤労世代で32%、65歳以上では52%と過半数に及ぶ。また、19歳以下の子どもがいる母子世帯では57%で、女性が家計を支える世帯に貧困が集中している。

⁴ 内閣府男女共同参画局が男女共同参画基本法に基づき作成している年次報告書。「男女共同参画白書」http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/

リティの課題が大幅に削除されてきており、平成26年版には、貧困率についての記載も削除されており、女性の貧困の課題が軽視されている。

第3 「活躍」の問題点総論

3. 現政権が押し進めようとする「雇用改革」は、女性の活躍を推進するという安倍内閣の方針とは逆行するものであり、「低賃金で活躍，長時間労働で活躍」ということになりかねない。現政権が推進しようとしている女性の活躍法は、男女間の待遇格差解消とワーク・ライフ・バランスが整合しないものである。詳細は、第11条の雇用の分野における差別の撤廃を参照されたい。
4. また、「ジェンダーフリー⁵」を強く非難する「日本会議⁶国会議員懇談会」会員が報じたところによると、2014年に組閣された第2次改造安倍内閣は、保守色が強まり、閣僚19人中15人がナショナリズムを推奨しているとのことで、否定的なジェンダーステレオタイプの強化が懸念される。
5. 性別役割分業（及び意識）について、日本政府は、子どもが3歳になるまでは育児休業や短時間勤務を取得しやすくするよう経済界に要請しているが⁷、閣僚には、「子守歌を聞かせ、母乳で育児」を主張したり、3歳児神話に固執する国会議員もあり、性別役割分業（及び意識）を強化し、女性のケア労働負担を増やし、経済的自立を困難ならしめないか危惧される。
6. さらに、女性の自己決定権や権利について性道徳秩序維持に制限されるとの立場から、性教育・避妊・中絶が現状以上に制限され、その結果、若い女性、貧困女性や暴力被害を受けている女性が窮地に追い込まれる危険性がある。
7. また、社会的・経済的に妻が夫に依存するという家族観に基づく婚姻関係の強化によって、男女平等の観点に基づく民法改正が進まないことが危惧される。詳細は、第16条の婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃を参照されたい。
8. なお、性と家族形態に中立な制度として、日本政府は所得税における配偶者控除、年金の3号被保険者制度廃止を検討しているが、かかるジェンダー平等への認識欠如のため実現するか不透明であり、また、実現の方法によっては、特に貧困層への負担増が懸念される。
9. 婚姻上の地位に基づいて、女性の経済的状況の格差が生じており、離別女性等の非婚女性が貧困に陥り、かつ、福祉を制限される傾向が危惧される。詳細は、第1

⁵ 否定的なジェンダーステレオタイプを解消しようとする動きを示す和製語

⁶ 日本会議ホームページ <http://www.nipponkaigi.org/about>

⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.7

3条の他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃を参照されたい。

10. 旧日本軍性奴隷制、いわゆる日本軍「慰安婦」については、外務省は一貫して、「法的に解決済」であるとの独自の立場を内外に示しており、首相は強制連行の証拠はなかったことを強調し、政府の責任を否認しているが、加害者の捜査・訴追・処罰、被害者やその司法へのアクセス及び完全な被害回復は、ほとんどなされていない。また、進行中の課題として、入手可能な全ての証拠の開示、教科書への十分な記述を含む生徒、学生及び一般市民の教育、公での謝罪を表明すること、及び我が国の責任の公的認知については進んでおらず、むしろ逆行する動きがみられる。さらに、近年、日本軍「慰安婦」への強制を否定し、日本軍「慰安婦」の被害者に対して侮辱する言動が拡大かつ悪質化しており、これに対する政府の対応は皆無に等しい。これに呼応し、さらには日本軍「慰安婦」の被害者に対するものを含め、人種差別的なヘイトスピーチに該当する、相当過激で組織的・扇情的な言動や排外主義の動きも増長している。日本軍「慰安婦」問題については第6条の女子の売買等の禁止、外国籍の女性の課題については、第3条の女子の能力開発・向上の確保を参照されたい。

第4 総論記載事項の個別の問題

1 人口

11. 少子化の原因については、女性が産みやすく、また、家族が育てやすい労働や社会環境が整っておらず、女性の負担が重過ぎることが大きな原因である。ちなみに、日本では、リプロダクティブ・ライツについて、確かに政策文書には文言が登場するが、法律で明記し保障されていない。そのような状況下で、日本政府は人口1億人を維持するため、出生率を1.8とするとの目標を定めている。若者の地方定住に向けた雇用創出や出生率の向上を目的とした子育て支援、地域活性化のための自治体支援が期待される反面、女性に産むことのみを奨励する政策を誘因しないか危惧される。例えば、この点、日本政府は2013年には、政府有識者会議で提案した「生命と女性の手帳（仮称）」の作成を政府報告書に記載しようとしたことがあった。その内容は、全女性を対象に出産を奨励するものであり、そのため女性個人の人生選択への介入である等の反対の世論のため、全女性への配布の構想が中止される事態が起きた。

2 教育

12. 95%以上が高等学校へ進学をする中、重要になっているのは、高等教育への

進学とその内容である。大学や大学院への進学率は男女格差が大きく、また専攻の男女差も大きい。さらに、大学卒業者の就職率は政府報告書記載⁸のとおりであるものの、他方で、高等教育に含まれている短期大学に進学する女性が多く、その短期大学卒業者の就職率が、大学卒業者と比べて低いことに留意する必要がある。教育の問題点は、第10条の教育の分野における差別の撤廃を参照されたい。

3 就業

13. 就業等の問題点は、第11条の雇用の分野における差別の撤廃を参照されたい。

⁸ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.15

第2部 逐条報告その他

14. 以下の記述は規約の条項に沿って争点を配列しているが、複数の条項に係る争点については1か所で記述し、相互に参照する旨付言している。

第1条：差別の定義

第1 差別の定義

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

前回の総括所見中、「本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告すること⁹」との要請につき、具体的にどのように対応したのか、報告されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

15. 上記に記載した要請内容について、明確に対応、報告した部分はない。

3 現状及び問題点

16. 前回総括所見にて、2006年の男女雇用機会均等法改正時、女性差別撤廃条約（以下「本条約」という。）第1条に従った女性に対する差別の具体的な定義が盛り込まれず、間接差別の狭い定義が採用されたことについて、「遺憾」とした上で、上記1記載の要請が示された¹⁰。
17. 当該要請に関して、2006年の男女雇用機会均等法改正後、当連合会から、男女雇用機会均等法に関する指針が対象とする間接差別について、同法において間接差別の明確な定義がなされておらず、複雑化する差別事案の救済が不十分¹¹と指摘した。またその後も、同法第7条が規定している「厚生労働省令で定める」間接差別の限定列举を廃止すべき¹²との意見を述べる等してきた。

⁹ 国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」（CEDAW/C/JPN/6, 2009年8月7日） Para.22

¹⁰ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.21,22

¹¹ 日本弁護士連合会「第6回政府報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題と質問についてアップデート報告」（2009年5月） Para.22 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_6_update_jp.pdf

¹² 日本弁護士連合会「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正に向けた意見書」（2013年11月22日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_13112_2_3.pdf

18. しかし、いまだ先に述べた、前回総括所見の指摘や要請、当連合会からの上記指摘や意見の趣旨に対応する内容の法制定・改正はなされていない。かつ、今回の報告書内容は、前回報告書内容をほぼ踏襲するにとどまるものであり、当該指摘等に正面から回答する内容とはなっていない。
19. そもそも国内法においては、男女差別を禁ずる基本法がなく、男女共同参画社会基本法においても、差別に関する定義規定を欠いているのが現状である。

第2条：差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置

第1 条約の位置付け

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 日本政府は、日本が締結した条約は、そのまま法的拘束力がある国内法としての効力を有していること、及び本条約の自動執行力のある実体規定は裁判所が適用することができるという見解への賛成可否を明らかにされたい。

また、政府が賛成している場合には、どの条文について自動執行力があると位置付けているのか明らかにされたい。

(2) 本条約そのものの適用を認めた最高裁判所判決はあるのか明らかにされたい。

本条約での選択議定書を含め、その他の個人通報制度をいつ、どのような過程で実現する予定であるか示されたい。

また、国連女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）を含む国連条約機関の度重なる勧告にも関わらず、日本政府は、個人通報制度をいまだ実現できていないことについて、具体的な障壁・未解決の検討課題、及びその問題をいつ、どのようになれば解消できるのか示されたい。

(3) 「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（以下「パリ原則」という。）」に従った国内人権機関について、2012年に国内人権機関設置（仮称「人権委員会」）に関する法案（以下「人権委員会設置法案」という。）が提出されたが、廃案となっており、その後国内人権機関の根拠法の制定が進んでいない。政府に創設の政治的意思はあるのか、また、あるならば創設までの具体的な予定を示されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

20. 本条約選択議定書については、「各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていく¹³」と、批准の必要性を認めず消極的な見解を示している。

21. 国内人権機関については、「これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである」と、設置の必要性を認めず消極的な見解を示している¹⁴。

¹³前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.113

¹⁴前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.34

22. なお、差別の救済については、パラグラフ 3 2 ないし 3 4¹⁵に記載はあるが、効果的な救済手段についての記載がなく、特に本条約の位置付けや、司法的救済については記述を欠いている。

3 現状及び問題点

23. 日本において、本条約の実施は極めて不十分である。
- (1) 日本では、締結した条約はそのまま国内法としての効力を有し、本条約の自動執行力のある実体規定は裁判所が適用することができるはずである。
24. しかし、現実には条約の条項を根拠に個人の権利を認めた裁判例は少なく、特に最高裁判所は規約違反を認めたことがない。日本の裁判所は条約の適用については極めて消極的である。また、行政機関、立法機関、あるいは地方自治体が、政策・立法などの提言をする際にも、本条約やその他の国際人権条約が根拠として参照・引用されることはほとんどない。
25. また、自動執行性・即時実施義務についての日本政府の態度が明確でなく、政府報告書においても、この点についての政府の見解が不明確である。さらに、自動執行力を認めるならば、条約規約のどの条項が直接適用可能かについての日本政府の見解は不明確である。
26. 条約違反は上告理由として認められておらず、最高裁判所において条約違反についての判断がなされない場合が少なくない。
- (2) 日本では、本条約での選択議定書を含め、その他の個人通報制度がいまだ実現していない。日本政府は、2010年、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。外務省によると、人権条約履行室は、個人通報制度の導入のための機関であるとの説明であり、人権条約履行室において、既に個人通報制度の導入に当たって事前に必要とされる検討は終了していると説明している。しかし、5年ほど経過した現時点でも個人通報制度は実現していない。
- (3) パリ原則に従った国内人権機関も設立されていない。
27. 2012年11月、当時の民主党政権は、人権委員会設置法案を閣議決定し、国会に上程したが、衆議院の解散と総選挙により廃案となった。現政権の人権委員会設置法案に対する態度としては、現政権与党である自由民主党は、国内人権機関を「断固設けないこと」を公約として公表している。
- (4) さらに、日本を含む地域人権保障機構もまだ設立されていない。

¹⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.32-34

第2 マイノリティ女性

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 日本のマイノリティ女性の状況に関する情報，特に教育，雇用，健康，社会福祉，暴力被害についての統計調査の結果を提出されたい。仮にこれらの調査を実施していない場合は，具体的な調査の実施計画を明らかにされたい。
- (2) 日本政府の男女共同参画会議監視専門調査会¹⁶は「いわゆるマイノリティの人々を主たる対象とする施策に関する方針等を検討する際は，当事者が会議等の議論に参画できるよう努めるとともに，代表者の選定に当たって男女のバランスに留意する必要がある。」との意見を表明したが，この意見が具体的にどのように実施されているのか，具体的な数値をあげて説明されたい。
- (3) マイノリティの女性の政治的参加を評価し支援するための具体的な措置について，その有無並びに効果を明らかにされたい。いまだその措置を採っていない場合は，具体的な予定を明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）¹⁷

28. 沖縄女性，性的マイノリティの人々については，記載がない。

3 現状及び問題点（障がいを持つ女性については，本報告書の第3条女子の能力開発・向上の確保の第2障がいを持つ女性のための施策及び第3高齢女性のための施策を参照されたい。）

(1) 在日大韓民国（以下「韓国」という。）・朝鮮人であること，アイヌ民族であること，被差別部落出身であることなどに加え，更に女性であることにより複合的差別を受けている女性について，その差別を根絶し，その権利を促進するための具体的施策を実施するためには，これらの女性の現状や直面する困難の原因等を含めた詳細な実態把握が必要である。

29. 委員会は，前回総括所見の中で，社会全体及びコミュニティ内において，日本のマイノリティ女性は性別や民族的出自に基づく複合差別に苦しんでおり，こうした状況について情報や統計データが不十分であること，マイノリティ女性の権利推進を図るために，各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策が策定されていないことを遺憾とし，マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため，政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む

¹⁶ 内閣府男女共同参画局監視専門調査会 http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansi_senmon/index.html

¹⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.103-110

有効な措置を講じること、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名すること、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を提供すること、この観点から、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施することを要請した¹⁸。しかし、日本政府は、以後も何らの対策も実行していない。

(2) もっとも、政府は、男女共同参画会議監視専門調査会が「いわゆるマイノリティの人々を主たる対象とする施策に関する方針等を検討する際は、当事者が会議等の議論に参画できるよう努めるとともに、代表者の選定に当たって男女のバランスに留意する必要がある。¹⁹」との意見を表明したとする。

30. しかし、実際にこのような「留意」がなされているかについては、相当に疑問である。例えば、「アイヌ政策推進会議」の委員14名のうち、アイヌ民族の女性は1名だけである。政府が把握しているアイヌ民族の人口比が男女ほぼ同数であることも考えれば、より多くのアイヌ民族女性を委員とすべきであるが、そのような「留意」はなされていない。

(3) マイノリティ女性への差別根絶のためには、政治的意思決定への参加が重要である。国連自由権規約委員会は、第6回日本政府報告書審査における総括所見において、「9. 委員会は…部落の女性を含む、マイノリティ女性の政治的意思決定の地位への参画についての情報が不足していることを遺憾に思う。」などの懸念を示し、「締約国は…部落の女性を含む、マイノリティの女性の政治的参加を評価し支援するための具体的な措置をとり…」と勧告した²⁰。しかし、日本政府は何の検討もしていない。

第3 性的マイノリティ女性

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 暴力からの保護、刑事施設での処遇、難民認定において、性的指向及び性自認による暴力や差別からの保護をするとともに、暴力や差別からの保護において性的指向及び性自認による差別をせず、また、差別と同等の効果をもたらす措置を改善するよう、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）による保護から同性のカップルを

¹⁸ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.51, 52

¹⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.105

²⁰ 国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」(CCPR/C/JPN/CO/6, 2014年8月20日) Para.9 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

排除しないようにするための措置について、どのように予定しているのか明らかにされたい。

(2) 雇用、住宅、社会保障、教育、保健等を含めた全分野において、性的指向及び性自認による差別を禁止し、かつ、これを法制化する予定はあるのか。

(3) 行政担当者、裁判官、教員等に対して、性的指向及び性自認による差別をしないことを目的とした教育・訓練はどのようになされているのか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

31. 一切の具体的な報告をしていない。

3 現状及び問題点

32. 配偶者暴力防止法の保護命令適用範囲については、2013年6月の法改正によって、生活の本拠を共にする交際相手に準用されることになったが、日本政府は、かかる交際相手に、同性の交際関係の場合が含まれることを明示しておらず、また、同性カップルの場合の保護や支援についての行政文書も乏しく、同性カップルでの暴力被害者の保護施設の利用も困難であり、同性カップルの同制度へのアクセスが十分に保障されているわけではない。

33. 性的指向と性自認に基づく差別を積極的に推進する法律こそ存在しないが、性的指向と性自認に基づく差別や排除は禁止されていないため、性的指向と性自認に基づく差別が放置されている。また、教育の場で性的指向に対しての教育がないためにいじめ等の対象となる、雇用の場でも性的指向等による差別に理解がなく、当事者が適応できず退職や解雇に追い込まれる、医療機関等でも性的指向や性自認に対する理解が低いため、当事者のアクセスが阻害される等の差別により、社会権等の行使が困難になり、雇用や教育の場から排除されている。自殺対策、社会的包摂事業、男女共同参画基本計画等において、性的少数者への言及はあるが、その内容は、具体的な義務というよりも、配慮に留まるものであり、かつ全分野における差別の禁止と是正にはなっていない。社会保障やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）からの保護等が、異性愛者を前提に制度設計されているため、同性愛等の当事者が制度の利用から排除されている。

34. 刑事施設への被収容者で性同一性障がいをもつものは、その性自認をより尊重した処遇がなされるべきであるが、現状では配慮はされているものの、その取扱いは不十分である。

35. なお、国際人権理事会第2回普遍的定期審査では、性的指向に基づく差別から

の保護の強化を勧告されている²¹。

第4 司法分野関係者に対する研修

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 裁判官及び検察官に対する本条約に関する研修につき、受講者の属性、研修の具体的内容、研修時間数、研修頻度などの具体的内容を明らかにされたい。
- (2) 司法分野関係者に対し、本条約及び委員会の一般勧告についての意識を高めるためにどのような取組を行っているか、具体的内容を明らかにされたい。
- (3) 本条約が国内の裁判で援用され、言及された事例及びその結果を明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

36. 検察官及び裁判官に対し、国際人権条約や女性の人権に対する研修を行っている旨報告している²²。

3 現状及び問題点

37. 政府報告によると、従来どおり、国際人権や女性の人権に関する一般的な研修を行っているにとどまり、前回の勧告内容を踏まえた研修を行っているとは言い難い。
38. 司法は人権を保障し、また人々の権利を実現するという重要な機能を担っている。その司法が適切に機能するためには、人々の司法への信頼が不可欠であるところ、司法への信頼を維持するためには、司法を担う関係者が公平かつ質の高い司法サービスを提供する必要がある。そのためには、司法関係者に対する継続的な研修が不可欠である。女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤である本条約は、女性の人権保障、権利の実現に当たり非常に重要な役割を果たしていることからすれば、司法関係者は本条約の内容を適切に理解し、実践することが強く求められている。
39. 前回の総括所見でも、本条約が有効に活用されていないことに対する懸念が表明され、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう要請された²³。また本条約や委員

²¹ 国連人権理事会「第2回日本政府審査・結果文書」（A/HRC/22/14, 2012年12月14日） Para.147.34
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_kekka.pdf

²² 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.36

²³ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.19, 20

会の一般勧告につき、司法関係者に対する意識啓発の取組を強めるよう勧告された。

40. 本条約や委員会の一般勧告、委員会のこれまでの日本に対する勧告等に関し、司法関係者が適切に理解し、実践することができるよう、本条約に関する継続的かつ実質的な研修を早急に実施すべきである。

第5 防災・復興における対応

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 復興会議及び防災会議における女性委員の割合を、30%に達成する方法を明らかにされたい。また、避難所や仮設住宅運営委員会などにおける女性リーダーの割合を明らかにされたい。
- (2) 各自治体、関係機関において、内閣府男女共同参画局の公表した関係機関への対応依頼（女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応依頼）に基づいた被災者対応が現実になされているのか、また、検証作業は行われたのか明らかにされたい。
- (3) 東日本大震災の被災地における女性の雇用状況について、男女別統計を明らかにされたい。また、震災が原因となる離職及び就職の男女差及び震災後の就職における正規雇用・非正規雇用の比率の男女差を明らかにされたい。
政府、自治体が行った被災地における女性の雇用状況の改善のための施策及びその効果を明らかにされたい。
- (4) 被災地における女性の起業について講じた方策を明らかにされたい。
- (5) 被災地におけるDV及び性暴力の実態についてどのように把握しているのか、また、いかなる対応策がとられているのか明らかにされたい。
- (6) 実効放射線量年間1mSvを超える地域の住民について、避難を希望した場合、住居の確保や生活支援についてどのような施策を行ったのか明らかにされたい。
- (7) 福島第一原子力発電所事故後、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、妊婦、子ども、出産に不安を抱く女性の健康についていかなる施策を行ったのか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨²⁴

41. 政府報告書は、第3次男女共同参画基本計画において、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）態勢を確立することとしており、地方防災会議の委員に占める女性の割合が上昇傾向にあること、発災直後から避難所での生活に関し、女

²⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.114-122

性や子どもへの配慮，女性に対する暴力への相談などの対応を行っている，としている。

3 現状及び問題点

42. 2011年3月11日，東日本を襲ったマグニチュード9.0の巨大地震と大津波は甚大な被害をもたらした。死者・行方不明者は約2万人にのぼるが，そのほとんどが津波による被害である。東北の沿岸部では，家屋の流出，土地の水没のほか，農地，漁船，漁港などの生産基盤が根こそぎ奪われ，コミュニティが崩壊し，自治体機能が喪失したところもあった。
43. さらに，東京電力福島第一原子力発電所は，炉心溶解（メルトダウン）と水素爆発を伴う過酷事故を引き起こし，大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出を引き起こし，汚染水問題は解決の見通しが立っていない。
44. 震災後3年以上が経過した時点でも，なお約26万人が避難生活を余儀なくされている²⁵。仮設住宅で生活している人も約10万人に及んでいる。とりわけ原発事故による福島県内・県外の避難者の数はいまだ10万人を超えている。
45. 被災地の復興に当たっては，生産と雇用の場の回復，住宅の再建が第一であるところ，災害公営住宅は計画のわずか約1割しか完了していない。生産と雇用の回復が進まない中で，若い世代を中心に被災地を離れる人が増えている。有効求人倍率は，人口減少等による有効求職者数の減少などにより，被災3県（宮城県，岩手県，福島県）とも1倍を超えてはいるが，被災者の求職と企業の求人の職種がかみ合わないミスマッチも指摘されている。また，雇用全体が復興需要に依存する一過性のものとなる可能性が高い。復興需要が終わった後の地域経済の再建の目途は立っていない。

(1) 「参加」

① 防災・復興における政府の取組

46. 政府の取組には，「災害発生前期…復興・復旧にはほど遠く，避難所暮らしを余儀なくされている期間，即ち災害救援が必要な期間における取組」及び，「災害発生後期…復興・復旧が本格化する期間の取組」があり，これに応じた課題を整理する必要がある。
47. 防災は，災害予防・軽減，事前準備がその内容となり，発災後の取組とは次

²⁵ 国土交通委員会調査室田中利幸「東日本大震災からの復興における今後の方向性－現下の課題と留意点－」（2014年6月）3頁 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20140602003.pdf

参議院「立法と調査 353号，特集：震災復興の加速化に向けて 現状と今後の課題」（2014年6月2日） http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20140602.html

元を異にするものである。

② コミュニティの再生（復興）、防災

48. 女性は、災害救援、復興・復旧、防災のいずれの段階においても政策の担い手としてその能力を発揮することが求められる²⁶。
49. 被災地では、「人間の生存」の諸条件である物質的基盤が崩壊した。家・家族・仕事・地域が失われ、過疎化、非正規雇用化、ワーキング・プア化、小家族化が進んでいる。一方で、男性中心の法制度や心性、イデオロギー（性別役割意識など）がいまだ残存しており、ジェンダーを巡るせめぎ合いが続いている。
50. 全てを失った被災地では、生き残った者たちが地域の再生を図るしかない。女性がコミュニティ再生の担い手として社会のあらゆる場面に登場し、ジェンダーを変え、かつ克服する主役とならなければならない。
51. 平等を志向する現代の正義論にとって、立法過程や行政のコントロールにおける市民の参加を意味する「政治的自由」に加えて、「選択しうる物理的可能性への幅」を指す自由＝「パワーとしての自由」（ハイエク）が重要なのである。これを、アマルティア・セン²⁷は「潜在能力」と名付け、「政府が個々の国民の間での福利の平等を目指すなら、潜在能力（＝生き方の幅）の平等を図らなければならない」と表現した。
52. 男性中心の法制度や心性、イデオロギーが女性の「参加（コミュニティの成員としてあらゆる分野、生産、雇用などの仕事、なりわい、家庭生活、地域活動、共同体の意思決定への参加）」を阻んでいる現状の下では、国家・社会は災害救援、復興、復旧、防災のあらゆるプロセスの中で女性の「参加」への障害を取り除き、女性に「パワーとしての自由」、「潜在能力の平等」を保障する必要がある²⁸。
53. 東北学院大学教授の遠藤恵子氏は、「災害勃発のその時、ジェンダーが人々の行動に影響したかどうかは、まさにその瞬間にどういう『場』にいたか、による。職場にいた人々は、性別にかかわらず職責を果たす行動を優先する傾向があった。」、「東日本震災から見えてきた第一の問題としては、発災時、職場では女性たちが男性と同様に行動するにもかかわらず、それは全く見落

²⁶ 日本弁護士連合会編「災害復興 東日本大震災後の日本社会の在り方を問う～女性こそ主役に！」（2012年2月、日本加除出版株式会社）

²⁷ インドの経済学者で、アジア初のノーベル経済学賞受賞者。

²⁸ 小島妙子「東日本大震災とジェンダー」ジェンダー法学会編「講座 ジェンダーと法 第1巻ジェンダー法学のインパクト」（2012年、日本加除出版株式会社） 179頁

とされていることである」と指摘している²⁹。

54. 平時から「いざというとき女は頼りにならない」、「責任ある仕事は女性には任せられない」というジェンダーによる偏見があり、これが働く女性の意欲を削ぎ、またその働きを過小評価することにつながっているといえるのではないか。

55. 平時からジェンダーによる偏見を取り除き、女性が「パワーとしての自由」を平等に保障されることが課題となる。

56. また、被災3県は、特に地方議会で女性議員比率が全国平均より極めて少ない。日頃から男女共同参画を一層推進することが課題である³⁰。

③ 復興計画，防災会議への女性の参加

57. 第3次男女共同参画基本計画は、「地域，防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進³¹」を重点目標にしている。地域における男女共同参画が重要であるとして、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、地域おこし，防災分野への女性の参画により男女共同参画の視点を反映させることが必要であるとしている。

58. また，第3次男女共同参画基本計画は，2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%とする目標を明記している。震災後に制定された復興基本計画においても「男女共同参画の観点から，復興のあらゆる場・組織に女性への参画を推進する」としている。

59. しかしながら，政府の東日本大震災復興構想会議では，委員15人中，女性は1人であり，復興庁における復興推進委員会の委員15人中，女性は3人に過ぎない。中央防災会議こそ27人中女性は5人（2014年12月時点）であるが，都道府県防災会議においては，2012年10月時点で女性委員がゼロのところ6都府県に及び，委員に占める女性の割合は都道府県においては5.1%，政令指定都市においては10.0%にとどまっている。

④ 避難所の運営への女性の参加（災害救援期）

60. 「避難所の運営に女性の声を」、「避難所のリーダーに女性を」という主張は以前からあったが，そのような意見はほとんど顧みられることはなかった。大多数の避難所のリーダーは男性であり，「着替えのために段ボールの衝立がほしい」などという女性の要望は，「避難所のみんなは家族のようなものだ」

²⁹ GEMC journal No.7, 遠藤恵子「災害とジェンダーをめぐる諸問題」 9,10頁 http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/wp-content/uploads/2012/04/gemc_07J1.pdf

³⁰ GEMC journal No.7, 辻村みよ子「『人間としての平和』と生存権—憲法の先駆性から震災復興を考える—」 56頁 http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/wp-content/uploads/2012/04/gemc_07J1.pdf

³¹ 前掲内閣府「第3次男女共同参画基本計画」 106頁

などという男性リーダーの意見で一喝されてしまうことがあった³²。

61. 避難所運営に女性のニーズを反映させるためにも、女性たちが主体的に世話役やリーダーを引き受けることができるような態勢を整える必要がある。少なくとも避難所が学校等の公共施設内に設置されている場合には、避難所の運営を住民任せにせず、行政機関がその運営に責任を持ち、積極的に介入する必要がある。

⑤ 生活、産業及び労働機会の復興

62. 被災地域の農漁村は、元々、2030年までに人口の3割減すら予想された「過疎地」である。
63. 農協・漁協などを中心に、自治体、第三セクター、NPOなどの支援を受けながら農業・漁業を建て直さなければ地域経済が崩壊し、ますます「過疎化」が進む。
64. 建設業は復興需要により公共事業が3倍～4倍となっている一方で、水産食品加工業などで震災前の売上を確保しているのは2、3割程度にとどまっている。被災地での雇用の確保、中小零細企業や農業、漁業者への更なる支援が必要である。
65. 津波被害を受けた沿岸部では、水産加工場や商店で働いていた女性が多かった。保育所や学校給食の女性臨時職員が解雇された事例も報告されている。被災地の女性雇用の状況については統計資料もなく、問題点が明らかになっているとはいえない。被災地の雇用状況について男女別の統計が必要である。
66. また、農漁村で事業を復興すること、コミュニティベースのビジネスを起業する者を支援することは、雇用機会の創出やコミュニティの再生につながる。しかし、女性が起業するには資金の借り入れなどの困難が伴う。被災地における女性起業への支援の実情と問題点を明らかにすることが必要である。

(2) 人権 — 「尊厳」ある取扱い

67. 人は誰もが、どのような立場や状況にあれ、たとえ被災直後の避難所生活においてであっても、人間として尊厳と敬意をもって取り扱われ、個人として尊重されることが期待される。
68. 内閣府男女共同参画局は、各関係機関に対し、避難所の設営についてプライバシーを確保できる仕切りの確保、更衣室、授乳室、入浴施設、男女別トイレ、乳幼児への対応、避難所運営への女性の参加など、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を要請した。しかし、現実には依頼に沿った対応がなされず、

³² 前掲日本弁護士連合会編「災害復興 東日本大震災後の日本社会の在り方を問う～女性こそ主役に！」 30頁

女性のニーズや権利への配慮が欠ける避難所もあった。避難所を運営する者には、被災者のプライバシーを尊重し、女性・子どもなどが性被害、DV、ストーカー等の被害に遭わないように、避難所運営に当たって「配慮」する責任がある。内閣府男女共同参画局の公表した関係機関への対応依頼や被災者対応がなされたのか否かを検証し、今後の運営指針を定め、これが実際に機能するよう工夫を凝らす必要がある。

69. また、震災後のDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力の事例について、その実態が明らかにされていない。震災による影響について実態調査が必要である。

(3) 原発事故

70. 原発過酷事故が収束せず、汚染水問題の解決も目処が立たない中で、政府は、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付け、「再稼働を進める」とし³³、原子力規制委員会は2014年9月10日、九州電力川内原発1、2号機について再稼働の前提となる新規準に「適合している」などとする審査書を決定した。しかし、一たび事故を起こせば、他に類をみない重大かつ長期的な人権侵害を伴う原子力をエネルギーとして使うことは、即刻やめなければならない。原発の再稼働を許してはならない。
71. 原発事故による放射性物質の拡散は、依然として深刻な問題を引き起こしている。被ばくによる健康への被害のみならず、避難による家族、コミュニティの分断が続いている。日本政府による避難指示区域の指定は不十分であり、子どもの健康に危険を感じて避難した母親など、避難指示区域以外の地域からの避難者については、支援が行き届いていない。
72. 実効放射線量が年間1mSvを超える地域に居住している全ての住民に対し「避難の権利」を認め（チェルノブイリ・コンセプト）、国の責任によって避難先の住居の確保を初めとする生活保障を行うべきである³⁴。
73. また、年間1mSvを下回ることになり、帰還を望む被害者については、帰還についても支援すべきであり、避難先で定住を望む被害者がいる場合には、避難元が年間1mSvを下回ったとしても、避難先での定住を支援すべきである³⁵。
74. さらに、実効放射線量が上記年間1mSvを超える地域については、除染など

³³ 経済産業省「第4次エネルギー基本計画（2014年4月）」 <http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf>

³⁴ 日本弁護士連合会「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」（2011年12月15日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/111215_3.pdf

³⁵ 日本弁護士連合会「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権を回復し、脱原発の実現を目指す宣言」（2014年5月30日） http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2014/2014_1.html

実効放射線量の低減を進めるのみならず、当該地域に居住している住民が少しでも安心して生活できるよう、被ばく対策や不安軽減のために必要な施策をとられなければならない。同時に、被ばくによる健康不安を抱える全ての国民が、継続的な内部被ばく検査や必要な健康診断を受けられるような体制を整備すべきである。とりわけ、放射能の影響を受けやすい妊婦、子ども、さらには出産に不安を抱く女性に対する特段の配慮が必要である³⁶。

第6 その他

75. 前回の総括所見において勧告を受けた事項のうち、差別的刑罰法規について、日本政府は改正に反対している。また、差別的法規については、婚外子の相続分差別についての改正を除き前進はなく、かつ、委員会や他の人権条約機関から勧告された女性に対する差別的立法について、現行法の正当性に固執し、勧告に従って改正される見通しがあるものがほとんどなく、日本政府は本条約に従った法改正等に消極的である。
76. また日本政府は、差別を撤廃する政策を遅滞なく追求するという態度に欠け、差別的慣習及び慣行については、改善する意思が皆無に等しい。包括的な女性差別を禁止する立法については、政府において議論されたこともなく、それゆえ、差別に対する救済も不十分である。また、公的機関等での非差別の順守が徹底していない（議会でのセクハラ野次等については、第5条の偏見及び慣習等の撤廃参照）。

1 差別的刑罰法規について（第6条の女子の売買等の禁止及び第12条の保健の分野における差別の撤廃参照）

(1) 人工妊娠中絶の非犯罪化について

① 質問表に盛り込まれるべき質問事項

刑法第212条（墮胎罪）において人工妊娠中絶をした女性が処罰の対象となること、女性のみに対する差別的刑罰であり、女性にとって必要な健康サービスへのアクセスを妨げることについて、刑罰法規の廃止を含めてどのような検討を進めているか明らかにされたい³⁷。

② 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

³⁶ 日本弁護士連合会「福島第一原子力発電所事故被害の完全救済及び脱原発を求める決議」（2013年10月4日）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2013/2013_2.html

³⁷ 前掲女性差別撤廃委員会最終見解 Para.50

77. 改正の必要性を強く否定している³⁸。

③ 現状及び問題点

78. 第12条「保健の分野における差別の撤廃」の第1「人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除，及び中絶サービスへのアクセス」に記載。

(2) 売春当事者が処罰される可能性がある規定（売春防止法第5条）

① 質問表に盛り込まれるべき質問事項

勧誘をした売春当事者女性が処罰の対象となることに対して、どのような検討を進めているのか明らかにされたい³⁹。

日本政府は売春の需要抑制について具体的にどのような対策をとっているのか明らかにされたい。

② 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

79. 需要抑制については、前回の勧告に正面から回答した内容はない。

③ 現状及び問題点

80. 改正について、日本政府は検討していない。その理由の一因として、日本政府は、売春当事者（主に女性）の背景について理解せず、安易な金銭稼ぎと画一的に決めつけるステレオタイプがあると思われる。

2 家族法等での差別的法規について（第16条の婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃参照）

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

前回勧告⁴⁰に従い、再婚禁止期間を定める現行民法について「削除」をする予定及び婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入はする意思があるのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

81. 2010年に、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法等の改正法案を国会に提出すべく準備をしたが、同法案については政府部内及び国民の間に様々な意見があり、国会に提出することができなかつた旨報告し、一定の再婚禁止期間を設けることは合理的な理由に基づくものであると主張する⁴¹。

(3) 現状及び問題点

³⁸ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.359

³⁹ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.40

⁴⁰ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.18

⁴¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.384,385

82. 以前は、民法改正の法案提出まではされていたが、近年は、法案すら提出されなくなった（詳細は、第16条の婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃参照）。
83. なお、政府報告書のパラグラフ37ないし102⁴²のうち、女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）・人身取引への取組・日本軍「慰安婦」問題等は第6条「女子売買等の禁止」に、セクシュアル・ハラスメントについては第11条「雇用の分野における女性差別の撤廃」に記載した。

⁴² 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.37-102

第3条：女子の能力開発・向上の確保

第1 外国人女性のための施策

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 結婚して日本に住む外国人女性及びその家族の状況、支援するための具体的な施策を説明されたい。国際結婚仲介業の実態と問題点、具体的な対策を説明されたい。
- (2) Japanese Filipino Children (以下「JFC」という。) 母子について、本国及び日本における生活実態、来日経路、来日後の就労状況とその労働条件等について、詳細を説明されたい。問題点に対する具体的施策も説明されたい。
- (3) 外国人家事労働者の受入れについては、労働者の人権侵害を防ぐために具体的にどのような対策を講じているのか明らかにされたい。
- (4) 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准について、検討の進捗状況及びその内容を明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) ⁴³

84. パラグラフ23を参照されたい。

3 現状及び問題点

- (1) 現在、日本国内には約112万人の外国籍の女性がいる⁴⁴。しかし日本政府は、「言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難」の実態や、暴力を含むジェンダーに関連した差別を防ぐための施策に関するデータの収集やリサーチを行っていない⁴⁵。委員会は日本政府に対し、外国人女性を含むマイノリティ女性の状況についての包括的調査を求めているが（前述）、日本政府はいまだこれを実施していない。
- (2) 日本人と婚姻した外国人女性⁴⁶

⁴³ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.23

⁴⁴ 法務省「平成25年末現在における在留外国人数について（確定値）」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00040.html

⁴⁵ 日本弁護士連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第7回・第8回・第9回日本政府報告書に対する日弁連報告書」（2014年3月19日）90, 91頁 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_ja_7.8.9.pdf

⁴⁶ 前掲日本弁護士連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第7回・第8回・第9回日本政府報告書に対する日弁連報告書」91-93頁

① 外国人女性と日本人男性との婚姻は、年間3万件前後で推移している。その多くは「外国人女性と日本人男性」のカップルである。女性たちの約80%はアジア諸国出身であり、経済格差が背景にあることが推測される。また、日本人男性と外国人女性との結婚を仲介する多数の業者が存在し、女性側に不正確・恣意的な情報を伝える、多額の保証金を取るなど、多くの問題が発生している。

② 日本人男性と結婚した外国人女性の権利は十分には守られていない。

まず、女性が在留資格「日本人の配偶者等」を取得し又はその在留期間を更新するためには、日本人夫の協力が必要であり、それゆえ、日本人夫が外国人妻を支配することが制度上容易となっている。DVを含めて、日本人夫に有責性がある場合であっても、別居が相当期間続けば、入国管理局によって「当該婚姻関係が社会生活上、実質的基礎を失っている場合」に該当すると判断され、在留資格「日本人の配偶者等」の在留期間更新を許可されない危険がある。

85. また、在留資格「日本人の配偶者等」で在留する女性が、正当な理由なく配偶者としての活動を6か月以上行わなかった場合及び正当な理由なく届け出た住居地に居住しなかった場合には、その在留資格の取消を可能とする、出入国管理及び難民認定法改正法が2012年7月に施行された。法務省入国管理局は「正当な理由」の判断においてDV等に一定の配慮をすることとしているが、診断書や写真が複数ある身体的DVは別として、心理的・経済的・性的その他様々な形態の非身体的DVは正しく認定されないおそれがある。

さらに、離婚後に他の在留資格への変更が認められる場合は、非常に限られている。

86. そのため、在留期間の更新不許可、在留資格の取消し、在留資格の変更不許可及びそれらに起因する退去強制や子どもとの引き離し等を恐れて、外国人女性がその正当な権利を主張できない場合は多く、外国人女性の地位を著しく弱めるものとなっている⁴⁷。

③ 外国人女性たちは、日本語、日本の文化や生活習慣、社会制度・法制度などをほとんど知らない。無償又は低廉な費用でこれらを学習する機会は保障されておらず、外国人住民が多い一部の自治体が学習機会を提供しているだけである。多くの外国人女性は日本語の読み書きや会話が十分にできず、本国で身につけた技術や資格も使えず、低賃金のパートやアルバイトに従事す

⁴⁷ 日本弁護士連合会「外国人の在留管理を強化する入管法等の『改正』法案に対する会長声明」（2009年4月24日） <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2009/090424.html>

ることとなる。夫の親の介護や家業に従事する場合は、賃金はほとんど支払われない。そのため外国人女性たちは、経済面で日本人夫に依存せざるを得ず、ますます弱い立場におかれる。

87. 他方、国際結婚を望む（又は既婚の）日本人男性やその親族等が、外国人女性の本国の言語・文化・生活習慣、外国人女性が日本で直面する困難とその支援などについて学習する機会も、ほとんどない。また、特に業者仲介の婚姻の場合には、「夫に奉仕する素朴で従順な女性」が「経済的格差の故に日本人との結婚を望んでやってきた」と考える男性は多く、高額の仲介料を業者に支払っている場合は、なおさら女性たちを見下している男性が多い。

④ こうした事情を反映して、日本人夫による身体的暴力や様々な非身体的暴力（パスポートを取り上げる、金銭を持たせない、食生活から習慣に至るまで日本への同化を要求する、同国人との交際を禁止する、母語の使用を禁止する、母国への送金や家族への電話を禁止する、帰省を禁止する、帰国費用を出さないなど）が外国人女性たちを苦しめている。

88. 配偶者暴力防止法は外国人女性にも適用されるが、実際には、DVの場合においてすら、外国人女性は日本人女性と同じレベルの支援を受けていない。多言語による支援情報の提供は十分でなく、支援機関に行く方法も具体的に分からず、支援機関には多言語で対応できる職員がほとんどおらず適切な通訳人も常駐していないこと、職員が結婚移民の背景を知らず、出入国管理及び難民認定法に関する知識も十分ではないこと、逆に外国人女性たちは日本の社会制度・法制度をほとんど知らないことで説明を受けても理解が難しいこと、多言語で対応できる弁護士や医師が少ないことなど、様々な困難があるからである。

89. また、生活保護法は生活保護の受給権を日本国民にだけ認め、外国人は「適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等」に限って準用される（1990年厚生省口頭指示）。そのため、日本人夫が協力せずに（これも女性たちをコントロールする手段とする。）女性たちが在留資格「日本人の配偶者等」の在留期間を更新できず、やむを得ず超過滞在になった場合でも、女性たちは如何に生活に困窮しようとも、生活保護を受給することはできない。

90. さらに、日本に親族や友人が少ないなど人間関係が限られ、地域社会との交流も希薄である、同国人コミュニティからの排除を恐れて被害を隠す場合がある、在留資格を失うことを恐れて支援機関への相談を躊躇するなど多くの困難があり、被害が潜在化・深刻化している可能性が高い。

⑤ 結婚のために日本に住む外国人女性やその家族を支援するための法律は、日本に存在しない。早急に実情を調査し、支援するための具体的施策を実施すべきである。国際結婚仲介業を的確に規制する法律も制定すべきである⁴⁸。

91. また、外国人に対しても、在留資格の有無や内容に関らず、日本国民と同様の生活保護の適用又は準用を認めるべきである⁴⁹。

92. 在留資格取消制度については、少なくとも日本人夫に有責事由がある場合を取消しの対象から除外し、調停・訴訟等の婚姻解消家庭における在留を補償し、従来の在留実績等を考慮して「定住者」等の定住的在留資格を付与する等の運用を明確にするべきである⁵⁰。

93. 国連人種差別撤廃委員会は前回総括所見において、外国人、マイノリティ、先住民族の女性に対する持続的な暴力についての情報について懸念を表明し、とりわけ、2012年7月施行の改正出入国管理及び難民認定法について(前述②)、夫からのDVの被害者である外国人女性が、虐待関係から離れ、支援を求めることを妨げ得るものであるとの強い懸念を示した⁵¹。そして、日本政府に対し、移民、マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力の問題に、彼女らに対する暴力の全ての形態を起訴し制裁することによって実効的に取り組むための適切な措置を採ること、並びに被害者が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできることを確保するための適切な措置を採ることを勧告した。また、日本人あるいは永住者の在留資格を持つ者と結婚した外国人女性が、離婚によって国外追放されないこと、法の適用が実質的に女性が虐待関係のままであることを余儀なくされるような効果を持たないことを確保するため、在留資格に関する法制を見直すべきことを勧告した。

(3) JFC母子

94. 2009年1月に改正国籍法が施行され、日本人男性が生後認知した子も日本国籍の取得が可能となった。これを契機に、「日本国籍を保有する未成年者に同伴して来日する母親」及び「日本国籍を取得するために来日する親子」

⁴⁸ 前掲日本弁護士連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第7回・第8回・第9回日本政府報告書に対する日弁連報告書」 89頁, 91-94頁

⁴⁹ 前掲日本弁護士連合会「人種差別撤廃条約に基づき提出された第7回・第8回・第9回日本政府報告書に対する日弁連報告書」 36, 37頁

日本弁護士連合会「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第16条及び第17条に基づく第3回日本政府報告に関する日弁連報告書」(2013年1月18日) 62-64頁 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/okusai/humanrights_library/treaty/data/society_report_3_ja.pdf

⁵⁰ 日本弁護士連合会「外国人の在留カード及び外国人住民基本台帳制度の開始に際しての会長声明」(2012年7月9日) <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120709.html>

⁵¹ 人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」(CERD/C/JPN/CO/7-9, 2014年9月26日) Para.17 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>

(主として日本人父とフィリピン人母の間の子《Japanese Filipino Children》とその母)が増加し、来日後、相当数の母子が搾取的状況での就労を強いられている。その背景には、出身国と日本を結ぶ仲介業者及びこれと連携した日本の受入企業の存在があり、その中には日系人母子の支援を標榜する団体もある。日本で斡旋される就労先は介護施設、工場、バー等、広範囲にわたる。来日及び就労に係る経費等の名目で相当額の「借金」を課せられ、低賃金労働に2年ないし3年の間従事するとの契約をさせられることが多く、給与からの「借金」や高額な「寮費」などの天引き、低賃金、パスポート取上げ、セクシュアル・ハラスメントなど、数々の問題がNGOによって指摘されている。仲介業者と結託した介護関連企業が、来日前の女性に、本人が死亡しても会社の責任は問わず、「永久に権利放棄する」との誓約書にサインさせ、来日後に過度な夜勤などの過酷労働を強いていたという事案もある⁵²。

95. 日本政府は、至急、仲介業者及び就労先の実情、実際の労働条件、母子の生活実態、子の就学状況などを調査し、適切な対策を講ずるべきである。

(4) 外国人家事労働者（家事支援人材）

96. 日本政府は、2014年10月、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を閣議決定した。これは、現在、外交官や高度人材等の外国人に雇用される場合にのみ入国・在留を認められている外国人家事労働者について、国家戦略特別区域において、地方自治体による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する会社に雇用される場合にも入国・在留を認めようとするものである。

97. しかし、国際労働機関（以下「ILO」という。）第189号条約（家事労働者の適切な仕事に関する条約）⁵³は、その前文において、家事労働が過小評価され、軽視され、主として女性と少女によって行われていること、特に雇用条件と労働条件についての差別及び他の人権侵害について被害を受けやすい外国人女性や貧しい女性たちによって担われていることを指摘し、特別な対策を日本政府に求めている。条約採択と同時に、条約を補足しその実施のための手引となる「家事労働者の適切な仕事に関する勧告」（ILO第201号）も採択されたが、その勧告では、結社の自由や団体交渉権、雇用・職業上の差別撤廃、健康診断、雇用条件、労働時間、休憩時間・週休・年休、報酬、住まいや食事

⁵² 共同通信 2014年7月13日

⁵³ 国際労働機関「家事労働者の適切な仕事に関する条約」2011年6月採択、2013年9月発効。日本は未批准である。 http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239179/lang-ja/index.htm

の提供、虐待・嫌がらせ・暴力から保護する仕組み、児童家事労働者・移民労働者等に関する具体的な配慮事項や指針が示されている⁵⁴。

98. 外国人家事労働者は、「外国人」であり「女性」であるとともに、その「仕事内容や就労形態」も相まって、差別や虐待を受けるリスクが非常に高い。受入れ企業からの転職の自由が実質的に保障されなければ、在留資格の継続のために雇用主との関係で従属的な立場に立たされるおそれが強いこと、送出し機関による保証金徴収等の問題が発生し得ること、送出し機関・受入れ企業の双方に対する的確な監督体制をとるのは容易でないことなどの問題もある。家事労働の社会化や男女の平等な分担が進んでいない現状が固定化すると懸念もある。

99. したがって、仮に外国人家事労働者を受け入れるのであれば、日本政府は、外国人家事労働者が差別や虐待などの被害を受けることのないよう、特別な対策を講ずる責任がある。その際、家事労働者の権利保障のための具体的な措置、及び民間職業斡旋紹介事業所等による人権侵害を防止するための具体的な措置を採ることが必要不可欠である。具体的には、受入れ機関の資格要件、入国審査及び在留期間更新時における労働者の労働環境や渡航条件等についての審査基準等を厳しく定め、在留期間内の労働者の転職の自由を認めると同時に、権利侵害から労働者を守るための情報提供や相談体制整備などが必要である。

100. ところが、日本政府は、何ら特別な対策を検討していない。⁵⁵

101. また、現状では、外国人家事労働者は、長年日本に滞在していても、一年以下の在留期間しか与えられず、また、定住者等の安定した在留資格への変更は極めて難しく、我が国の社会へ定着することを認められていない。この点についても十分な検討のないままに外国人家事労働者の受入れが進めば、外国人家事労働者の日本における在留は極めて不安定なままとなり、脆弱な立場に置かれ続けることとなる。

(5) 委員会は、前回総括所見の中で、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討するよう、日本政府に奨励している⁵⁶。しかし、日本政府がこれを検討している様子は窺われないため、検討の有無及びその内容を明らかにすべきである。

⁵⁴ 国際労働機関「家事労働者の適切な仕事に関する勧告」 http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239179/lang-ja/index.htm

⁵⁵ 日本弁護士連合会「国家戦略特別区域における外国人家事支援人材の受入れに関する会長声明」（2014年10月31日） http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/141031_2.html

⁵⁶ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.57

第2 障がいを持つ女性のための施策

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 障がいを持つ女性の複合的に困難な状況に対して、現在取り組んでいる調査や施策及び合理的配慮の内容について明らかにされたい。
- (2) 障がいを持つ女性及び女児の性的被害に関して、その原因と防止策について、どのような取組を検討しているのか明らかにされたい。また、性暴力について、障がいの有無や障がいの種別で区別された統計や実態調査が行われているのか明らかにされたい。行われている場合には、その内容を明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨⁵⁷

102. 日本政府は、1982年に策定した「障害者対策に関する長期計画」以降、総合的かつ計画的に施策を推進しているとした。2011年、障害者基本法を改正し、「障害者の自立及び社会参加のための施策は、障害者の性別に応じて策定及び実施されなければならない」とし、女性である障がい者がさらに複合的に困難な状況に置かれていることに留意する旨を盛り込んだ。また、2013年に成立した障害者差別解消法において、障がい者の性別に応じて合理的配慮を提供することとし、障害者虐待防止法、障害者総合支援法等々国内の障がい者制度の改革を行い、2013年12月には、障害者権利条約が国会で承認されたとしている。

3 現状及び問題点

- (1) 障がいを持つ女性の複合的な困難な状況の一つに性的な被害や性に関する配慮のなさが挙げられる。性被害や貧困などの問題について、情報提供から、相談窓口の周知広報、相談受付、具体的支援に至るまで、物理的バリアフリー、手話や点字による情報保障、知的障がいや精神障がいのある女性のための意思決定支援などの合理的配慮を行うべきである。
103. 厚生労働省の「平成25年度障害者虐待対応状況調査⁵⁸」によると、養護者から虐待を受けた被害者（1764件）のうち、62.9%は女性であった。女性の障がい者は、家族等の中で、最も弱い立場に置かれ、虐待を受けやすいことが窺われる。
104. また、同調査によると、虐待の種別・類型のうち性的虐待の割合は、養護者による虐待については5.6%、障害施設従事者等による虐待（263件）の

⁵⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.128-130

⁵⁸ 厚生労働省「平成25年度障害者虐待対応状況調査」（2014年11月25日）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000065128.html>

うち性的虐待は11.4%に上る。性的虐待の被害者の多くが女性であると推測させるデータとして、DPI女性障害者ネットワークが2011年に行った調査がある。これによれば、回答者の35%が性的被害を受けたと回答している。

105. また、同調査によると、同性介助が徹底されていないことも深刻な問題としてあげられている。

106. さらに、女性障がい者の性的被害の事件においては、加害者の処罰が非常に困難であることから、特別予防だけではなく一般予防が機能しにくい。とりわけ知的な障がいのある女性の場合、わいせつの意味の認識が低いこと、これまでの差別・偏見といった社会環境の中で容易にNOをいうことができない人間関係が構築されていること、場合によっては過酷な人間関係に置かれることが多いことなどの事情ゆえ、不当な性的関係でさえ他人との接触を得る機会としてこれを受け入れることもある。また、福祉関係者による加害の場合には保護者や親族がその後の施設、職員の関係を慮って被害を訴えないといった福祉の貧困に根ざした問題もある。これらの理由から、被害届を出すこと自体が難しいことがまず挙げられる。

107. 次に、証拠としての被害供述が知的障がいゆえにもともと信用性が低く捉えられていること、法廷での反対尋問に耐えられないことなどから、捜査機関が事件化を躊躇する事例もある。

108. さらに、13才以上の者のわいせつ被害には暴行脅迫が要件となる場所、知的障がいのある女性は、これらの手段がなくても、容易に加害者から意思を制圧されやすい状況があり、そのような場合には起訴ができず、特に、教師、医療関係者、福祉担当者など、一定の関係性がある場合には、その傾向が顕著である。日本政府は、女性障がい者の複合的困難の中に性的な被害が多く含まれていることに留意し、実態調査等によってその現状を明らかにするため、女性の性的虐待や性的被害について、さらに調査をし、必要な措置を採るべきである。

(2) 障がいを持つ女性の中には、かつて日本に存在した優生保護法により強制不妊手術の対象とされた人がいるが、これらの人たちに対する保障については、いまだ何らの施策が取られていない。

(3) 障がいを持つ女性のもう一つの複合的に困難な状況として、貧困の問題がある。

109. 貧困は、高齢女性にも共通の問題であるが、障がいを持つ女性の場合、障が

いを持つ男性に比べても就業率が低く、収入も極端に低い⁵⁹。単身世帯の年間収入において、男性全体が409.4万円、女性全体が270.4万円という格差があるところ、障がいのある男性は181.4万円と男性全体と比べて大きな格差があり、障がいのある女性は92万円と、障がいのある男性よりさらに低く、約半分の収入しかない⁶⁰。

110. 障がいの有無及び男女にかかわらず全ての人が、生活を維持できるだけの収入を得る仕事を持つことが、社会参加の第一歩であり、自立の前提である。
111. 日本政府は、障害者基本法において、「障害者の自立及び社会参加のため施策が、性別に応じて策定及び実施されなければならない」としながら、女性に配慮した施策はいまだ採られていない。また、障害者差別解消法の施行は2016年4月とされており、性別に応じた合理的配慮の提供について、具体的な対応に関するガイドラインはまだ定められていない。
112. 障がいを持つ女性が、貧困の中に置かれ、社会参加が困難な状況にあるという現状を調査した上で、その解消のための施策を検討すべきである。

第3 高齢女性のための施策

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 女性、中でも単身高齢女性の貧困は深刻な状況にある。今後さらに高齢化が進むと、さらに多くの高齢女性が貧困に直面することとなるが、このような状況に対して、どのような取組を検討しているか明らかにされたい。
- (2) 今後、団塊の世代が高齢期を迎え、社会保障費はさらに増え続けることになるが、このような状況において、全ての高齢女性が良質な医療や介護を受けるため、地域社会と繋がって生きるため、どのような施策や取組が検討されているか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨⁶¹

113. 日本政府は、高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書を取りまとめ、第3次計画においては、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参加に対する支援、高齢期の経済的自立に繋げるための制度や環境の整備のほか、生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取

⁵⁹ DPI 女性障がい者ネットワークによる調査

⁶⁰ 勝又幸子他「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」2008

⁶¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.131-134

組，良質な医療・介護基盤の構築を進めるとしている。また，2000年に創設された介護保険の要介護・要支援認定者数が男性176万人，女性395万人となっており，2012年4月からは，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためのサービス提供のため「地域包括ケアシステム」を施行したとしている。

3 現状及び問題点

(1) 65歳以上の高齢者の人口は3,190万人(2013年10月現在)，高齢化率は25.1%であり，そのうち女性は1,820万人となっている⁶²。男性の平均寿命は79.94歳，女性の平均寿命は86.41歳(厚生労働省「平成24年簡易生命表」)であり，高齢者の中で女性の占める割合は高く，とりわけ85歳以上では，女性の占める割合はかなり高い(平成17年国勢調査によれば，7割以上が女性)⁶³。

114. 高齢女性の抱える問題の一つは，貧困であり，もう一つは，虐待である。これらの問題は政府の統計からも明らかに示されているにもかかわらず，問題解決のための施策は乏しいと言わざるを得ない。

(2) 高齢女性単身世帯のうち，年収120万円以下の低所得層は全体の23.7%を占めている。その理由として，雇用者のうち約4割は非正規雇用中心の就労経歴であることに加えて，男女の収入格差から，経済的に厳しい状況に置かれていることが指摘されている⁶⁴。

115. 女性の生涯所得は低いままであり，多くの高齢女性が，生活保護水準以下の生活を余儀なくされている。一部負担のある医療や介護保険給付を受けることを躊躇するため，健康を損ない，セルフネグレクトの状態に置かれ，ときには孤独死に至る高齢女性はかなりの数に上ると思われる。

116. 高齢女性が，地域で自立して生活できる仕組み，必要な医療や介護保険給付を躊躇なく受けることができる仕組みは，いまだ十分に確立しているとはいえない。

(3) 被虐待高齢者のうち女性の占める割合は，施設虐待の71.1%(187人)，養護者による虐待の77.6%(12,127人)となっており，また，養護者虐待(男女)のうち虐待者の続柄は，息子が41.6%，夫が18.3%と

⁶² 内閣府「平成26年版高齢社会白書(概要版)」 http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/gaiyou/26/pdf_indexg.html

⁶³ 厚生労働省「平成24年簡易生命表の概況」 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life12/>

⁶⁴ 内閣府「男女共同参画白書平成22年」

なっている。これによれば、高齢女性は虐待の被害者となりやすく、加害者には男性が多い⁶⁵。養護者による虐待の加害者に男性が多い原因には、家族内の役割分担の意識があると思われる。

- (4) 高齢女性は、女性として、これまで家族の中で、家事や介護の担い手とされてきた。そのため、高齢女性自身が介護を必要とする状況は想定外であり、家族にとって負担となっていると推測される。さらに、日本の高齢女性の自殺率は世界第5位という高さにある。要介護状態となった高齢女性や貧困の中で生きる意欲を失った高齢女性が、自殺に追い込まれることがないように、社会との繋がりを維持し、地域の中で互いが支え合う仕組みが必要である。

⁶⁵ 厚生労働省「平成24年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（2014年12月26日）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033460.html>

第4条：特別措置

第1 特別措置

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 国家公務員について、人事院の「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（2011年1月改定）に基づき、各省庁が行った、女性国家公務員の採用・登用策の具体的内容及びこれらの取組により得られた具体的成果を明らかにされたい。
- (2) 第3次男女共同参画基本計画において具体的施策として掲げられた、ポジティブ・アクションに取り組む企業に対する支援、特に公共調達における評価や条件化、税制等を含む支援策について、これまでの検討状況を明らかにされたい。
- (3) 企業がポジティブ・アクションに取り組むための様々な支援策を行っている旨報告しているが、これらの支援策により得られた具体的成果（管理職に占める女性割合の増加）を明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

117. 政府報告書では、国、地方公共団体、企業等における政策・方針決定過程への女性参画の現状を報告するとともに、第3次基本計画で掲げた「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を実現するために実施した施策を報告している。
118. なお、第7条が政治的公的活動として、国会議員や司法分野を取り扱っているため、第4では主に公務員及び民間企業について報告している。

3 現状及び問題点

- (1) 国の審議会等委員への女性の登用については、日本政府の第6回報告で「2006年4月に、男女共同参画推進本部は『審議会等の委員については、2020年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とまらない状態を達成するよう努める』こと等を内容とする新たな目標を決定した。現在、目標達成に向け、女性の積極的な登用に努めている。⁶⁶」（パラグラフ118）と報告したが、なお女性割合は10分の4未満

⁶⁶ 日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第6回報告」（2008年4月） Para.118 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/pdfs/hokoku06.pdf>

にとどまっている（2013年9月時点で34.1%）。この点、「現在、目標達成に向け、女性の積極的な登用に努めている」と報告しているが、具体的にどのような取組をしているのか全く分からない。

119. 国家公務員については、特に管理職（本省課室長相当職（7級）以上及び指定職）に占める女性割合は、それぞれ2.9%と1.7%（2012年度）であり非常に低い。
120. この点、第3次男女共同参画基本計画では、2015年度までに本省課室長相当職以上は5%程度、指定職相当は3%程度を目標としている。目標となる数値が非常に低いという問題もあるが、現状ではこの目標の達成すら厳しいといわざるを得ず、より効果的な取組が求められている。
121. 地方公共団体については、審議会等における女性委員の割合は30%を下回っているが（2013年時点で29.9%）、地方公務員の管理職に占める割合（2012年、課長級以上で6.2%、係長級以上19.0%）は、国家公務員を上回っている（国家公務員では2012年度係長級18.5%）。しかし、地方公務員についても管理職に占める女性割合が低い現状は同様であり、女性の登用を促進するためのより効果的な取組が求められている。
- (2) 民間企業（常時労働者100人以上を雇用する企業）における2013年の管理職に占める女性の割合は、係長相当が15.4%、課長相当が8.5%、部長相当が5.1%であり、低い水準にとどまっている⁶⁷。
122. 同計画では、基本的考え方として「ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」に取り組む必要があることを指摘し、成果目標として、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合を2015年までに6.5%（2009年）から10%に、ポジティブ・アクション取組企業数の割合を30.2%（2009年）から40%超にすることを掲げている。具体的施策としては、ポジティブ・アクションの好事例の収集、情報提供などの支援、公共調達における評価化や条件化をすること、その他の税制等を含む支援策を検討するとしている。
123. 具体的な支援策として報告されているのは、ポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供や企業における女性の活躍状況の「見える化」、推進企業の表彰、経営者団体との連携（女性の活躍推進協議会）、中小企業両立支援助成金（経済的インセンティブの付与）などである。なお、「日本再興戦略」において、女性の活躍推進等に取り組む企業等に対するインセンティブ付与として、助成

⁶⁷ 厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概要」 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2013/dl/10.pdf>

制度，税制上の措置の活用等による支援等の充実，公共調達を通じた取組などを行うこととされている。

124. 報告書では，このように企業がポジティブ・アクションに取り組むための様々な支援策を行っている」と報告しているものの，上記民間企業における管理職に占める女性の割合をみると，これらの支援策等は管理職の女性割合を大きく増加させるには至っていない。より効果的かつ具体的成果につながる取組が求められている。
125. なお，報告書では，企業における女性役員に関する記述はないが，全上場企業における女性役員（取締役，監査役，執行役）の割合は僅か1.8%にとどまる⁶⁸ことから，ヨーロッパで導入が進んでいる取締役会のクォータ制度の導入なども真剣に検討すべきである。
- (3) 経済・雇用分野における積極的差別是正措置について，男女雇用機会均等法第14条は，同法第5条～第7条で禁止される直接・間接的な性差別的措置について，積極的差別是正措置を事業主の自主的取組に委ね，積極的差別是正に関する国の対応については，事業主が同条各号に掲げる措置を講じ，又は講じようとする場合に，相談その他の援助を行うことができるとしている。
126. 厚生労働省によれば⁶⁹，「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）」について「今のところ取り組む予定はない」と回答する企業は過半数に上り（51.9%），「取り組んでいる」と回答した企業がわずか3割に過ぎない（31.7%）。ポジティブ・アクションに取り組む予定のない企業は，その主な理由として「既に十分に女性が能力を発揮し，活躍しているため」と回答するが（36.4%。その他「女性の意識が伴わない」が15.8%。「ポジティブ・アクションの手法がわからない」が9.7%。「業績に直接反映しないため」9.2%。「トップの意識が伴わない」が2.8%），課長相当職以上の，管理職全体に占める女性割合がわずか6.8%に過ぎない現状からすれば，職場の現状と企業の認識・評価との間に相当の乖離があることは否定できない。また，「取り組んでいる」と回答した企業についても，具体的に取り組んでいる事項を見ると「人事考課基準を明確に定める（性別により評価することがないように）」というものが68.1%と最も多くなっているが，性別による評価をすることは当然禁止されるべきであり，このような取組をもって積極的かつ実効的な差別是正措置とは到底評価し得ない。
127. 経済・雇用分野における男女平等は，国を挙げて取り組むべき喫緊の重要で

⁶⁸ 東洋経済新報社「2014年度版会社四季報」

⁶⁹ 厚生労働省「平成23年度雇用均等基本調査（確報）」 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23r.html>

あるにもかかわらず、各企業の自主的な取組に委ねては、実現は不可能である。したがって、法律によって具体的な積極的是正措置を事業主に義務付けることが必要である。男女雇用機会均等法第14条各号に定める措置は、雇用に関する状況の分析（第1号）、計画の作成（第2号）、計画で定めた措置の実施（第3号）、措置の実施のために必要な体制の整備（第4号）、措置の実施状況の開示（第5号）であり、企業規模にかかわらず、十分実施可能な内容であり、むしろ雇用・経済分野における性差別を解消し、男女平等を実現する上で、必要最低限の措置であるのだから、少なくとも同条各号に定める措置については措置義務の内容とすべきである。さらに、積極的差別是正措置の実効性を確保するためには、同法第14条に関する事項を同法第15条の苦情の自主的解決の対象とするとともに、国が履行状況の調査を行うなど、積極的違反に対して厳しい制裁を設けるべきである。したがって、積極的差別是正措置の実施についても、同法第29条の報告徴収、助言・指導及び勧告、同法第30条の公表、同法第33条の過料の対象とすべきである。⁷⁰

(4) 前回の総括所見でも、職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことが指摘され⁷¹、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう要請されている⁷²。

⁷⁰ 日本弁護士連合会『『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する』法律の改正に向けた意見書』（2013年11月22日）http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_13112_2_3.pdf

⁷¹ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.27

⁷² 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.28

第5条：偏見及び慣習等の撤廃

第1 偏見及び慣習等の撤廃

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消を目指してメディアに従来の男女像に関する表現是正等を周知徹底する⁷³とのことであるが、どのようなメディアに対し、いつ、いかなる形で周知徹底をしたのか、具体的に明らかにされたい。
- (2) メディアにおける女性の参画を拡大するためにどのような施策を施したのか。
- (3) 固定的性別役割分担意識の解消のためには、あらゆる層の男性に対する継続的な啓発が必要だが、男女共同参画の積極的意義を男性の視点から明らかにするシンポジウム開催等の啓発活動を地方公共団体に義務付け、その啓発活動を数値化し、目標数値を達成させる措置を採ることについてどう考えるか、明らかにされたい。
- (4) 初等中等教育段階における男女平等を推進するための指導は、どのように行われているのか、地域によって隔たりなく全国どこでも一定の水準の指導を行うことができるような措置はなされているのか、及び2012年の世論調査で20代の男女は固定的性別役割分担意識が強いことが明らかになっている現状は教育内容に問題があると考えられないか、明らかにされたい。
- (5) 高等教育段階における男女平等を推進するための指導は、どのように行われているのか明らかにされたい。女性の職業選択等女性の視点のみならず、男性の働き方や家事・育児などの家庭役割との関わり方など、男性に対する教育・指導をより強力に行うべきではないか、見解を明らかにされたい。
- (6) 公人による性差別発言が続いている現状からすると、固定的性別役割分担意識は依然として解消されず、むしろ強調されているようにすら感じられる。固定的性別役割分担意識を解消するためには、公的な場での性差別発言を規制するための規則や罰則制定が必要と思われるがどう考えるか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

128. 第3次男女共同参画基本計画は、男女共同参画実現の障害となっている固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の意識を定着させるため、積極的な広

⁷³ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.168,169

報・啓発活動を展開することを基本的方向とした。具体的施策として、固定的性別役割分担意識に基づく男女像についての表現の是正など、メディアの課題をメディア及び国民に周知徹底することを明記した⁷⁴。また、メディア分野における女性の参画を拡大するよう努めている⁷⁵。

129. 男女共同参画週間において、地方公共団体等と協力し、広報・啓発活動及び情報提供している⁷⁶。
130. 国民相互の情報・意見交換やNGO相互の交流による連携を目的に、男女共同参画推進連携会議を開催するほか、広報・啓発活動を実施している⁷⁷。
固定的性別役割分担意識の解消に向けた人権教育、男女平等教育の実施のため、子ども達の発達段階に沿った教育活動を行っている⁷⁸。
131. 上記活動の実効性を把握するため、内閣府は定期的に世論調査を行っており、最近の調査では固定的性別役割分担意識の解消が進んでいる結果が出ている⁷⁹。
132. 家庭生活への男女の共同参画推進のため、父親の家庭教育への積極的な参画の重要性などを提言している⁸⁰。

3 現状及び問題点

133. 日本では、いまだに固定的性別役割分担の意識が非常に強い。女性が仕事を持つこと自体は普通のこととなったが、男性の家事・育児負担の意識の弱さは変化なく、女性のみが家事・育児を担当すべきであるとの従来の観念は根強く生きている。男女共同参画の広報・啓蒙が不十分であり、特に男性に対する啓蒙活動が不足していること、学校教育における固定的性別役割分担意識を解消するための男女平等に関する教育指導が不足していること、巷に女性を蹂躪するポルノが溢れ、女性を性的対象のみに墮していること等が原因ではないかと思われる。
134. 日本における性差別意識が解消されない現実は、過去から現在までの公人の差別発言の系譜を見ても明らかであり、石原慎太郎元東京都知事のババア発言（2001年11月）に始まり、集団強姦は元気で正常な証拠であるという太田誠一元衆議院議員発言（2003年6月）、柳沢伯夫元衆議院議員の女性は産む機械発言（2007年1月）、同性愛者はどこか足りないとの石原元都知事発言など

⁷⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.168

⁷⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.180

⁷⁶ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.170

⁷⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.175

⁷⁸ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.176-178

⁷⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.182

⁸⁰ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.184, 185

枚挙に暇がない。しかも、前回総括所見において、公務員による性差別的な発言を防止する措置を要請されたのにも関わらず、何らの対策も施されていない⁸¹。2014年6月、東京都議会において、塩村文夏議員が妊娠・出産・子育て支援策に関わる質問中、複数の男性議員らが「自分が結婚しろ」「産めないのか」などのセクハラ野次を飛ばしたことが大きな問題となったが、これらの発言を行った議員らの法的責任は追及されず、公人の差別発言が野放しになっている。このような政治の態度は、社会における固定的性別役割分担意識を容認し、女性差別を助長するものであり、差別発言に対する罰則・規則制定などの早急な対応が必要である。

135. また、メディアにおける固定的性別役割分担意識も全く解消されていない。男性が働き女性が家を守るという片働きを前提としたテレビ番組やコマーシャルが数多く生産され続けている。あるいは、夫婦共働きが前提でも、家事・育児を分担するのは女性のみイメージのものが多い。

136. なお、「男性が外で働き、女性は家を守る」という考え方について、2012年の世論調査によって初めて反対が賛成を上回った。しかし、60代以上及び20代の男女については、賛成が多数であり、若い世代で固定的性別役割分担意識が回帰していることに重大な懸念がある。

過剰な性的描写のポルノは益々増大し、年少の子らの目に触れる公共的な空間にも放置され、女兒の自尊心を著しく低下させている。2012年11月、東京都でも有数のパブリックスペースである六本木ヒルズ内にある森美術館にて、性暴力・性差別に満ちた絵画の展覧会が開催され大きな社会問題となった。画家会田誠氏の代表作「犬」は、四肢を切断された全裸の少女が首輪をされて恍惚と微笑んでいるもので、見る者に大きな衝撃を与え、性差別を助長するものである。

137. 2014年7月、芸術家のろくでなし子氏が自身の女性器の3Dデータを頒布したとして、わいせつ電磁的記録頒布罪の疑いで逮捕・勾留された。男性器を象徴した絵画はわいせつではないのに、なぜ女性器を象徴したデータ頒布がわいせつになるのか、男尊女卑であるとして大きな話題になった。

138. 以上のように、日本ではいまだに固定的性別役割分担意識が強い。女性は自ら性を語ることを許されず、男性の性的対象にのみ墮される状況が続いている。

⁸¹ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.29

第6条：女子の売買等の禁止

第1 人身取引への取組

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 労働搾取を目的とする人身取引事例について採られた捜査・訴追、制裁措置について、具体的に説明されたい。
- (2) マイノリティ・グループに対する人身取引の具体的状況、及び日本人に対する人身取引の具体的状況を説明されたい。
- (3) 労働搾取・性的搾取を通じて、人身取引の根本原因を解消するために採られた具体的予防的措置について説明されたい。
- (4) とりわけ検察官や裁判官に対し、人身取引の被害者の認定・被害者に対する支援・被害者の保護に関する専門的研修が実施されたか否か、実施された場合はその具体的内容、実施されていない場合はその理由と今後の実施計画を明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨⁸²

139. パラグラフ30ないし33を参照されたい。

3 現状及び問題点

- (1) 日本政府は、2014年12月に「人身取引対策行動計画2014⁸³」を策定した。以下には、従来の対策の問題点だけでなく、「人身取引対策行動計画2014」の問題点も述べる。

- (2) 労働搾取を目的とする人身取引

140. 日本政府が人身取引対策を開始したのは2004年頃であるが、それから2014年末までの間、労働搾取目的を理由とした人身取引事犯の摘発数はゼロである。

- ① この現状に対し、国連自由権規約委員会は前回総括所見において、とりわけ強制労働の被害者に関して、被害者認定手続を強化し、労働基準監督官を含む全ての法執行機関関係者に対し、専門研修を提供すること等を勧告する

⁸² 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.30-33

⁸³ 犯罪対策閣僚会議「人権取引対策行動計画2014」（2014年12月16日） <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/honzai/kettei/141216j/honbun.pdf>

とともに⁸⁴」、外国人研修生及び技能実習生に対する労働法の保護を拡大した法改正にもかかわらず、いまだに技能実習制度において性的搾取、労働関連死亡事故、強制労働となり得る条件について多くの報告があることに懸念を示し、日本政府は、現行の制度を低賃金労働者の確保のためではなく、能力養成に焦点を置いた新たな制度へと代えることを真剣に検討すべきであること、実地調査回数を増やし、独立した申立ての仕組みを設立し、労働搾取目的の人身取引事例やその他の労働法違反については実効的に捜査、訴追し、制裁措置を採るべきことを勧告した⁸⁵。

② 日本政府は、「人身取引対策行動計画2014」において、「労働搾取を目的とした人身取引の防止」を新項目として立て、技能実習制度について「制度の適正化に向けた抜本的な見直し」を行うことを明記した⁸⁶。

141. しかし、日本政府は、技能実習制度に問題点があることを認めながら、あくまでこの制度の存続を前提とした対策しか考えていない。すなわち、一方で、相談制度の充実、不適正な受入れのあった実習実施機関から他の機関へ転籍できる柔軟な仕組みの構築、二国間協定等による送出し機関の規制の実効化、日本人と同等程度の報酬水準の徹底、管理監督体制の抜本的強化などの方策を挙げつつ、他方で、対象職種の拡大、実習期間の延長、受入れ枠の拡大を目指している⁸⁷。

142. 技能実習制度は、名目としては技能実習生による日本の技術の海外移転という国際貢献のための制度であるが、その実態は安価な非熟練労働力供給のための制度として利用されており、名目と実態が大きく乖離している。名目上の目的ゆえに労働者として当然に認められるべき職場移転の自由も認められず、対等な労使関係の構築が困難となっている。このような構造的な問題があるために、送出し機関による保証金の徴収、賃金不払い、待遇改善を求める実習生の強制帰国などの人権侵害が後を絶たない⁸⁸。技能実習生の半分は女性であり⁸⁹、セクシュアル・ハラスメント等の被害も多発している。

⁸⁴ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」Para.15

⁸⁵ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」Para.16

⁸⁶ 前掲犯罪対策閣僚会議「人権取引対策行動計画2014」6-7頁

⁸⁷ 第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）（2014年6月）<http://www.moj.go.jp/content/000123755.pdf>

日本経済再生本部産業競争能力会議「『日本再興戦略』の改訂について（素案）」（2014年6月16日）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai17/siryu2.pdf>

⁸⁸ 日本弁護士連合会「『技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）』に対する会長声明」（2014年6月18日）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/140618_2.html

⁸⁹ 日本政府「在留外国人統計、在留資格別 年齢・男女別 在留外国人」によると、2014年6月末現在、技能実習生162154人のうち女性は83780人。<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127507>

143. 外国人技能実習制度の本質は、転職がなく帰国措置を担保できる「管理された極めて安価で安定的な労働力」として外国人を活用する日本の外国人労働力政策である。日本政府が、この「短期ローテーション政策」を維持しているために、労働搾取が横行している。制度が名目どおり実施されていないことに問題があるのではなく、制度設計そのものに問題の核心があるのであって、名目どおりに「制度の適正化」を行うことで抜本的な見直しになるとは言い難い。日本政府は、「技能実習」という特殊な形態を廃止し、「労働者」としての在留を認めることから出発すべきである。
144. 当連合会は、かねてより技能実習制度の廃止を求めており、仮に非熟練労働者の受入れを拡大するのであれば、そのこと自体を制度目的とし、対等な労使関係の形成の可能な新たな制度を設けることなどを更に徹底して検討するべきである⁹⁰。
145. もっとも、当面、技能実習制度の下での労働搾取を防止する施策は必要である。日本政府は「管理体制の在り方の抜本の見直し」などを提案しているが、問題点が解消され得るかについては重大な疑問がある。特に、原則として転職が禁止されている点は、実習生が劣悪な環境下でも我慢して働く原因になっている。転職を認めるよう制度を改正すべきであり、かつ労働基準監督署や入国管理局とは別に、技能実習生の就職・転職に関する相談機関を国が設置するべきである。また、政府が設置を予定している「関係機関からなる地域協議会」の構成や権限等は不明であり、実習生を含む外国人労働者の当事者団体及びその支援団体が排除される可能性がある。
146. 技能実習生に対する法的保護等の周知徹底、技能実習生の支援団体などの情報を実習生に提供すること、労働基準監督官の増員、労働基準監督署における「強制労働」の認定基準の確認なども必要である。
- ③ 2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される。オリンピックやW杯など大規模スポーツイベントの開催時には、低賃金・長時間労働など劣悪な労働条件で就労を余儀なくされる労働者の増加、買春の需要拡大、それらに伴う人身取引の急増などが世界的に問題となっており、日本の人身取引対策においても十分な注意を払う必要がある。
147. ところが日本政府は、予想される人手不足の解消のため、「外国人建設就労者受入事業」を推進している。この事業は、基本的な構造が技能実習制度の上に成り立っており、技能実習制度で生じている保証金、通帳管理、賃金未

⁹⁰ 前掲日本弁護士連合会「『技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)』に対する会長声明」(2014年6月18日)

払い、強制帰国、不当な生活管理等といった同様の問題の発生が予想される。

「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」を職場において徹底させるとともに、「制度の適切な運用」においては、まず被害者救済を優先すべきである。

(3) 女性に対する性的搾取

- ① 日本政府は、2004年以来、とりわけ性的搾取を目的とする外国人女性の被害を念頭に対策を講じ、ある程度の成果はあった。

148. しかしながら、政府報告書に記載されている「大きな成果」は、言いすぎではないだろうか。国連人種差別撤廃委員会は前回総括所見において、とりわけ性的搾取目的で行われるマイノリティ女性に対する人身取引が持続されていること、人身取引の現象範囲の評価を可能とし得るデータの欠如、人身取引に対する特別な法的規定、並びに捜査、起訴及び責任ある者に課せられた制裁措置に関連する事件に関する情報の欠如について懸念を表明し、日本政府に対し、(a) 人身取引に対する特別法を制定すること、(b) 移住女性を含む、人身取引に対処するための取組を強化し、人身取引対策行動計画との関連で、根本原因に取り組むための予防的措置を採ること、(c) 被害者に対し、支援、保護、一時的な在留資格、リハビリテーション及び保護施設、並びに精神的及び医療サービス、及びその他の支援を提供すること、(d) 迅速かつ徹底的に、加害者を捜査し、起訴し、処罰すること、(e) 警察官、国境警備官、入国審査官を含む、全ての法執行機関関係者に対し、人身取引の被害者の認定、被害者に対する支援、及び被害者の保護に関する専門的な研修を提供すること、(f) とりわけマイノリティグループに対する、締約国における人身取引の状況を委員会に報告することを勧告した⁹¹。

- ② JFC及び外国人家事労働者（家事支援人材）については、前述した（第3条第1「外国人女性のための施策」）。これらの者が搾取的な労働に従事させられる危険性は十分にあり、その中に人身取引と評価すべき事案が含まれる可能性がある。

- ③ 日本政府の対策は、外国人女性が被害者となる人身取引への対応が中心である。しかし、既に相当数の日本国籍女性被害者が認知されており、日本国籍者が被害者となる人身取引への対応も十分に行うべきである。

(4) 人身取引はその防止こそが最大の目標であり、受入国である日本としては需要の根絶が大きな課題である。しかし、政府の対策は、出入国管理と在留管

⁹¹ 前掲国連人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」 Para.16

理の厳格化が中心であって、適正な外国人労働者受入れ政策の検討、搾取的な人の使用を可能とする法制度・社会制度等のチェックと改正、一般の人々への啓発などは十分ではない。

(5) 法執行機関等への研修は、警察、入国管理局、労働基準監督署などにおいてある程度なされているようであるが、検察官や裁判官への研修が実施されているかは疑問である。しかし、加害者への適正な処罰や民事的制裁は、被害者への支援や今後の加害行為の防止にも資する。日本政府は、検察官や裁判官への十分な研修を実施すべきである。

第2 日本の性産業に関する一層詳細な情報

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項⁹²

- (1) 児童の売買、児童の買春及び児童ポルノの被害児童の人数について、年齢・性別・民族的集団・地理的場所度とのデータを明らかにされたい。
- (2) 非実在の児童を描写するポルノ、満18歳以上の実在の女性を被写体とするポルノの製造・流通・所持について、これを禁止し処罰対象とすることを検討しているか、また、もしこのような法政策の変更を検討していない場合は、これらに対する具体的政策を明らかにされたい。
- (3) 満18歳以上の女性への性的搾取を防止するための具体的方策を説明されたい。
- (4) 刑法の性犯罪規定の改正について、検討状況を説明されたい。
- (5) インターネットを利用した性的搾取について、その法的規制、被害者の保護、及び被害防止の具体的方策と現状を説明されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) ⁹³

149. パラグラフ 3 3 ないし 3 5 及びパラグラフ 1 4 ないし 1 6 を参照されたい⁹⁴。

3 現状及び問題点

(1) 性産業の現状

150. 政府報告書には、性産業の現状についての記載が全くない。

⁹² 日本弁護士連合会「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第16条及び第17条に基づく第3回日本政府報告書審査に関する日弁連報告書(1)」(2012年2月17日) Para.88,93-96 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Submission_to_the_PSWG_of_CESCR_ja.pdf

⁹³ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.14-16,33-35

⁹⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回」 Para.213-216

151. しかし、警察庁によると、性風俗関連特殊営業の年間届出数（2013年）は、店舗型（ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、出会い系喫茶など）が約3万件、無店舗型（派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売など）が約2万件、映像送信型が約2200件であり、近時の傾向として、無店舗型や映像送信型の届出数が増加している。また、2013年の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は約32%であり、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることが窺われる。最近では、店舗を設けて行う事犯のほか、派遣型ファッションヘルスを仮装した事犯、出会い系サイトを利用して女性になりすまして客を勧誘する事犯等が見られ、不法な収益を得ることを目的に巧妙かつ組織的に行われている状況が認められる。さらに、わいせつ事犯の検挙件数は増加傾向にあるが、近年、コンピューター・ネットワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯や、わいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる⁹⁵。依然、多数の女性に対する性的搾取が続いていることが明らかである。

152. 国連児童の売春等に関する子どもの権利に関する委員会は、前回総括所見において、児童の売買、児童買春及び児童ポルノの発生状況について、被害児童の人数の観点から、年齢・性別・民族的集団及び地理的場所ごとのデータが存在しないこと、選択議定書が対象としている特定の分野に関する調査が行われていないことに懸念を表明し、日本政府が調査を実施し、選択議定書が対象とする犯罪を登録する中央データベースを整備し、こうしたデータが体系的に、特に、被害者の年齢、性別、民族的集団及び地理的場所ごとに分けて収集・確保されること、データは、罪種別に訴追及び有罪判決の件数に関するデータも収集されるべきことを勧告した⁹⁶。

153. 児童に限らず大人の被害についても、日本政府は同様の詳細なデータを収集し、提出すべきである。

(2) 性産業を規制する現在の法制度⁹⁷

- ① 18歳未満（17歳以下）の「児童」を対象とする性的搾取行為（強姦、強制わいせつ、買春、買春又は児童ポルノ製造目的での人身売買、児童ポル

⁹⁵ 国家公安委員会警察庁「平成26年警察白書」 85～86頁

⁹⁶ 子どもの権利に関する委員会「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査」（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1, 2010年6月22日） Para.5, 6 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/bf_kenkai.pdf

⁹⁷ 前掲日本弁護士連合会「第6回政府報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題と質問についてアップデート報告」 27-29頁

ノの提供，提供目的での製造・所持・運搬，単純所持など）は，児童ポルノ等禁止法及び児童福祉法等により禁止され，処罰対象である。

- ② このうち児童ポルノの単純所持（提供目的を要件としない所持）については，長い間，処罰対象ではなく，違法ですらなかった。しかし，2014年6月，児童ポルノの定義として「殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部，臀部又は胸部をいう。）が露出されまたは強調されているもの」を加えた上，「自己の性的好奇心を満たす目的」で「児童ポルノ（デジタル画像含む）」を所持する行為に対し，1年以下の懲役または100万円以下の罰金を規定する児童ポルノ等禁止法改正案が可決，成立した。改正法は2014年7月に施行されたが，自主的な廃棄を促すため，施行後1年間については，罰則が適用されない。

154. 法務省によれば，「殊更に」とは「画像の内容が性欲の興奮または刺激に向けられているものと評価されるものであることを要求する趣旨」であり，児童の全裸の写真であっても，自宅などで水浴びをしている幼児の自然な姿を，親が成長記録として撮影した画像は，通常「殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されている」とはいえないと考えられる。処罰するためには，「自己の性的好奇心を満たす目的」があったと認められる必要があり，学術研究などは処罰されない。また，児童ポルノを「自己の意思に基づいて所持するに至った者」であると「明らかに認められる者」が処罰の対象となり，知らないうちに児童ポルノを送りつけられたという場合には「基本的には処罰されない」⁹⁸。

155. 委員会は前回の総括所見において，女性や女兒への強姦，集団暴行，ストーカー行為，性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている日本における性暴力の常態化及びこれらのテレビゲームや漫画が児童買春・児童ポルノ禁止法の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念を表明し⁹⁹，女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような，女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを日本政府に強く要請し，児童ポルノ等禁止法の改正にこの問題を取り入れることを勧告した¹⁰⁰。しかし，この点の改正は見送られ，インターネット事業者はインターネットを利用した児童ポルノに関する犯罪等の

⁹⁸ 法務省「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji11_00008.html

⁹⁹ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.35

¹⁰⁰ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会最終見解」 Para.36

防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする規定が設けられた
だけである¹⁰¹。

- ③ 18歳以上の女性を対象とする性的搾取の加害者は、事実上、処罰されず
に野放しにされていることが多い実態がある。この点は、2008年の国連
自由権規約委員会の総括所見において、強姦罪の認定には被害者の抵抗が過
度に重視されることや、刑事裁判にて被害者の過去の性的体験に不適切にも
焦点が当てられ、性犯罪の加害者が処罰を免れたり、刑が軽くなっているこ
とに懸念が示され、勧告がなされた¹⁰²。法務省は、2014年秋、ようやく
強姦罪の構成要件等を検討するための「性犯罪の罰則に関する検討会¹⁰³」を
設置したが、公表されている議事録を検討する限りでは、これらの点を含め
性犯罪の被害者の負担を軽減する方向での法改正の道筋は明らかになってい
ない。

ア 売春防止法は、買春・売春のいずれも違法とするが、処罰対象とはしな
い。しかし、公然勧誘、周旋、場所や資金の提供、管理などの「売春助長
行為」を処罰対象とする。その法定刑は、「業として売春をさせる行為」
（管理売春行為）が最も重く、10年以下の懲役である。「売春助長行為」
の一つとされる公然勧誘罪は、「公衆の目に触れるような方法で人を売春
の相手方になるよう勧誘すること」等を処罰対象としており、その保護法
益は「性道徳」及び「社会の善良の風俗」である。また、同罪で検挙され
かつ有罪となった女性だけが補導処分に付される（補導処分の対象は明文
で「女子」だけとされている）。買春した男性に対する補導（矯正）は、
規定自体がない。

156. この売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社
会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為
等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女
子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防
止を図ることを目的」としている。需要の抑制についての観点が弱く、「売
春防止法」という法律名、「売春助長行為」という法律上の概念とあわせ、
法自身が性規範についてダブルスタンダード（二重の基準）を採用してい
ることは明らかであり、早急に根本的改正が必要である。

¹⁰¹ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第16条の3

¹⁰² 国連自由権規約委員会「規約第40条に基づき締約国より提出された報告の審査、自由権規約委員会の最終見解」（2008年10月30日、CCPR/C/JPN/CO/5） Para.14 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf

¹⁰³ 法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html

157. また、同法による禁止対象は対償を得ておこなう「性交」だけである。それ以外の性的行為（いわゆる性交類似行為）は同法違反とならず、むしろ、行為の場所が個室付き浴場等であれば、性行類似行為は、風営法によって公認されたものとなる。個室付き浴場などにおいてしばしば買売春（性交）が行われていることは、公知の事実であるが、これが売春防止法によって規制されることはほとんどない。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（以下「風営法」という。）は、「性風俗関連特殊営業」として、店舗型、無店舗型、映像送信型、店舗型電話異性紹介、無店舗型電話異性紹介の5種の営業を定め、これらを都道府県公安委員会への「届出」により公認している。
158. 同法は十数度の改正を経ており、その中で性風俗特殊営業を「許可」制にするかどうかも議論されたことがある。しかし、これらの中には違法な営業内容のものが多いため、公安委員会が許可するのは適当でなく、無届営業が多いので届出制を維持して実態を把握する方がよいとされ、「届出」制が維持された。
159. 性風俗関連特殊営業で提供されるサービスは、「個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業」、「専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場として政令で定めるものを経営する営業」、「店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業」、「専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業」などである。所定の届け出さえすれば、性交類似行為が公認されたものとなっていることが分かる。
160. 届出された営業であっても、当然、売春防止法は適用される（風営法は、届出された営業の中で性交類似行為が行われることを予定し、性交が行われることを予定していない。）。そして、性風俗関連特殊営業の中で買売春（性交）が行われていることは、公知の事実である。しかし、実際に売春防止法を適用した検挙が行われることは、ほとんどない。その理由としては、捜査機関が現場に踏み込み録画した画像を差し押さえた場合は別として、捜査に協力する買春者はほとんどいないため「性交」の証拠が掴みにくいこと、仮に性交の事実が明らかであっても、酒食の提供その他のサービスとの抱き合わせが多く、その対価と買売春の対償とが不可分の関係

にある場合など対価関係が必ずしも明らかでない場合があること、そして、買春は被害者なき犯罪である（優先度が低い）という捜査機関の認識があることなどが挙げられている。

ウ 児童を被写体とするポルノを除いて、一般的なポルノ規制法はない。「表現の自由」や「プライバシー」の名の下に、製造者や使用者の権利が強調され、一人又は複数で女性を強姦しこれを撮影したポルノでさえ放置されている。そこでは、被写体とされた女性の人権は全く無視されている。

161. ポルノの定義について、日本では、「写真、ビデオテープその他の物」であって、利用する者の「性欲を興奮させまたは刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」であることが必要とされている（児童ポルノ等禁止法第2条参照）。被写体ではなく、利用する者の主観が重要だというのである。しかし、利用する者の主観的要件にかからせるこの定義は、それ自体、誤りである。ポルノを規制する目的は、風俗犯罪だからではなく、あくまでも女性や児童に対する性的搾取・性的虐待から女性や児童の権利を擁護することにある。そうであれば、被写体として利用される女性や児童の立場・視点に立って規制内容・規制方法を定めるべきであって、ポルノの定義もこの観点から再構成されねばならない。

(3) 被害者の保護・支援

162. 18歳以上の女性が売春をした場合には、その女性の保護やリハビリテーション等は、売春防止法に基づいて各都道府県が設置する婦人相談所が行うことになっている。しかし、性的搾取を受けて婦人相談所に保護を求める女性はごく僅かである（例えば、2012年4月から2013年3月の1年間に各地の婦人相談所を訪れて相談した人のうち、「人身取引・売春強要・ストーカー被害」を主訴とするものは1%にすぎない。¹⁰⁴）。その理由として、支援を必要とする女性たちに婦人相談所の存在及びそこで受けられる支援の内容が十分に伝えられていないこと、非常勤で1年雇用という相談員の身分の不安定さも相まって被害女性の相談に的確に対応できる相談員が減っていることなどが考えられる。
163. 女性が18歳未満の場合は、主として児童相談所がこれらの仕事を行うことになっている。

(4) インターネットを利用した性的搾取

¹⁰⁴ 厚生労働省「平成24年度婦人保護事業実施状況報告の概要」 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv140305-1.pdf>

① 出会い系サイトの利用に起因した児童買春事件等の犯罪の急増を背景に、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）が施行されている。

164. 「出会い系サイト」とは、面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、その者の情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供する事業である。

165. しかし、2009年以降、出会い系サイトに起因する児童ポルノ等禁止法違反などの事犯は減少し、他方、コミュニティサイト（出会い系サイトを除く）に起因する事犯が大幅に増加した。例えば、2013年の検挙件数は、出会い系サイトに起因する事犯が848件、コミュニティサイトに起因する事犯は1311件である¹⁰⁵。

② 青少年（18歳未満の者）がインターネットを通じた事件に巻き込まれることを未然に防止し、安全に利用できるようにすることを目的として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）も施行されている。同法は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、青少年との間で携帯電話端末を利用するインターネット接続提供契約をする場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件とすることを義務付けている。

166. しかし、インターネット上の情報は膨大であり、しかも刻々と変わりうるため、フィルタリングによって完全に青少年を有害情報から引き離すことは不可能である。青少年を犯罪等の事件から守るためには、青少年自身が、様々な種類の情報源の中から必要な情報を選択してアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力（情報リテラシー）を有することが必要であり、その能力の育成が極めて重要である。また、急速なITの進展により、青少年の保護者が必ずしも十分な情報リテラシーを有しないことも多く、青少年を守る能力に欠ける事態も想定され、保護者の情報リテラシーの向上も急務である。さらに、現在、フィルタリングの認知度は低く、その目的や意義、有害サイトへのアクセスが青少年に与える悪影響などに関する情報が十分に利用者に提供されているとは言い難い。より一層の啓発教育が必要である。

¹⁰⁵ 警察庁「平成24年度中の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」（2013年2月28日）
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h24/pdf02-2.pdf>

警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について（平成22年下半年）」
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/H22deai-bunseki1.pdf>

(5) 日本では、「フーズク」は日常用語である。これは「性風俗」をさし、買春やその他の商業的性的行為を意味する。しかし、これを搾取と結びつけて考える人は少ない。とりわけ18歳以上の女性に対する買春や商業的性的行為は、その女性の「自由意思」に出たものであるから搾取ではないと考える人が多い。18歳未満の児童に対する性的搾取が禁止され処罰対象とされた際にも、児童は十分な判断力がないから任意性がないとされただけで、なぜそれが搾取になるのか、虐待になるのか等について、しっかりした検討はなされなかった。そのため、女性が18歳になった途端に「任意だから問題ない」と片付けられてしまう。

167. 買春を含む商業的性的行為の実態、原因、もたらす影響などに関する研究や教育・啓発が必要である。しかし、そのような研究は少なく、これらについての認識を深め防止するための教育・啓発は、ほとんど皆無である。学校における性教育は、性行為における自己決定権の尊重を十分に含んでいないと考えられる。

第3 ドメスティック・バイオレンス

1 ドメスティック・バイオレンス

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

① 日本政府は、委員会（2009年）¹⁰⁶、国連社会権規約委員会（2013年）¹⁰⁷及び国連自由権規約委員会（2014年）¹⁰⁸からの勧告を実現するために、どのような取組をしているのか明らかにされたい。

② 締約国は、DVの被害者の支援においては、中・長期支援を充実させるとともに、外国籍、障がい者、マイノリティ女性等への支援において、法律上及び事実上の障壁を除去し、支援へのアクセスを充実させるため、どのような取組をしているのか明らかにされたい。

具体的には下記のとおりである。

ア 内閣府の統計によれば、女性の32.9%がDV被害を受けており、そのうち命の危険を感じた人の割合は13.4%であるのに対して、保護命令の発令件数は、2000件台であり、大多数が潜在化している（命の危険を感

¹⁰⁶ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.32

¹⁰⁷ 国連社会権規約委員会「第50会期において委員会より採択された日本の第3回定期報告に関する最終見解（2013年4月29日-5月17日）」(E/C12/JPN/CO/3, 2013年5月17日) Para.23 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf>

¹⁰⁸ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」 Para.10

じた被害者数の1000分の1しか年間保護命令件数が存在しない。) ことについて、DV被害者の効果的保護について具体的な対策を予定しているのか明らかにされたい。

また、DV被害者の過半が加害者からのつきまといに脅かされ、3分の2が子どもを抱え月15万円以下で生活していることについて、どのような効果的改善策を予定しているのか明らかにされたい。

イ 配偶者暴力防止法の退去命令について、日本政府は、被害者の退去準備と荷物搬出のための制度と位置付けているのか。仮にそうであれば、その認識を改め、被害者が逃げざるを得ないのではなく、住居で通常的生活を送れるための制度に変更する予定はないのか明らかにされたい。

ウ 配偶者暴力防止法を改正して、生活の本拠を共にする場合以外についても、交際相手からの暴力にも法的保護を及ぼすことについて、どのように検討しているのか明らかにされたい。

エ 配偶者暴力防止法による保護から同性のカップルを排除しないためにどのような検討を行っているのか、また、現行法で、同性カップルの当事者が保護命令の発令を受けることができるのか明らかにされたい。

オ DVの保護命令について、一方当事者の審尋のみによる緊急保護命令を原則とすることについてどのような認識であるか、また、相手方の審尋をせずに保護命令を発令した事案の件数を明らかにされたい。

カ DV事件に関わる裁判官、書記官に対する研修を徹底し、DVにおける暴力の構造や被害者への影響等を専門的に研修することについて、どのような改善策を予定しているか明らかにされたい。

キ 関係する国や自治体職員に対し、DVについての教育及び研修についてどのような措置を講ずる予定があるか明らかにされたい。

ク 弁護士による代理人制度の法的支援の拡充について、どのような検討しているか明らかにされたい。

ケ 配偶者暴力防止法の運用において、審理期間の短縮を図るために講じている措置があるか明らかにされたい。

コ 保護命令以外の裁判手続、例えば離婚事件や子どもの監護に関する事件において、DV、とりわけ精神的、性的、経済的DVはどの程度、どのように考慮されているのか明らかにされたい。

サ 被害者の自立支援のために、配偶者暴力防止法を改正して、退去ないし接近禁止期間中の婚姻費用、養育費及び治療費の支払を付加して命じる制度に

ついて、どのように検討しているか明らかにされたい。

シ 24時間相談体制を実現する予定はあるか明らかにされたい。

ス 総務省が2009年5月26日に公表した「配偶者からの暴力防止等に関する政策評価<評価の結果及び勧告>¹⁰⁹」を、関係省庁ないし自治体の取組に生かすことについて、どのように予定しているのか明らかにされたい。

外国人女性がDV加害者と別居しても国内で生活できるよう、出入国管理及び難民認定法第22条の4の第1項第7号の運用に当たって、同条にいう「配偶者としての身分を有する者としての活動」や「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」が適切に解釈され、運用され、外国人DV被害の配偶者が被害者と認定されずに法的立場が不当に不安定になることのないよう、具体的にどのような対策を採っているのか明らかにされたい。

セ DVに関する統計について、障がいの有無及び障がいの種別について統計を取り、実態把握をすべきである。また、障がい者への合理的配慮及び障がい者がDV被害者のシェルターを利用しやすくするための措置について明らかにされたい。

③ 特にDVと子どもの関係について（子どもの自殺も含む。）

ア 妻だけでなく、直接子どもの心身に対する暴力がある場合の実態を明らかにされたい。またその実態をどのように把握しているのか明らかにされたい。

イ DVに伴い、子どもに対して暴力はないが、子どもがいるところなど子どもが覚知できる状態で振るわれた暴力の実態を明らかにされたい。また、その実態の把握はどのようになされているのか明らかにされたい。

ウ 児童虐待の事例と、DVとの関連を明らかにされたい。

エ 児童の自殺において、DVが原因となっている事例はあるか。DVは、自殺した子どもの生活環境にどのように影響しているか明らかにされたい。

オ 2012年4月に公表された「男女間における暴力に関する調査¹¹⁰」は第3次男女共同参画基本計画の施策として、データの在り方を検討してなされたのか明らかにされたい。

カ DVにさらされる子どもの実態を把握するデータの収集について検討し

¹⁰⁹ 総務省「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価<評価の結果及び勧告>」（2009年5月26日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000023063.pdf

¹¹⁰ 内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成23年度調査）」（2012年4月） <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h23danjokan-1.pdf>

ているか、また今後の取組を明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

168. 日本政府は、配偶者暴力防止法の第3次改正を踏まえ、適切な捜査処理と科刑の実現をしており、外国籍のDV被害者に対しては、原則として在留資格の「変更」申請を許可し又は特別許可をする等の対処をしていると報告している。

(3) 現状及び問題点

169. 内閣府の統計によれば、女性の32.9%がDV被害を受けており、そのうち命の危険を感じた人の割合は13.4%であるのに対して、保護命令の発令件数は、2000件台である。大多数が潜在化している(命の危険を感じた被害者数の1000分の1しか年間保護命令件数が存在しない)。また、DV被害者の過半が加害者からのつきまといに脅かされ、3分の2が子どもを抱え、月15万円以下で生活しており、DV被害者に対する効果的保護がされているとは、到底言い難い現状である。
170. 配偶者暴力防止法に基づく保護命令のうち退去命令については、当初2週間に限定されていた退去期間が2004年改正で2か月にされたものの、再度の申立てが認容されるためには被害者がその責めに帰すことができない事由によって転居できないこと等が要件とされており(同法第18条)、あくまでも「被害者」が退去するための準備期間と位置付けられ、解釈・運用されている。この制定・改正の経緯には、加害者の居住の自由や財産権への制約が過大になることへの配慮があったことが、制定時、改正時の議論として記録されている。しかし、DV被害者の保護の観点からは、被害者が逃げざるを得ないことを前提にした規定は、被害者に過大な不利益を負わせ、また住居を離れることを選択できない被害者に暴力的環境にとどまることを余儀なくさせるものである。被害者が住居を追われることなく安全に生活できることが必要であり、現行の退去命令の規定は、被害者の権利保障に悖るものであり、被害女性の「効果的」保護の観点から改正が必要である。
171. 同法は2007年にも改正されたが、同性カップルや交際相手からの暴力には十分対処できず、また、緊急保護命令がなく、保護命令の発令に平均して2週間程度かかっている。同法が2013年6月に改正され、生活の本拠を共にする場合にも適用することになったが、裁判所はこの文言について同性カップルを除外する解釈・運用を公表している。
172. 内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査(2012

年4月)¹¹¹」によると、女性の約4人に1人は配偶者からの身体的暴力の被害体験があり、また、女性の約20人に1人は命の危険を感じたことがある。しかし、これに対する加害者処罰等について、保護命令違反や傷害罪の規定は存在するものの、第6回政府報告書記載¹¹²のとおり、処罰件数は極めて少なく、具体的事案で適正に運用されているかは疑問であり、また被害弁償も適正に運用されていない。

173. 総務省が2009年5月に公表した「配偶者からの暴力防止等に関する政策評価<評価の結果及び勧告>」¹¹³によれば、被害者保護及び自立促進のための就業の促進、住宅の確保、子どもの就学等、各種の支援の質が不十分であると指摘されている。とりわけ、被害者に対する中長期的支援が貧弱である。
174. また、外国人のDV被害者への対処については、一定程度の通訳養成や在留資格への配慮がされているものの、更なる多言語情報の発信と活用、相談・支援における通訳体制の確立が求められる。また、2012年7月から出入国管理及び難民認定法が施行され、配偶者としての活動をしていないことについて正当な理由がない場合には、在留資格が取り消されることになった。DV被害については正当な理由と解釈されているが、DVについて適切に認定されないこともあり、外国籍被害者は在留資格の取消しにおびえて被害申告や離婚手続きに踏み切れない事例もある。
175. DVに関する統計について、障がいの有無及び障がいの種別ごとの統計を取り、実態把握をすべきである。また、聴覚障がいのある被害者のためにDV相談におけるメールやファックスの活用及び手話通訳者の配置、視覚障がいのある被害者のために点字、音声及びテキストデータによる情報提供、知的障がい及び精神障がいのある被害者のために意思決定支援等の合理的配慮が必要である。シェルターについても肢体不自由の被害者のための物理的バリアフリー化が必要である。さらに、全ての障がいのある被害者のための人的支援の措置が、施策において欠如している。
176. 上記のほか、女性差別撤廃委員会から勧告されている、女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインの開設や、移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に対する質の高い支援サービスの提供¹¹⁴も実施されていない。

¹¹¹ 前掲内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査（平成23年度調査）」

¹¹² 女性差別撤廃条約実施状況第6回報告（2008年4月） Para.71

¹¹³ 前掲総務省「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価<評価の結果及び勧告>」

¹¹⁴ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.32

177. 加えて、政府公表資料では、DVの実態把握が十分なされていない。特に、子どもを視野に入れたDVの実態把握が全くなされていない。DVの被害について、子どもの心身に対しても暴力が振るわれた場合、又は子どもに暴力は振るわれていなくとも子どもが覚知できる状況で暴力が振るわれた場合等、子どもの虐待とDVの関係も実態が把握できていない。政府のDVの根絶対策が子どもへの被害、影響等の視点からなされていない。
178. さらに、職場にもたらす影響、自殺との関連も実態把握がされていない。子どもも視野に入れたさらなる実態の把握がなされることにより、DV根絶の視点から効果的な意識啓発及び根絶対策が実施される必要がある。
179. 2013年には配偶者防止暴力法が改正され、保護命令の規定等が、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」に準用されて適用範囲が拡大したが、別居中の交際相手等からの暴力は適用範囲外であり、その余の問題点はほとんど解決していない。
180. また、夫による強姦は、刑法の規定上は除外されていない。しかし、実際には婚姻関係が破たんしている場合を除き、加害者が処罰されることはほとんどなく、同居中の夫からの強姦を有罪とした点を公表している判決は見当たらない。内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査（2012年4月）¹¹⁵」では、女性の7人に1人が配偶者から性的行為を強要されていることが示されている。

2 性暴力

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 日本政府は、性暴力犯罪についての刑法の構成要件の見直しを含め委員会からの勧告（2009年）、国連拷問禁止委員会（2013年）からの勧告を実現するよう全力で取り組む意思はあるのか明らかにされたい。
- ② 日本政府は、性暴力の被害者支援のための裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力におけるジェンダーへの配慮に関する義務的な研修を導入し、また、性暴力被害者が医療サービスを含めて利用できるワンストップ支援センターを少なくとも各都道府県に1か所以上、その後人口20万人に1か所以上、設置する予定があるのか明らかにされたい。

具体的には下記のとおり質問への回答を求める。

ア 強姦罪について、同意の有無を重視すべきこと、刑罰の引上げ、近親姦

¹¹⁵ 前掲内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成23年度調査）」

や婚姻内強姦の明示，男性に対する強姦の処罰，13歳という性交同意年齢の引上げなどが複数の国連人権条約機関から勧告等されているが，これらを含めて強姦罪の構成要件や処罰規定を改正する意思はあるのか明らかにされたい。

イ 強姦罪を非親告罪とする意思はあるのか明らかにされたい。

ウ 強姦事件を扱う裁判官，検察官，捜査官及び弁護士に対する教育研修を，ジェンダーの視点に基づき，どのように充実させる予定なのか明らかにされたい。

エ 夫からの強姦について有罪になった件数は公表されているのか，データを提出するとともに，夫からの強姦について厳正な法運用をすることを予定しているのか明らかにされたい。

オ 刑事裁判において被害者の過去の性関係に焦点をあてることに対する規制について，刑事訴訟法，同規則に基づく訴訟指揮以外に，立法を含む実効的な方策を検討しているのか明らかにされたい。

カ 強姦事件の刑事裁判において，暴行・脅迫や不同意の証明の際の被害者の負担を軽減するために積極的な措置を採るべきである。裁判員裁判の対象となる性暴力について，被害者の精神的負担やプライバシーの保護について積極的な対策を取る予定はあるのか明らかにされたい。

キ 性暴力被害者への支援をより充実させることについて，どのような措置を予定しているのか明らかにされたい。

また，性暴力被害者専門シェルターを設置する予定はあるのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨¹¹⁶

181. 性犯罪の非親告罪化等について，第3次男女共同参画基本計画において「強姦罪の見直し（非親告罪化，性交同意年齢の引上げ，構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」等とされ，2015年度末までに法務省において検討することとされている。これを踏まえ，強姦罪等の性犯罪に関する諸外国の法制度や我が国における処罰の現状等を調査するなどの検討を行っている。

(3) 現状及び問題点¹¹⁷

¹¹⁶ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.67

¹¹⁷ （参考）刑法第177条「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は，強姦の罪とし，三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も，同様とする。」
刑法第180条「第七十六条から第七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は，告訴がなければ公訴を提起することができない。」

182. 第3次男女共同参画基本計画が制定された2010年から2014年9月までは、少なくとも外部から確認できる形式での検討をしておらず、2014年10月に急遽、法務省は「性犯罪の罰則に関する検討会」を創設した。しかし、この会議体は、女性差別撤廃委員会の前回の勧告や、他の国連人権条約機関の勧告に従った改正のための議論を行わず、「調査するなどの検討」のための会議であり、実際に改正がされるのか、「被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定する」改正になるのか、全く不明であり、むしろ国際人権条約機関からの勧告に則った改正が否定される懸念がある。
183. 夫による強姦については、刑法の規定上は除外はされていない。しかし、実際には婚姻関係が破綻している場合を除き、加害者が処罰されることはほとんどなく、同居中の夫からの強姦を有罪とした点を公表している判決は見当たらない。捜査機関において門前払いされることも多い。内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査（2012年4月）¹¹⁸」では、女性の7人に1人が配偶者から性的行為を強要されていることが示されている。
184. 強姦罪の構成要件について、政府報告書のとおり、抵抗自体は犯罪の成立要件ではないが、刑事裁判においては、被害者の抵抗の有無や内容が、構成要件としての暴行脅迫の認定や、被害者の不同意の認定に利用されている。また、強姦罪の構成要件としての暴行・脅迫について、裁判所は、その程度として被害者の抗拒を著しく困難にする程度であることを要求している。
185. 性犯罪が親告罪とされていることについては、弁護士会内においては被害者に示談を通して宥恕を求めることは、刑事弁護にとって必要であり、非親告罪化の意義に疑問を呈する意見もある。しかし、他方で被害者の被害申告を抑制し、告訴取消に利用されていないかとの疑問が指摘されている。政府の男女共同参画会議・女性に対する暴力に関する専門調査会は、2012年7月に「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～¹¹⁹」を発表し、その中でも「被害者保護、性犯罪の厳正な対処を図るために、非親告罪化が有意義であるとの見解が多く見られた。」との記載があるが、今回の政府報告書ではこの検討が無視されている。
186. また、自由権規約委員会等から勧告されている、性交同意年齢が、男児及び女

¹¹⁸ 前掲内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成23年度調査）」

¹¹⁹ 内閣府「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」 http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/index_hbo07.html

児ともに13歳と低い年齢に設定されていることについても、政府報告書において十分な検証や議論がされていない¹²⁰。なお、弁護士会内には、性交同意年齢の引上げは未成年者による性行為の抑制になり、未成年者の自己決定権と齟齬がでたり、少年犯罪として前歴が残ることを懸念する意見もある。

187. 専門家等への研修については、警察での性犯罪捜査員への研修は一定程度なされているが、全警察官を対象にしたものではなく、また裁判官や弁護士への女性に対する暴力についての研修は行き届いていない。被害者が事件を相談したり、告訴したりする段階での捜査官の対応について、暴行・脅迫の程度が軽すぎるのではないかと等として、告訴をしようとしても門前払いするなど、問題がある場合は相当数あると思われる。このような面から、捜査官への教育等及び被害者への支援活動により、暗数が掘り起こされることが必要である。なお、性犯罪について、我が国では、加害者の治療アプローチが取られておらず、また、社会における女性観のゆがみが存在していることも解決すべき問題であることを付言する。

3 性虐待

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

日本政府は、刑法における強姦罪の性交同意年齢を13歳から引き上げること、近親姦への特別な処罰規定の制定、子どもが繰り返し証言するよう求められることがないような措置を設けることについてどのような方針であるのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

188. 日本政府は、児童買春事件等の捜査・公判においては、被害児童の人権及び特性に配慮した制度を利用可能であると報告している¹²¹。

(3) 現状及び問題

189. 国連子どもの権利に関する委員会は、第2回の総括所見¹²²において、援助交際、すなわち報酬を伴う交際の慣行及びこうした慣行に寄与し、また児童の性的虐待の訴追を妨げ得る低い性交同意最低年齢への懸念を表明しており、その後も未成年者に対する性的搾取の実態は改善していない。また、いわゆるJKビジネスという、女子高校生による密着したサービスを売りにしたビジネスがこの数年拡大しており、性的搾取の温床となっている。2014年の米国国務

¹²⁰ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」 Para.10

¹²¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.78

¹²² 国連児童の権利委員会「児童の権利委員会の最終見解」(CRC/C/15/Add.231, 2004年2月26日) Para.51
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0402/pdfs/0402_j.pdf

省の人身売買報告書では、性目的の人身取引として非難されている¹²³が、日本政府は、この点について有効な児童の保護と措置を講じていない。

190. 性交同意最低年齢を13歳とされる現状のレベルから引き上げるために、刑法を改正することについては、法務省が所管である。法務省は、政府の第3次男女共同参画基本計画において、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。¹²⁴」としており、法務省に検討会が設置されたが、具体的な改正の見通しはつけられていない。
191. また、刑事手続では、刑事訴訟法での一定の証人保護制度は存在するが、性的被害事案において、子どもが繰り返し証言するよう求められることによって、更なるトラウマを受けることがないようにするための陳述録画等は採用されていない。
192. 現実には、ロウ・ティーンへの性虐待は頻発しており、その結果と推認される15歳以下の女児の人工妊娠中絶の件数は、年間約1300件となっている。近親姦の特別処罰規定が存在しないこと、強姦罪が親告罪とされていること等と相まって、かかる日本政府の態度は、被害児の保護・支援を困難にしている。

4 ストーカー

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 日本政府は、警察官等法執行者がDVやストーカーに迅速かつ的確に対応するため、専門チームを創設し、かつ被害者の安全を確実に保障するべく、全警察官の対応についてのどのような研修を実施しているのか明らかにされたい。
- ② 日本政府は、配偶者暴力防止法について、同居をしていない交際相手の場合にも、保護の対象として拡大を予定しているか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

193. 厳正な取締りをしていると述べ、件数を挙げている¹²⁵。

(3) 現状及び問題点

194. ストーカー事案については、ストーカー行為等の規制等に関する法律により、同法の列挙した「つきまとい行為」に該当する行為が繰り返された場合には、公安委員会が罰則付きで禁止命令を発令できる仕組みがあるが、被害者に申立権がないため、禁止命令は年間数十件しか発令されていない。2011年12

¹²³ 米国「2014年度人身売買報告書」 <http://japanese.japan.usembassy.gov/jp/tpj-20140718-01.html>

¹²⁴ 前掲内閣府「第3次男女共同参画基本計画」 74頁

¹²⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.79

月の長崎県西海市及び2012年11月の神奈川県逗子市におけるストーカー殺人事件などの相次ぐ凶悪事件に見られるように、被害者やその関係者を保護できていない。

195. 2013年には、ストーカー行為等の規制等に関する法律が改正されて、執拗な電子メールの送信が規制の対象となる等一定程度改善された。しかし、その後も事件は後を絶たない。東京都三鷹市の女子高校生と両親が警察にストーカー被害を相談していたにもかかわらず、警察はそれほど危険な状況ではないと判断した結果、警察への相談当日の2013年10月にストーカー殺人事件が起きた。

5 売春の需要の抑制について

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 売春の根本的要因に対処し、女性及び女兒の性的搾取を防止することについて、日本政府の認識と対応に関する情報を提供されたい¹²⁶。
- ② 日本政府は、売春防止法について、実際には、顧客である男性を処罰せずに、勧誘をした女性だけを処罰している売春防止法第5条（公然勧誘の罪）を削除する予定があるか、また、かかる女性を矯正の対象とする差別的な補導処分（売春防止法第3章）を削除する予定があるか明らかにされたい。
- ③ 売春の需要（買う側）の抑止等により女性の売春による性的搾取を防止するため、どのような措置を採ることを予定しているのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

196. 需要抑制については、正面からの報告がされていない。

(3) 現状及び問題点

197. 売春防止法は、公然と人を売春の相手方になるように勧誘等したことを処罰の対象とし（第5条）、実際には女性が第5条により処罰されている。また、同条違反の女性にだけ補導処分が課されている（同法第3章）。さらに、委員会から勧告されている「売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置¹²⁷」はほとんど実施されていない。

198. 日本政府においては、売春の根本的要因についての誤解があり、また、女性及び女兒の性的搾取を防止するという視点が大きく欠けている。

¹²⁶ 前掲日本弁護士連合会「第6回政府報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題と質問についてアップデート報告」 Para.11

¹²⁷ 前掲女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.39, 40

6 軍人による女性及び女兒に対する暴力について

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

国連拷問禁止委員会は、第1回審査の総括所見において、「基地に駐留する外国軍人も含め、軍人による女性及び女兒に対する暴力を予防し、かつ、犯罪者を訴追するための有効な措置がないこと¹²⁸」に懸念を表明した。この懸念に対応して取られた措置を具体的に挙げられたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

199. 特に記載されていない。

(3) 現状及び問題点

200. この点について何ら改善が進んでいない。

第4 日本軍「慰安婦」問題

1 日本軍「慰安婦」問題

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 前回の委員会の総括所見及び同所見以降に発表された他の国連人権条約機関による総括所見について、日本政府は具体的にどのような施策を行ったのか。行わなかった場合には、その理由を明らかにされたい。
- ② 前回の審査以降、日本国内で強くなっている日本軍「慰安婦」問題はなかったとする言説に対して、日本政府はどのような対応を取ってきたか。その前提として「河野談話¹²⁹」の立場を承継し、これを施策の基本として実施していく意思や具体的な計画はあるか。
- ③ 日本軍「慰安婦」問題について、日本政府は、請求権問題は法的に解決済みであり、それにもかかわらずアジア女性基金により「償い金」ないし福祉事業等の支援により被害者に対し償いの気持ちを表してきたと説明しても、国際社会から理解されない現状を打破するために、どうすればこの問題を解決できると考えているのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨¹³⁰

201. 日本軍「慰安婦」問題は、本条約締結以前の問題であり、本条約の実施状況の報告に含めることは適切でないが、前回の審査及び総括所見でこの問題につ

¹²⁸ 国連拷問禁止委員会「条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査、拷問禁止委員会の結論及び勧告」(CAT/C/JPN/CO/1, 2007年8月7日) Para.25 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/pdfs/kenkai.pdf>

¹²⁹ 1993年8月4日に河野洋平内閣官房長官(当時)が発表した談話。

¹³⁰ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.98-102

いて言及されている点について我が国の取組を述べたいとして、日本政府報告書のパラグラフ98ないし102に記載がなされている。

(3) 現状及び問題点¹³¹

① 国連人権条約機関等からの勧告の不履行

202. この約20年間、様々な国連の人権機関が日本政府に対し、日本軍「慰安婦」問題について多くの指摘をしてきた。2009年の国連女性差別撤廃委員会の総括所見¹³²の後も、2013年の国連人権理事会の第2回普遍的定期審査において、日本軍「慰安婦」問題についての勧告¹³³が多数なされたが、日本政府はこれをフォローアップの対象として「受け入れない」と拒否した¹³⁴。また、2013年の国連社会権規約委員会の総括所見¹³⁵及び国連拷問禁止委員会の総括所見¹³⁶、2014年の国連自由権規約委員会¹³⁷及び国連人種差別撤廃委員会からの総括所見¹³⁸等において、各国連人権条約機関は、日本軍「慰安婦」問題について厳しい勧告を發表している。

203. しかし、日本政府は、日本軍「慰安婦」問題は法的に解決済みであるとの主張を繰り返し、その上で、「アジア女性基金」の事業がなされたとの説明を繰り返すだけである。そして日本政府は、各条約上の義務を果たしていないとする各国連人権条約機関の勧告について、これを履行していない。さらに日本政府は、上記の国連拷問禁止委員会からの勧告に対して、かかる国連の人権条約機関からの勧告については法的拘束力がなく、勧告に従うことを義務付けているものではないとする閣議決定を2013年6月に行った。

② 被害者個人の請求権存在と政府による賠償の可能性

204. 日本政府は、「第二次世界大戦中の戦争被害に関する賠償や財産及び請求権の問題は法的に解決済みであり、法的な賠償を行うことはできない」と表明している。また、日本軍「慰安婦」問題は法的に解決済みであり、また、アジア女性基金が一定の「償い金」を支払ったので事実上終了したと述べてい

¹³¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.97-102

¹³² 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.37,38

¹³³ 国連人権理事会「UPR 第2回日本政府審査・結果文書」(A/HRC/22/14, 2012年12月14日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_kekka.pdf

¹³⁴ 日本政府「UPR 第2回日本政府審査・勧告に対する我が国の対応」(A/HRC/22/14/Add.1, 2013年3月8日) Para.147.158 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_taiou.pdf

¹³⁵ 前掲国連社会権規約委員会「第50会期において委員会より採択された日本の第3回定期報告に関する最終見解」 Para.26

¹³⁶ 国連拷問禁止委員会「日本の第2回定期報告についての総括所見」CAT/C/JPN/CO/2, 2013年6月28日) Para.19 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/torture_report_ja2013_re.pdf

¹³⁷ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」 Para.14

¹³⁸ 前掲国連人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」(CERD/C/JPN-CO/7-9, 2014年9月26日) Para.18

る。

205. しかし、日本の最高裁判所は、2007年4月27日、中国人戦争被害者の個人賠償請求権問題について、請求権の「放棄」とは、「請求権を実体的に消滅させる」ことを意味するのではなく、「裁判上訴求する権能」を失わせるにとどまるとの判断を示した。この最高裁判所の見解を前提とすると、日本政府が被害者個人に法的な賠償することは可能である。のみならず、日本政府は、被害者の人権保障の観点から法的な賠償を行うべき立場にある。

206. また、韓国の憲法裁判所は、2011年8月30日、戦時中の日本軍「慰安婦」らが日本政府に損害賠償を求める個人の請求権の存否について、韓国政府が日韓請求権協定に定める手続を取らないのは「被害者らの基本的人権を侵害し、憲法違反にあたる」とする決定を出した。これを受けて、同年9月15日、韓国外交通商部（当時）の趙世暎東北アジア局長は日本の駐韓公使に対し、同協定第3条第1項に基づく協議の申入れを行った。さらに韓国政府は、同年11月15日にも繰り返しこの申入れを行ったにもかかわらず、日本政府はこれに対して正式の回答を行っていない。韓国政府からの引き続きの要請により、2014年4月30日、日本軍「慰安婦」問題について両国間の局長級協議が数回行われたが、進展が見られない状況である。

③ 河野内閣官房長官談話について

207. 日本政府は、1993年8月4日、河野洋平内閣官房長官（当時）の談話（以下「河野談話」という。）を発表した。この問題は、日本軍の関与の下に多数の女性たちの名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、日本軍「慰安婦」とされた女性たちに対して謝罪するとともに、謝罪の意思を表す何らかの措置を取ること及び教育を通して次の世代に承継することを内外に宣明した。この河野談話は、この問題に対する日本政府の基本的な立場を表明するものとして、歴代の首相もその立場を承継してきた。

208. しかし、安倍首相は、かねてから河野談話を見直すべきであるとの考えであり、首相就任直前まで河野談話の見直しを進めると公言していたものである。

209. なお、河野談話発表までの韓国政府と日本政府の交渉経過について、日本政府が検証委員会を設置して「検証」し、検証結果は2014年6月20日に発表された。

④ 強制連行の事実を否認する言説について

210. 日本政府は、日本軍が日本軍「慰安婦」を強制連行した事実はない、という方向に世論を誘導する立場を維持している。

211. 日本政府（第一次安倍内閣）は、2007年に、国会議員による政府への質問書¹³⁹に対する答弁書において、（1993年に河野談話を発した時までに政府が集めた資料の中には）「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」は、見当たらなかったと答弁した。この答弁は「集めた資料には記述が見当たらなかった」とするもので、「強制連行がなかった」とするものではない。しかし、「集めた資料には記述が見当たらなかった」と強調することによって、「強制連行がなかった」という方向に世論を誘導する効果を持つものである。しかし、日本政府が集めた資料の中に強制連行がなされた事実を示す証拠はある。日本政府も、2013年には、「強制連行の裏付けがなかったとする2007年答弁書に関する質問主意書」¹⁴⁰に対する答弁書において、日本政府が集めた資料の中に「バタビア臨時軍法会議の記録」があり、その記録中に「部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春させる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどした」との記述があることを認めた。

212. しかし、政府はいまだに2007年の答弁について、これを訂正せず維持している。

⑤ 教科書の記述及び歴史教育について

213. 教育においては中学校の教科書から日本軍「慰安婦」の記述が完全に消えたまま復活されていない。また、政治的に影響力がある人物による事実を否定しようとする言動に対しても、日本政府は特段これに対する対応を採っていない。のみならず、近時、日本政府は教科書検定の基準を改定し、教科書に政府の見解を記載することを執筆者に要求するようになった。このため、今後教科書には、日本軍「慰安婦」問題は「既に解決済み」と記載される可能性があり、このことにより、日本軍「慰安婦」問題が次世代に正確に引き継がれないおそれがある。

2 ヘイトスピーチについて

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

① 日本政府は日本人による人種差別的な嫌悪的扇動的言動により日本軍「慰安

¹³⁹ 衆議院「安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書」（質問第110号、2007年3月8日） http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a166110.htm ※辻元清美衆議院議員が2007年3月8日に提出した。

¹⁴⁰ 衆議院「強制連行の裏付けがなかったとする2007年答弁書に関する質問主意書」（質問第102号、2013年6月10日） http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a183102.htm ※赤嶺政賢衆議院議員が提出した。

婦」の女性たちが苦しめられている実情をどのように把握しているのか明らかにされたい。

② 人種差別的な嫌悪的扇動的言動は、日本軍「慰安婦」に向けられているだけでなく、在日韓国・朝鮮人などに向けられている実情をどのように把握しているか明らかにされたい。

③ ますます激しさを増しているヘイトスピーチに対し、日本政府はその防止及び被害者救済のために実状を調査し、何らかの法的規制の検討をしているか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

214. 特に記載されていない。

(3) 現状及び問題点

215. 日本軍「慰安婦」に対する嫌悪発言（ヘイトスピーチ）については、2013年2月、韓国の独立記念日の前日に韓国を嫌う日本のロックバンドが、京畿道広州にあるナムヌの家に住む日本軍「慰安婦」に対し、「売春ババー殺せ。チョン斬れ」等と日本軍「慰安婦」を口汚く罵り捲し立てる歌を吹き込んだCDとその歌詞の翻訳文を郵送し、日本軍「慰安婦」を更に傷つける事件が発生し、内外の注目を集めた。前回審査時点では、1994年の春から夏にかけて、全国各地で在日朝鮮人児童生徒に対する嫌がらせや暴力行為等が頻発し、その中には朝鮮学校に通学する女子生徒らに差別言辞・言動、駅構内のトイレにおける差別的落書き、チマチョゴリを切るなどの暴力事件も含まれていたが、その後人種差別主義による嫌悪的言動は在日韓国・朝鮮人に限らず、排外主義的な色彩を強め、デモの形態をとり、差別的な街頭宣伝により組織的に過激に嫌がらせと扇動行為が繰り返されている。このような状況において、日本政府は、2001年に国連人種差別撤廃委員会から¹⁴¹、2013年に国連社会権規約委員会から¹⁴²、2014年に国連自由権規約委員会¹⁴³及び人種差別撤廃委員会から¹⁴⁴ヘイトスピーチに関して懸念と政府の対応について勧告を受けている。

216. 我が国は、人種差別撤廃条約を批准した際、人種的優越思想等に基づく差別・扇動の禁止を定める人種差別撤廃条約第4条 (a) (b) について「日本国憲法が保障する集会・結社及び表現の自由その他の権利と抵触しない限度において、

¹⁴¹ 前掲国連人種差別撤廃委員会「第58回期人種差別の撤廃に関する委員会の最終見解」(CERD/C/58/CRP., 2001年3月20日) Para.14 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/saishu.html>

¹⁴² 前掲国連社会権規約委員会「第50会期において委員会により採択された日本の第3回定期報告に関する最終見解」 Para.26

¹⁴³ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」 Para.12

¹⁴⁴ 前掲国連人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」 Para.8

これらの規定に基づく義務を履行する」との留保を付けた。しかし、日本政府は、人種的優越又は憎悪に基づく流布や人種別の扇動等を処罰することについて、憲法と両立する範囲において一定の行為は刑罰法規をもって検挙、処罰をすることは可能であるとしている。しかし、日本政府は現存する差別や偏見についても、国民の一人一人が自由や権利の濫用を禁じる憲法の規定(第12条)を踏まえ、社会内で自発的に是正していくことが望ましいとの立場をとり、今日まで人種差別的意図に基づく暴力行為を特定の禁止し、処罰するための法律整備を行っていない。

217. なお、2014年12月9日、最高裁判所第三小法廷は、学校法人京都朝鮮学園が差別的発言の街宣活動で授業を妨害されたと訴えた訴訟にて、当該差別的発言の違法性を認め、学校の半径200メートル以内での街宣活動の禁止及び約1200万円の損害賠償を命じた一、二審判決が確定した。

第7条：政治的及び公的活動における差別の撤廃

第1 政治的及び公的活動における差別の撤廃

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

第3次男女共同参画基本計画における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、^{にまるさんまる}2030（2020年に指導的地位を占める女性の割合を30%とする。）の努力目標は現状では達成にほど遠いところであるが、第4次同計画策定に当たって、現状打開のために成果目標をはじめ、施策等で更に取り組むべき措置を検討しているか明らかにされたい。検討を行っている場合には、内容を具体的に報告されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨¹⁴⁵

218. 日本政府報告書のパラグラフ228ないし238を参照されたい。
219. なお、第7条の政治的及び公的活動における差別の撤廃のための措置として第4条の特別措置と関連するため、上記以外の分野については第4条の特別措置に関する報告を参照されたい。

3 現状及び問題点

220. 日本政府に対し、政策・意思決定の場に女性の参画が少ないことに懸念を表明し、是正に向けた勧告をなしたのは、委員会に限らず、国連社会権規約委員会¹⁴⁶及び国連自由権規約委員会¹⁴⁷も同様である。
221. また、我が国は国際的にみても長寿健康、就学年数及び所得による人間開発の達成度については、実績をあげているものの¹⁴⁸、2014年に世界経済フォーラムが発表したGGI（ジェンダーギャップ指数）が147国中104位であることは、女性の政治・経済活動への参画や意思決定に参加する機会において、男女間の格差が極めて大きいことを示している。列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union, IPU）が2014年3月15日に発表した世界の国会議員（下院）の女性比率を調査した結果として、日本の国会女性議員の8%という割合は189か

¹⁴⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.228-238

¹⁴⁶ 前掲国連社会権規約委員会「第50会期において委員会により採択された日本の第3回定期報告に関する最終見解」 para.13

¹⁴⁷ 前掲国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」 Para.9

¹⁴⁸ 2013年国連開発計画発表による人間開発指数（HDI）は測定可能な186か国中10位

國中163位（同じ数字の国を同順位とすると127位）であり、10%以下の国34か国の中の一国である。かかる状況は、前回審査以後も改善されているとはいえない。

222. 衆議院議員について、候補者に占める女性の割合は第3次男女共同参画基本計画策定時の2009年には16.7%であり、2012年には15%、直近の2014年12月に実施された総選挙では16.6%であり、依然として^{にまるさんまる}2030（2020年に指導的地位を占める女性の割合を30%とする。）の努力目標には程遠い状況である。また、議員に占める女性は2013年12月現在39人で8.1%であり、2014年総選挙では45人で9.4%と増えたものの、増加率はわずかと言わざるを得ない。
223. 参議院議員については、候補者に占める女性は2013年通常選挙において前回より1.3ポイント増加し、24.2%であるが、議員に占める女性は2014年12月21日現在38人で15.7%であり、2030の努力目標にはいまだ道半ばである。
224. 日本政府は第3次男女共同参画基本計画において新たに候補者について努力目標の設定をし、ポジティブ・アクションの導入を検討するように働きかけることを盛り込み、その実行として前回審査後毎年男女共同参画担当大臣から各政党に対し、国政選挙における女性候補者の割合などが高まるようにポジティブ・アクション導入を要請してきたというものの、成果は上がっていない。第3次男女共同参画次基本計画を基にした日本政府の現状における取組では、政治・公的分野における女性差別が撤廃されない点が問題である。

第8条：平等な条件での国際活動への参加

第1 平等の状況での国際活動への参加

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 国際分野における政策決定への参画状況につき、36の国際会議に女性の代表等を任命したとあるが、会議テーマを明らかにされたい。

大使における女性割合が非常に低い（2013年12月1日現在1名、0.7%）が、本条約第8条¹⁴⁹の観点から、女性大使が1名であるという現状をどのように認識し、どのような適当な措置を検討しているのかを明らかにされたい。

また在外公館の女性職員につき、割合だけでなく政策決定への参画の可否という観点から、その役職等に関する詳細なデータを明らかにされたい。

(2) 政府開発援助（Official Development Assistance, 以下「ODA」という。）¹⁵⁰全体に占めるジェンダー分野の割合が10.8%¹⁵¹であるところ（2007年～2011年計）、ジェンダー分野以外においてジェンダー主流化を図るため¹⁵²、具体的にどのような取組をしているのか明らかにされたい。

(3) 本条約を含む国連会議等文書につき、国内での周知や実施に向けた取組をしているとあるが、取組内容、成果、周知方法及び実施詳細につき具体的に明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨¹⁵³

225. 国際分野における政策決定への参画状況として、国際会議への女性の参加（国際会議政府代表団等151のうち、24%に当たる36の国際会議に女性の代表等を任命）、海外勤務状況（全大使における女性大使の割合0.7%、在外公館の女性職員の割合16%など）を報告し、またODA実施においてジェンダー主流化の推進に取り組んでいることなどを報告している。

226. また、国連会議等の文書の実施については、第3次男女共同参画基本計画の策

¹⁴⁹ 女性差別撤廃条約第8条 http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/woman_convention.html

¹⁵⁰ 外務省「ODAって何だろう」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/oda/oda.html>

¹⁵¹ 外務省「主要DAC諸国の援助実績（2007-2011年計・上位6カ国）」、出典：OECD/DAC/CRS オンラインデータベース（2013年8月時点） <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/statistic.html>

¹⁵² 日本政府「ジェンダーの開発（GAD）イニシアティブ」（2005年3月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/gad_initiative.html

¹⁵³ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.244-246

定に当たり、前回総括所見において指摘された課題等を踏まえ、条約等国际規範・基準の遵守や国内における実施強化・国内周知のための必要な施策を盛り込んだことや国連の会議等の成果文書の周知・国内での実現に努めていることを報告している¹⁵⁴。

3 現状及び問題点

(1) 国際分野における政策決定への参画状況は非常に低調であると言わざるを得ない。

227. 国際会議への女性の参加について、36の国際会議に女性の代表等を任命したとあるが、会議テーマとの関連（女性が代表に任命される会議テーマに偏りがなかなど）も明らかにすべきである。大使における女性割合が低いことは数字から明らかであるが、在外公館の女性職員については、割合だけでなく政策決定への参画の可否という観点から、より詳細なデータを提供すべきである。

228. 第3次男女共同参画基本計画では、「基本的考え方」において、「国際的な場における女性の積極的な登用を進める」とあるものの、成果目標に関連する項目はなく、具体的施策にも取り上げられていない。

229. 前回の総括所見では、本条約実施を推進するため、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、様々な手段の活用を検討するよう要請されている¹⁵⁵。

(2) 日本政府は、「ジェンダーの開発（GAD）イニシアティブ¹⁵⁶」に基づき、ODA全般にわたってジェンダー主流化を図ると報告している。他方、ODA全体に占めるジェンダー分野の割合は10.8%に過ぎず、ジェンダー分野以外の分野において、ジェンダー主流化を図るために具体的にどのような取組をしているのか、明らかでない。

230. また日本政府は、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals、以下「MDGs」という。）につき、ジェンダー視点を重視して保健及び教育分野における協力政策を実施している旨報告しているが、前回の総括所見では、ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別（ジェンダー）の視点を取り込むことが求められており¹⁵⁷、保健及び教育分野に限らず、MDGsのあらゆる分野における取組を行う必要がある。

¹⁵⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.255

¹⁵⁵ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.42

¹⁵⁶ 前掲日本政府「ジェンダーの開発（GAD）イニシアティブ」

¹⁵⁷ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.56

(3) 本条約を含む国連会議等文書につき、国内での周知や実施に向けた取組をしているとあるが、第3次男女共同参画基本計画では、「具体的施策」として「女性差別撤廃条約の国内における実施強化に努める¹⁵⁸」とするのみで、実施強化のために具体的にどのような取組をしたのか、全く分からない。なお、成果目標として、「女性差別撤廃条約」という用語の周知度について、2009年の35.1%を2015年には50%以上とすることを挙げているが、周知すべきは「女性差別撤廃条約」という用語ではなく、本条約の内容であることからすれば、取組としてはあまりにも不十分であると言わざるを得ない。

231. 前回の総括所見においても、委員会からの勧告への取組が不十分であることが指摘され、総括所見での勧告内容を実施すべく取り組むよう要請されている¹⁵⁹。また本条約が、拘束力のある人権関連文書であり、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤であるにも関わらず、日本においては重視されていないことに懸念が示され、特に公務員に対する条約に関する認識を高めるよう、勧告された¹⁶⁰。さらに、総括所見を日本国内で広く周知させるよう要請された。また、本条約や選択議定書、委員会の一般勧告、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等、開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果を周知させるよう要請された¹⁶¹。

¹⁵⁸ 前掲3次男女共同参画基本計画 18 頁

¹⁵⁹ 前掲女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.15, 16

¹⁶⁰ 前掲女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.19, 20

¹⁶¹ 前掲女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.58

第9条：国籍に関する権利の平等

第1 国籍に関する権利の平等

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

日本政府の無国籍者の定義を明確にされたい。また、無国籍者の実態把握をしているのか、していればデータを示されたい。

日本政府は、無国籍者の削減と保護についてどのような対応を取っているかを示されたい。無国籍者の地位に関する条約¹⁶²及び無国籍の削減に関する条約¹⁶³への加入の予定を示されたい。

とりわけ、外国人母と日本人父の間に生まれて日本国籍を取得したものの、その後日本人父との間の親子関係が否定された結果、出生時に遡って日本国籍を失い、外国人母の国籍を取得できず無国籍となった者への権利保障や保護について示されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

232. 特に記載されていない。

3 現状及び問題点

233. 我が国は、無国籍者の地位に関する条約及び無国籍の削減に関する条約のいずれにも加入しておらず、無国籍者の定義や保護規定が存在しない。

234. 外国人母と日本人父の間に生まれて日本国籍を取得したものの、その後日本人父との間の親子関係が認知無効等によって否定された結果、出生時に遡って日本国籍を失い、外国人母の国籍を取得できず無国籍となる者がいる。その場合、子は出生時から外国人としてみなされ、突如、非正規滞在の外国人として扱われることになる。このようにして国籍を喪失した上、在留資格を失うと、法的地位の脆弱さが顕在化する。2014年1月14日の最高裁判所判決は、認知者が血縁上の父子関係がないことを理由に認知の無効を主張することの可否について、認知者は、民法第786条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができるとし、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら

¹⁶² 国連難民高等弁務官事務所「無国籍者の地位に関する条約」 http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/1954_Stateless_Convention_JPN.pdf

¹⁶³ 国連難民高等弁務官事務所「無国籍の削減に関する条約」 http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/1961_Stateless_Convention_JPN.pdf

認知をした場合においても異ならないと判断した。

235. しかし、このような判断によって、遑って国籍を喪失して、法的地位が脆弱になる事案が生じている。
236. また、日本人男性とフィリピン人女性との婚外子で出生登録されていない子どもの無国籍の問題も浮上している。
237. なお、無戸籍の問題は、第16条の婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃を参照されたい。

第10条：教育の分野における差別の撤廃

第1 教科書における差別的記載の解消

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

委員会は、日本政府に対する総括所見において、「固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させること」を求めていた¹⁶⁴。これに対し日本政府が行った対応を具体的に明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

238. いずれも具体性を欠いており、「あらゆる教科書及び教材の見直し」を行ったのか否か、行ったとして、その結果がいかなるものであり、それに対していかなる対処をしたのかは不明である¹⁶⁵。

3 現状及び問題点

(1) 教科書は、全ての子どもの人間形成と文化の伝達に大きな影響を持つ。教科書に示された登場人物やその行動は、子どもの意識的、無意識的な生き方のモデルとなり、子どもに対する社会の役割期待として働き、子どもの意識をつくる。それゆえ、教科書における固定的性別役割分担意識の反映は、女性差別を温存・助長することに繋がる。

239. 当連合会は、上記の観点から、1989年2月、「『教科書における男女平等』についての意見書」を公表し、義務教育の教科書に関し、固定的性別役割分担意識と「男らしさ」「女らしさ」の定型化された観念を子どもに植え付け、助長する記述、写真及び挿絵を改善し、男女平等の理念に立ち、男性も女性も共に人間として自立した豊かで多様な生き方を学ぶことができる教科書とすることを提言している。

しかし、今なお日本の教科書には固定的性別役割分担意識に基づく男女像が多く描かれていることが、民間研究団体によって報告されている¹⁶⁶。

240. とりわけ、2011年の夏に教科書採択が行われ、現在横浜市内の中学校などで使用されている育鵬社版公民教科書には、固定的性別役割分担意識に関し

¹⁶⁴ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.30

¹⁶⁵ 前掲日本政府女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告 Para.176, 264

¹⁶⁶ 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク「報告集 どうなっている中学校教科書—ジェンダー平等からみて—」（2013年11月）

「男らしさ・女らしさを大切にしながらそれぞれの個性をみがき上げていくことが重要です。」、「育児・家事に専念する専業主婦という形も、家族の協力のひとつのあり方です。一方で職業をもつ女性には、家族が協力して家事の負担がかかりすぎないようにすることも大切でしょう。」などと、固定的性別役割分担を肯定的に捉えて女性に対する家族的責任の不平等な分担を温存・助長することに繋がりがねない記述も見られる¹⁶⁷。同教科書に対しては、安倍首相が野党議員時代、教科書採択後の2011年9月に、「新しい教育基本法の趣旨に最もかなった教科書は育鵬社の教科書であると確信しております。¹⁶⁸」とのメッセージを寄せているが、男女差別の実態に触れていないとの指摘や、2010年12月に民主党政権下で第三次男女共同参画基本計画が策定されていたにもかかわらず、2005年12月に自民政権下で策定された第二次男女共同参画基本計画を引用して、「行き過ぎた性教育，男女同室着替え」などを「はきちがえられた男女共同参画の例」として記述しているという問題点が指摘されている¹⁶⁹。

241. また、日本政府は2014年1月に教科用図書検定基準を、同年4月に教科用図書検定審査要項を改定した。改定の内容は、教科書に政府見解に基づく記述を求めたり、教育の目標等に照らして重大な欠陥が見られる教科書を検定不合格にするとの規定を設けるものであった。当連合会は、同改定について、国による過度の教育介入として憲法第26条に違反し、子どもの学習権等を侵害するおそれがあるとして、その撤回を求めている¹⁷⁰。そして、2015年3月から4月には、同改定後の最初の中学校用教科書の検定結果が公表され、同年9月までに採択が行われる予定である。

242. また、2014年10月、中央教育審議会が道徳教育の教科化を文部科学大臣に答申し、その中で、「検定教科書を導入することが適当である」とされた¹⁷¹。当連合会は、同答申に対し、「国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。したがって、文部科学省は、本答申に基づいて学校教育法施行規則や学習指導要領の改

¹⁶⁷ 育鵬社「中学社会 新しいみんなの公民」 54,55頁

¹⁶⁸ 教科書改善の会ブログ（2011年9月30日）<http://kyoukashokaizen.blog114.fc2.com/blog-entry-139.html>

¹⁶⁹ 子どもと教科書全国ネット21「育鵬社教科書をどう読むか」（高文研2012年5月）116,117頁

¹⁷⁰ 日本弁護士連合会「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改定並びに教科書採択に対する意見書」（2014年12月19日）http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_141219.pdf

¹⁷¹ 文部科学省中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（2014年10月21日）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf

訂作業を行うべきではない。」との意見を表明している¹⁷²。今後、道徳教育の名の下に、教科書の中で固定的性別役割分担意識がどのように扱われるか注意が必要である。

(2) 委員会は、前回総括所見において、「家父長制に基づく考え方や日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する深く根付いた固定的性別役割分担意識が残っていることを女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する。委員会は、こうした固定的性別役割分担意識の存続が、特にメディアや教科書、教材に反映されており、これらが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え、家庭や家事の不平等な責任分担を助長し、ひいては、労働市場における女性の不利な立場や政治的・公的活動や意思決定過程への女性の低い参画をもたらしていることに留意する。¹⁷³」と述べた上で、「委員会は、男女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。¹⁷⁴」旨を勧告した (para. 30)。

243. これに対し、日本政府は「別添資料 2 第 6 回報告最終見解への対応状況等について」において、「第 5 条で記述した。¹⁷⁵」と報告しているが、当該「第 5 条」の項には、上記のとおり教科書について如何なる見直しが行われた（又は行われなかった）のかが明らかでない。

244. 2012年10月に内閣府が実施した世論調査では、家庭生活について、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が51.6%、「反対」とする者の割合が45.1%となっており、前回（2009年10月）の調査結果と比較して見ると、「賛成」（41.3%→51.6%）とする者の割合が上昇し、「反対」（55.1%→45.1%）とする者の割合が低下して、過半数が固定的性別役割分担を肯定的に捉える回答を示した¹⁷⁶。固定的性別役割分担意識は、解消どころか、強化されている感すらあるのが実情である。

245. そこで、上記のとおり日本政府のとした対応及びこれにより教科書等の内容に生じた変化を具体的に明らかにさせるべきである。

¹⁷² 日本弁護士連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」（2014年12月18日）http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_141218_2.pdf

¹⁷³ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.29

¹⁷⁴ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.30

¹⁷⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.70

¹⁷⁶ 内閣府「世論調査」<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-danjo/2-2.html>

第2 教科書におけるいわゆる日本軍「慰安婦」の記載の復活と充実

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

いわゆる日本軍「慰安婦」について、一般国民に対する教育、並びに、教科書における記載の復活について、いかなる努力を行った（又は行わなかった）のかを、具体的に明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

246. 「日本政府の立場及びこれまでの取組」が報告されているが、一般国民に対する教育、並びに、教科書における記載の復活については、一切記載がなされていない¹⁷⁷。

3 現状及び問題点

(1) いわゆる日本軍「慰安婦」制度は、日本が過去におかしたアジア地域の女性に対する組織的暴力であり、女性及び外国人に対する差別でもある。日本国民は、この事実から目をそらすことなく、二度とこのような過ちをおかさないために、日本軍「慰安婦」の事実を歴史教科書に記載して、子どもたちに伝えていくことが必要である。上記の観点から、当連合会は、「このようなことを二度とくり返さないためにも、歴史教科書への事実の記載は、不可欠である」と提言している¹⁷⁸。

247. この問題について日本政府は、1993年8月、河野洋平内閣官房長官談話を発表し、この問題が、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることを認め、被害を受けた全ての人々に対し心からのお詫びと反省の気持ちを表明した。そして、日本政府としての責任の取り方について検討するとともに、歴史研究と歴史教育を通じてこの問題を後世に伝え、歴史の教訓とすることを言明した。

248. ところがその後、政権政党や閣僚の中からもこの談話を否定するような発言がなされるなど、この河野談話が日本政府の基本的な立場であることを曖昧にする事態が起こってきた¹⁷⁹。

¹⁷⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.97-102

¹⁷⁸ 日本弁護士連合会「中学校社会科教科書における『従軍慰安婦』の記述に関する会長声明」（1997年5月1日） http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/1997/1997_10.html

¹⁷⁹ 前掲日本弁護士連合会・大韓弁護士協会「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/101211.html>

そして、2011年の教科書検定では、義務教育の全ての歴史教科書から「慰安婦」の記述が姿を消した。

249. さらに、2013年5月には、日本維新の会（当時）の共同代表であり、大阪市長である橋下徹氏が、軍隊に日本軍「慰安婦」制度は必要であったとの発言をした¹⁸⁰。
250. 2014年8月には、朝日新聞が過去の日本軍「慰安婦」の強制連行に関する故吉田清治氏の証言に基づく記事を取り消すと、日本軍「慰安婦」制度自体を否定するかのような言説まで現れるに至っている。
251. さらに2015年1月には、教科書会社の数研出版が、高校の公民教科書について、「誤記」を理由として「従軍慰安婦」の言葉を削除する内容の訂正を文部科学省に申請し、認められたことが明らかになった。
- (2) 委員会は、前回総括所見において、「第二次世界大戦中に被害者となった『慰安婦』の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。」と述べた上で、「委員会は、締約国が『慰安婦』の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。」旨を勧告した¹⁸¹。
252. 国連拷問禁止委員会は、前回の総括所見において、「全ての歴史教科書にこの出来事を含めること」を要請している¹⁸²。
253. 国連自由権規約委員会は、前回の総括所見において、「教科書への十分な記述を含む、この問題に関する生徒・学生と一般市民の教育」を確保するための「即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである」としている¹⁸³。
254. このように複数の国連委員会から明確に日本軍「慰安婦」問題にかかる教育並びに教科書への記述を求められているにもかかわらず、いまだ記述は復活していない。また、日本政府の報告書には、これに対する応答が一切見当たらない。そこで、日本政府による履行の意思と実施状況を具体的に明らかにさせるべきである。

¹⁸⁰ 日本弁護士連合会「橋下徹氏の日本軍『慰安婦』及び『風俗業』に関する発言の撤回と謝罪を求める会長談話」（2013年5月24日） http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2013/130524_3.html

¹⁸¹ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.37, 38

¹⁸² 国連拷問禁止委員会「日本の第2回定期報告についての総括所見」 Para.19

¹⁸³ 国連自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」 Para.14

第3 教育における女性差別の撤廃

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

女性の大学進学率，これまで女性比率の低かった学問分野への女性の進学率，大学教授への女性の登用率を上昇させるために，過去4年間に講じた具体的措置を報告されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

255. パラグラフ13～16及び165に報告がなされている¹⁸⁴。

3 現状及び問題点

256. 前回総括所見において、「委員会は，教育分野における男女同権を保証するために実施された多くの取組に留意する一方，強い反対にもかかわらず，教育基本法が改正され男女共同参画の推進に言及した同法第5条が削除されたことを懸念する。また，委員会は，女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること，及び学生や教職員として，特に教授レベルで学界における女性の参画が低調であることに懸念をもって留意する。」と述べた上で，「委員会は，教育分野における女性の十分な権利の保護に関する，本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように，男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する。委員会はまた，女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し，それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。委員会は，男女共同参画基本計画（第3次）において，大学・短大における女性教員の割合の達成目標を20%から引き上げ，最終的に，こうした機関における男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。」旨を勧告した¹⁸⁵。

257. これに対し，日本政府は，各種の女性比率が上昇していることを報告しているが，いずれも上昇幅は小幅にとどまっている。

258. すなわち，大学への進学率は，2009年は44.2%（男性は55.9%），2013年は45.8%（男性は55.6%）であり，上昇幅は1.6ポイントにとどまり，依然として約10ポイントの男女格差が残存している¹⁸⁶。

¹⁸⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.13-16, 165

¹⁸⁵ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.43, 44

¹⁸⁶ 内閣府「男女共同参画白書平成26年度版」http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/zentai/

259. 学部学科別の女性比率は、伝統的に女性比率の低い工学部では2005年の10.5%から2012年は11.7%、理学部では2005年の25.5%から2012年は26.1%となっており、いずれも1ポイント前後の小幅な上昇にとどまっており、大きな男女格差が残存している。

大学教授への登用状況を見ても、女性比率2009年の12.0%から2013年の14.0%へと2ポイントの上昇にとどまり、依然として男女格差は大きく、大学学長に至っては2009年の8.5%から2013年の8.4%へと減少に転じている。

260. このように、確かに数字の上では男女格差は縮小傾向にあるものの、その縮小のペースは緩慢と言わざるを得ず、依然として大きな男女格差が残存しており、その解消のために即時かつ効果的な対応がなされているとは言い難い。そこで、男女格差解消のための具体的措置を明らかにさせて、その効果を検討するとともに、他のより効果的な措置を講ずる必要性を明らかにして、措置内容を検討する必要がある。

第4 障がいのある女性に対する教育

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

障がいのある女性（女兒）の進学率、進学実態、疎外事由の情報や統計データを提出されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

261. 特に記載されていない。

3 現状及び問題点

262. 委員会は、前回総括所見において、障がいのある女性（女兒）の教育に関する情報や統計データが不十分であることに留意する旨を指摘している¹⁸⁷。

263. 障がいのある女性（女兒）の人格形成並びに社会的活動の契機ともなり得る学校生活において、障がい独自の教育的配慮は非常に重要である。しかし、学校においても、障がいのある女性（女兒）に対して、障がいに関連するいじめ、教師からの性的被害、無理解な差別発言及び特別支援学校における配慮欠如の実態がある¹⁸⁸。そこで、障がいのある女性（女兒）の進学率、進学実態及び疎外事由の

¹⁸⁷ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.53

¹⁸⁸ 日本弁護士連合会「第57回人権擁護大会シンポジウム第2分科会[障害者権利条約の完全実施を求めて～自

情報や統計的調査が必要である。

第 1 1 条：雇用の分野における差別の撤廃

第 1 男女雇用機会均等法確立対策の推進

1 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① コース別雇用管理制度を含む全ての間接差別の禁止，国際基準に基づく職務評価手法の確立のために講じた施策を明らかにされたい。② 雇用管理区分の実態について，コース別雇用管理制度実施企業の割合（違ったコースにいる男女の割合，総合職に占める女性の割合，一般職に占める女性の割合）について，2008年以降の年次ごとの情報を提供されたい。③ コース別雇用管理制度における転勤要件導入の割合，転勤要件撤廃による男女間の賃金格差，昇級・昇格格差是正の効果についての検討の有無及び検討された場合にはその結果を報告されたい。 |
|--|

(2) 第 7 回及び第 8 回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

264. 2013年9月に間接差別となり得る要件を定めている現行の省令を見直し，転勤要件について，「(1) 総合職の限定を削除し，総合職以外の労働者も対象とすること，(2) 募集・採用に加えて，昇進及び職種の変更に関する措置を追加すること」とした。¹⁸⁹これにより，全ての労働者の募集，採用，昇進等に当たり，合理的な理由なく，転居を伴う転勤要件を設けることは，間接差別に該当することとなる。

(3) 現状及び問題点

265. 我が国における女性の雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合は，増加傾向にあり，2013年が2030万人，44.19%（4593万人）¹⁹⁰である。しかし，男女間賃金格差は依然として大きい。すなわち，2013年の女性一般労働者（「一般労働者」とは常用労働者のうち「短時間労働者」以外の者をいう。）の賃金は，男性一般労働者の賃金の71.3%（一般労働者のうち正社員に限ると74%）に止まっている。また，全女性労働者の55.8%はいわゆる非正規労働者（パート・アルバイト，その他（派遣，契約，嘱託，その他）であるが，女性短時間労働者の平均所定内賃金は，男性一般労働者の50.

¹⁸⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.288

¹⁹⁰ 厚生労働省「平成25年雇用動向調査結果の概況」（2014年9月9日） <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/14-2/>

7%にしかならない¹⁹¹。

266. 賃金格差をもたらす要因として、①制度設計の段階では性の要素は入っていないが、基準が曖昧であるため性別役割分担意識をもって運用されることが必ずしも排除されない制度や家庭責任を持つ労働者にとって困難な働き方を前提とした制度があることで採用・配置等の面での男女差を生んでいる、②賃金・雇用管理制度の運用の段階で、採用、配置や仕事配分、育成方法の決定、人事評価や業務評価などの側面で、男女労働者間に偏りが生じ、それらが男女間の経験や能力差に、さらには管理職比率の男女差につながる¹⁹²、ということが挙げられている。すなわち、我が国の現状をみると、明らかに女性であることを理由とする差別は見当たらなくなってきたものの、募集・採用や賃金等の労働条件において男女間格差の縮小が進まないのは、圧倒的に女性が多いパートタイム等の非正規雇用形態及び正規雇用におけるコース別人事制度にみられる雇用管理区分等の運用の結果として、女性が不利益を受けていることが、大きな要因となっている。¹⁹³

267. 雇用形態により、同じ価値ある仕事をしながら賃金その他処遇に差を設けることは、事実上女性に対する間接差別であり、こうした雇用形態による差別が解消されなければ、女性の雇用機会の保障や均等待遇は進まない。コース別雇用管理区分は、職種、勤務地、労働時間等あらゆる労働条件につき区分の対象とするものであって、間接差別の限定列举を維持する限り、コース別雇用管理が事実上の男女別雇用管理とされる危険性は依然として大きい。

268. 委員会は、前々回審査の総括所見において、「コース別雇用管理制度に表れるような水平的・垂直的雇用区分から生じている男女間の賃金格差の問題、及び雇用機会均等法に関連する政府のガイドラインに示されている間接差別の慣行と影響についての認識の不足に懸念を有する¹⁹⁴」と指摘し、2009年に示された最終意見においても「委員会は、明白な男女間の水平的・垂直的職務分離に反映されている、労働市場における女性の不利な状況について依然として懸念を有する。委員会は、とりわけ、男女雇用機会均等法に基づく行政ガイドラインの「雇用管理区分」が、女性を差別するコース別制度を導入する余地を雇

¹⁹¹ 前掲内閣府「男女共同参画白書平成26年度版」

¹⁹² 厚生労働省「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書」（2010年4月9日）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000057do-img/2r985200000059h4.pdf>

¹⁹³ 前掲日本弁護士連合会「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正に向けた意見書（2013年11月22日）

¹⁹⁴ 国連女性差別撤廃委員会「条約第18条に基づく締約国により提出された報告の審議（女性差別撤廃委員会第29回会期報告（A/58/38）関連部分」Para.369 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/pdfs/4-5_k.pdf

用主に与えているかもしれないと懸念している。¹⁹⁵」と指摘している。にもかかわらず、日本政府は、現在においても、「コース別雇用管理制度等については、…性別によって異なる取扱いを行うものではない限り、男女雇用機会均等法上の問題はない¹⁹⁶」との認識を改めようとしな

269. 日本政府は、コース別雇用管理制度も含む全ての間接差別の禁止、国際基準に基づく職務評価手法を確立するために、間接差別の限定列举を廃止すべきである¹⁹⁷。

2 男女雇用機会均等実現に向けた取組

(1) 行政指導

① 質問表に盛り込まれるべき質問事項

男女雇用機会均等法及び2007年1月に策定した「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づく年間約7700件の是正指導の内容及び指導を受けた企業の指導後の改善状況につき明らかにされたい。

② 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

270. 男女雇用機会均等法に違反する取扱いについて、年間約7700件の是正指導を行うとともに、2007年1月に策定した「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、制度の内容及び運用実態を把握し、男女雇用機会均等法及び留意事項に沿った雇用管理となるよう指導等を実施していると示す¹⁹⁸。

③ 現状と問題点

271. 是正指導後の対象企業における改善状況が具体的に明らかにされていない。

(2) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等

① 質問表に盛り込まれるべき質問事項

男女雇用機会均等法の禁止する妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いに該当すると疑われる事案について、厚生労働大臣ないし都道府県労働局長による援助として助言、指導、勧告により解決をみることができなかったケースについてはその後どのような対応をしているのか明らかにされたい。

また、勧告に従わない場合の同法第29条の実効性確保のための同法第30

¹⁹⁵ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.45

¹⁹⁶ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.293

¹⁹⁷ 日本弁護士連合会「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正に向けた意見書（2013年11月22日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_131122_3.pdf

¹⁹⁸ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.292

条による企業名の公表及び同法33条の制裁規定の具体的な件数を明らかにされたい。

② 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

272. 男女雇用機会均等法は、妊娠・出産を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止している。また、2006年の法改正により、妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、事業主において当該解雇が妊娠・出産等を理由とするものでないと証明しない限り、無効とすることとした¹⁹⁹。

③ 現状及び問題点

273. 2006年の男女雇用機会均等法改正において、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止規定や母性健康管理に関する事業主の義務違反等について、紛争援助や制裁の強化が盛り込まれたにも関わらず、「マタニティ・ハラスメント」が社会問題化するなど、依然として妊娠・子育てをする女性が働き続けることが困難な状況にある²⁰⁰。2013年5月の日本労働組合総連合会非正規労働センター「マタニティ・ハラスメント (マタハラ) に関する意識調査」によると、いわゆるマタニティ・ハラスメントを受けたと回答した妊娠経験女性が25.6%に上った²⁰¹。

274. こうした中、2014年10月23日最高裁判所判決は、女性労働者につき妊娠中の軽易な業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として男女雇用機会均等法第9条第3項の禁止する取扱いに当たり、例外的に同項の禁止する取扱いにあたらぬことについては使用者に事実上の立証責任があるとの画期的な判断を示し、今後、当該判決の実務への影響が期待される。

(3) 個別紛争の解決

① 質問表に盛り込まれるべき質問事項

男女雇用機会均等法違反について、調停制度による解決が失敗に終わった場合、被雇用者はどのような法的手段を採り、いかなる救済措置を求めることができるか明らかにされたい。

② 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

275. 男女均等取扱いに関する労働者と事業種との間の紛争については、都道府

¹⁹⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.299

²⁰⁰ 前掲日本弁護士連合会『「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正に向けた意見書』

²⁰¹ 日本労働組合総連合会非正規労働センター「マタニティ・ハラスメント (マタハラ) に関する意識調査 (2013年5月) <http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/chousa/data/20130522.pdf>

県労働局長の助言，指導，勧告及び機会均等調停会議を積極的に実施することによりその解決を図っている²⁰²。

③ 現状及び問題点

276. 機会均等調停会議に対する申立ては，2011年度が78件，2012年度が63件，2013年度は51件と圧倒的に件数が少なく，紛争解決機関として機能しているとは到底いえない。また，2013年度における調停の実施結果を見ると，調停を開始した51件（前年度申請受理案件を含む。）のうち，受諾勧告を行ったものは33件で，そのうち双方受諾しているのは31件である²⁰³。調停によって解決した割合が50%を下回っていることを見るなら，調停制度は差別是正にとって高い機能を発揮しているとは評価できない。このことは調停には強制力がないことから導かれる帰結であり，また，不成立に終わっても，差別に該当するか否かの判定機能もない。差別的取扱いがあった事実についての立証責任は，民法の一般原則においては差別を主張する側にあることになる。しかし，人事査定資料など差別に関する資料は事業主側に握られており，労働者側が事業主の差別意思やそれに基づく男女格差との因果関係等の証明を行うことは極めて困難である。とすれば，憲法や男女雇用機会均等法の男女平等原則の趣旨から，労働者が男女格差と性差別を疑わせる客観的な事実の存在を証明したときには，性を理由とする差別的取扱いがあったものと推定し，事業主側にその格差の合理性を立証する責任を負わせるべきである。
277. また，差別が認定されたとしても，有効な回復措置がなく損害賠償しか認められないのでは，差別は解消されない。差別是正を目的とする男女雇用機会均等法の実効性担保のために，差別的取扱いが認定された場合には，差別を受けていない性の労働者と同一の労働条件を認める効果的な回復措置を採るべきである。加えて，男女雇用機会均等法では，苦情処理機関の設置を事業主の努力義務としているが，事業主の自主的取組に任せていたのでは，設置の促進は期待できず不十分である。一定規模以上の事業所に対しては，苦情処理委員会の設置を義務化すべきである。同時に，第4条に述べたとおり，男女雇用機会均等法第14条に関する事項を第15条の苦情の自主的解決の

²⁰² 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.300

²⁰³ 厚生労働省「平成24年度男女雇用機会均等法の施行状況」 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/sekoujyoukyou_h24.pdf

厚生労働省「平成25年度都道府県労働局雇用均等室での法施行状況の公表」（2014年5月29日） <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11904000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Tanjikanzaitakuroudouka/0000047137.pdf>

対象とすべきである²⁰⁴。

278. 加えて、法律の実効性を確保するためには、日々の生活や妊娠・出産等による育児負担を抱える労働者であっても物理的、経済的、精神的な負担を感じるなく権利行使できるよう、より司法にアクセスしやすい制度や環境を整備することが必須である。法を犯した企業に対してはより厳しい態度で臨み、制裁の意義にふさわしい一定の経済的負担等を求めることを検討すべきである。さらに、日本においては、雇用差別や母性保護、サービス残業など一労働者個人の問題ではなく全社的な取組が必要である事案についても個別事案として処理され、権利行使をしない（あるいは経済的、時間的理由等により権利行使の負担を負えない）労働者に対しては救済の効力が及ばないという法的効力の問題がある。以上の問題を解決するため、他の先進諸国においては、労働組合や行政機関による提訴権限（韓国、アメリカ等）、懲罰的制裁制度（アメリカ等）、クラスアクション制度（アメリカ等）が採用されておりが検討に値する。

(4) 障がいのある女性の雇用均等

279. 前回の総括所見では、雇用へのアクセスに関して障がいのある女性が、「複合的な形態の差別を受けやすい、社会的弱者グループの女性に関する情報や統計データが不十分であることに留意する。²⁰⁵」と指摘されている。この点、障がいのある女性の就労率（福祉的就労を除く。）は、28.4%と一般女性の64.9%よりも遙かに低だけでなく、障がい男性42.4%と比較しても著しく低い割合である²⁰⁶。これは、障がいのある女性が経済的に貧困状態を強いられていることとも整合し、障がいのある女性が複合的差別に遭っている現状を示している。かかる複合差別を解消しなければならないことは言うまでもなく、さらに障がいのある女性を含めた共生社会実現のためには、障がいのある女性という視点での、雇用率、雇用体系、雇用における不利益等の情報や統計的調査が必要である。

第2 多様な職業形態における就業条件の整備

1 非正規労働者

²⁰⁴ 前掲日本弁護士連合会『「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正に向けた意見書』（2013年11月22日）

²⁰⁵ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.53

²⁰⁶ DPI 女性障害者ネットワーク「障がいのある女性の複合差別」 <http://dpiwomennet.choumusubi.com/kyoutuu2.pdf>

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

男女間賃金格差の根幹となっている非正規労働者の低賃金と不安定な地位を解消するために講じられた施策を明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

280. 特に記載されていない。

(3) 現状及び問題点

281. 女性の非正規労働者の割合は55.8%と増加しており²⁰⁷、正社員・正職員以外の女性短時間労働者の平均所定内賃金は、一般労働者の50.7%にしかならないのが実態である²⁰⁸。正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別に見ると、女性は1985年に67.9%であったが、2013年には44.2%²⁰⁹にまで減少している。男性についても、1985年は92.6%であったが、2013年には78.8%に減少している。男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあるが、特に女性はその割合が1985年の32.1%から2013年には54.5%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている。1年間を通じて勤務した給与所得者について男女別に給与水準を見ると、2013年には、300万円以下の所得者の割合が男性では24.1%であるのに対し、女性では65.5%に達している。また、700万円超の者は、男性では18.7%になっているのに対し、女性では3.2%に過ぎない。この状況の背景としては、正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど、雇用形態において男女間に違いがあること、また、パートタイム等に従事する女性では、税制や社会保障制度により、いわゆる年収「103万円」、「130万円」の壁の存在が指摘されているように、収入が一定範囲を超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。²¹⁰

2 パートタイム労働

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

① 改正パートタイム労働法における「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の実数あるいは割合、その男女比及び差別是正の実態について、報告されたい。

²⁰⁷ 総務省「平成24年就業構造基本調査」 <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/>

²⁰⁸ 前掲厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概要」

²⁰⁹ 内閣府「男女共同参画白書平成26年版」 http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/zentai/#p

²¹⁰ 国税庁「民間給与実態統計調査」 <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

② 異なる雇用形態にある労働者間の均等・均衡待遇の原則を定める現行法上、唯一の法律であるパートタイム労働法をより実効的に解釈・運用するための取組の検討の有無及び検討がなされている場合にはその内容を明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

282. パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮できる雇用環境を整備するため、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保や通常の労働者への転換等を内容とする短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正を行った²¹¹。

(3) 現状及び問題点

283. 改正パートタイム労働法第9条²¹²は、退職するまでの全ての期間、①職務内容(業務の内容と業務に伴う責任の程度)、②人材活用の仕組み・運用の範囲(職種変更や転勤を含めた配置の変更の見込み)の2つについて、「通常の労働者」と同一であることを条件として、上記2要件を満たすパートタイム労働者を「通常の労働者と同視すべき労働者」とし、「短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について差別的取扱いをしてはならない」と規定している。

284. 上記2要件のうち、職務の同一性を判断するに当たっては、「業務の内容」に加えて、「当該業務に伴う責任の程度」も同一であることを要求している。しかし、「責任の程度」というのは、何に対するどのような責任を指すのか不明確であり、恣意的に解釈されやすく、また、法的概念として曖昧である。行政解釈によれば、責任の程度とは、業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等をされているところ、授権されている権限の範囲などは当該労働者が担当している業務の内容として判断すれば足り、業務の内容と別に「当該業務に伴う責任の程度」という概念を設ける必要性がない。かえって、かかる曖昧な概念を職務の同一性の判断要素として法文において明示的に設けることは恣意的な解釈を許容し、脱法を招くことになる。

285. 統計によると、「正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者」は全短時間労働者の2.9%に過ぎず、同条の対象となる2要件を満たすパートタイム労働者は1%未満といわれる。適用要件が厳格すぎるため、対象となるパートタイム労働者が極めて限定され、実際には、救済規定としてほとんど機能していない²¹³。

²¹¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.302-304

²¹² 2015年4月1日施行

²¹³ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」結果(2010年12月27日) <http://www.>

286. よって、パートタイム労働法第8条第1項の定める均等待遇の要件から、人材活用の仕組み・運用の同一性の要件を削除し、「職務の内容の同一性」のみを要件とすべきである。また、同条は「職務の内容の同一性」について「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度」が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一であることとしているが、このうち「当該業務に伴う責任の程度」が同一であることの要件については、削除すべきである。加えて、同条の禁止規定に違反した場合の私法上の効力を明記すべきである²¹⁴。

3 派遣労働

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

派遣労働者の保護と雇用の安定に関する立法動向と女性の雇用の安定、男女間賃金格差の是正、仕事と家庭の両立のしやすさとの関係について検討されているか。検討されている場合には、その内容を明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨²¹⁵

287. 派遣労働者の保護と雇用の安定については、2012年に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「労働者派遣法」という。）を施行した。この改正法では、目的規定に派遣労働者の保護を図ることを明記するとともに、30日以内の日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用への転換推進措置、派遣先労働者との均衡待遇の配慮等の措置を新たに講じ、派遣労働者の保護と雇用の安定等の強化を図っている。

(3) 現状及び問題点

288. 2014年9月、内閣は労働者派遣法の「改正」案を閣議決定し、臨時国会に提出した。この法案は、いわゆる専門26業務²¹⁶に該当するかどうかの区分によって派遣先の派遣受入可能期間の制限に差異を設ける現行制度を廃止し、業務に関わらず、無期雇用派遣や60歳以上の派遣労働者等については、派遣先の派遣受入期間の制限をなくすものである。また、有期雇用派遣についても、「同一の組織単位」における同一の派遣労働者の派遣受入期間の上限を3年としながらも、派遣先が3年ごとに過半数労働組合等の意見聴取さえ行えば同一の事業所において引き続き派遣労働者を利用できるとされ、派遣先は、派遣労働者を

jil.go.jp/press/documents/20101227.pdf

²¹⁴ 日本弁護士連合会「パートタイム労働改正に向けた意見書」（2012年11月15日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_121115_7.pdf

²¹⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.305-308

²¹⁶ 専門的な知識・技術などを必要とする派遣法施行令で定められた26種類の業務のこと。

入れ替えることにより永続的に派遣労働を利用できる制度となっている。これは、派遣労働の完全自由化を認めるに等しく、派遣労働の恒常的利用が拡大し、常用代替防止という法の趣旨は完全に有名無実化することが明らかである。したがって、派遣労働者の保護と雇用の安定に関する立法動向は、大きく後退する方向に向かっている。

4 有期労働契約

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

有期雇用契約者と無期雇用契約者の各々の数、男女比、平均賃金及び平均雇用期間等について明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨²¹⁷

289. 2013年4月1日に、①有期労働契約が繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み、②判例で確立された雇止め法理（一定の場合には、使用者による雇止めが認められないルール）の法定化、③有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めのあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール、の3つのルールを新たに規定する改正労働契約法を全面施行した。

(3) 現状及び問題点

290. 我が国で貧困問題が深刻化している大きな原因の一つとして非正規労働の拡大などによる雇用の破壊及び最低賃金法での最低賃金以下での労働（ワーキング・プア）の増加がある。そして、非正規労働者の多数が有期契約労働者である。また、非正規労働者の割合は女性の方が高く、非正規労働者に対する差別的待遇が男女間の格差に反映されてしまっている現実が存在することは、これまでも繰り返し指摘してきたところである²¹⁸。

第3 同一価値労働同一賃金

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 本条約第11条第1項(d)に規定する同一価値労働同一価値の権利の規定について自動執行力があると認識しているか、また、認識していないとすれば、その理由を明らかにされたい。

²¹⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.309-310

²¹⁸ 日本弁護士連合会「有期労働契約に関する労働契約法改正案に対する意見書」(2012年4月13日) http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2012/120413_2.html

- (2) 政府報告書パラグラフ19及び統計資料13に短時間労働者の賃金格差を報告しなかったのはなぜか²¹⁹。
- (3) 日本政府は、男女間の賃金格差について、実際に支払われる賃金につき、「男性を100とした場合、女性は70.9」として、パート労働者を除いた報告をしたのはなぜか。女性雇用者の55.8%が非正規労働者であるにもかかわらず、「男性一般労働者の賃金を100とした場合の女性短時間労働者の賃金が50.7である」という実状を報告しないのはなぜか明らかにされたい²²⁰。
- (4) 男女間の賃金格差について、正規でない多様な就業形態（パート、派遣、有期労働）における男性一般労働者との就業形態全体及び就業形態ごとの賃金格差を報告されたい。
- (5) ガイドライン、マニュアルの作成及び配布などによる周知・啓発について、どの程度、周知・啓発されているか。また、男女間賃金格差の縮小にどのような効果があるかを報告されたい。
- (6) 「労働基準法等に違反する疑いのある事案を発見した場合は、関係機関で情報を共有し、必要な対応を行うこととしている。²²¹」とあるが、情報を共有した関係機関とはどこか。また、2008年以降年次ごとの労働基準法等に疑いのある事案の発見件数、その対応結果について明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

291. 男女間の賃金格差については、2008年6月から、変化する賃金・雇用管理制度の下における男女間賃金格差に関する研究会において、その要因分析を行った。当該研究会の報告書を受け、日本政府は2010年8月に「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン²²²」を作成した。2011年度からは、「業種別『見える化』支援ツール」と見える化ツールの活用法を紹介する「ポジティブ・アクションを推進するための業種別『見える化』支援ツール活用マニュアル²²³」を作成・普及している²²⁴。
292. 労働基準監督署は、労働基準法第4条違反である場合には必要な指導を実施している。加えて、ILO第100号条約「同一価値の労働についての男女労働者

²¹⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.19

²²⁰ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.315

²²¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.320

²²² 厚生労働省「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ned3-img/2r985200000neek.pdf>

²²³ 厚生労働省「ポジティブ・アクションを推進するための業種別『見える化』支援ツール」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/13-01.html>

²²⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.317

に対する同一報酬に関する条約²²⁵」について、同条約の解釈を明確にするため、労働基準法の解釈を示した通達である1988年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法関係解釈例規について」を改正し、裁判例を参考に同条違反となるケースの例示を追加した。さらに、労働基準法等に違反する疑いのある事案を発見した場合は、関係機関で情報を共有し、必要な対応を行うこととしている。

3 現状及び問題点

293. 日本政府は、男女間の賃金格差について、男女一般労働者の格差のみを報告しているが、当該報告は、女性短時間労働者を除いた報告であり、日本における男女間の賃金格差の真の実態を明らかとしたものではない。
294. 日本で貧困問題が深刻化している大きな原因の一つとして、非正規労働の拡大などによる雇用の破壊及びワーキング・プアの増加がある。そして、非正規労働者の多数が有期契約労働者である。また、非正規労働者の割合は女性の方が高く、非正規労働者に対する差別的待遇が男女間の格差に反映されてしまっている現実が存在することは、これまでも当連合会が繰り返し指摘してきたところである。
295. 日本政府は、1967年にILO第100号条約「同一価値の労働者についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」を、1979年に規約第7条(a)(1)において「同一価値労働同一賃金の原則」を規定した国連社会権規約を、1985年に条約第11条第1項において「同一価値労働同一賃金の原則」を規定した本条約を批准している。日本政府は、上記各批准の際、同一価値労働同一賃金の原則については、男女同一賃金の原則を規定した労働基準法第4条により満たされているとして、何らの留保もなくこれらを批准し、新たな立法措置は必要ないとの見解を示した。しかしながら、上記各条約の批准から30年あまりが経過した現在においても、労働基準法には同一価値労働同一賃金の原則を明文化する規定はないばかりか、解釈による同一価値労働同一賃金の原則の確立すら全く出来ていない。
296. したがって、非正規雇用労働者に対する差別的待遇や男女格差を解消し、雇用破壊やワーキング・プア問題、さらには少子化や国内消費の減退に対処するためには、法律上、同一価値労働同一賃金原則を明定すべきである。この点、パートタイム労働法第9条はパート労働者に対する同種労働に従事する者との均等処

²²⁵ ILO「同一価値の労働について男女労働者に対する同一報酬に関する条約」 http://www.oit.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c100.htm

遇を規定するが、同規定はその要件が厳格すぎて実効性のないものとなっている。そこで、同一価値労働同一賃金の原則を法制化するに際しては、有期契約労働者の多くが正規労働者と同様の基幹的・恒常的業務に従事している実態を踏まえ、均等処遇をすべき場合の要件を厳格なものとし、かつその要件を満たせば私法的効力が認められることが明記された、実効性を確保できる規定とすべきである。また、有期契約労働者の処遇が不合理であることの労働者側からの立証困難に鑑み、労働者が差別是正を求めるに際しては、差別の合理性立証責任は使用者側が負うことを明記し、また監督機関による職権調査を認める、労働者が利用しやすい救済制度を整備するなど、労働者側の負担を軽減する制度設計とするべきである²²⁶。

第4 男女の家庭及び職場での責務の両立の支援

1 女性の家庭内の活動の実態

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 総務省が「社会生活基本調査」の一部として実施している生活時間調査について、その結果を報告されたい²²⁷。
- ② 内閣府が同調査を用いて行った、女性の家庭内の活動の実態に関する分析、無償労働の貨幣評価額の推計などについて、具体的に報告されたい²²⁸。
- ③ 家庭内の活動の男女の役割分担について、現実と希望との乖離（働くことを希望するが働けない）などの調査は行われているか。行われているとすればその結果を具体的に報告されたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

297. 政府報告書では、肝心の調査結果や分析結果及び推計の公表の内容については何も報告されていない²²⁹。

また、前回の政府報告書も、今回と同様に調査を実施したとの報告のみであった²³⁰。

(3) 現状及び問題点

298. 委員会は、前回の政府報告書に対する統括所見として、「依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育

²²⁶ 前掲日本弁護士連合会「有期労働契約に関する労働契約法改正案に対する意見書」

²²⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.321

²²⁸ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.322

²²⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.323

²³⁰ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第6回報告」 Para.322

児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責任を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する²³¹」と表明している。

299. 日本においては女性が仕事と家庭を両立させるのがあまりにも大変なために、仕事に対する意欲はあるものの就業をあきらめて家庭にいる女性が増えている。

300. 政府報告書においては触れられていないが、厚生労働省は、今後の我が国を支える若者の意識面の特徴を捉えるために15歳ないし39歳の男女について生活の満足などの意識調査を行っている。その中で、「仕事への意欲」という調査項目については男女の意識に差はないのに対して、「いまの生活に満足しているか否か」の調査項目のうち、経済事情、学業、仕事において、女性は男性に比べて満足していない状況にあることが明らかになっている²³²。これは女性の方がより学業や仕事において意欲はあるものの、実現が困難な状況におかれていることの現れであり、その結果として経済的な満足が得られていないと考えられる。

301. 一方で、家事を積極的に担いたい女性もいるのではないかとも思われる。仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章においては「性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている²³³。」とうたわれており、かかる社会の実現のために、まず実態を正確に把握した上での効果的な政策が必要と考える。

2 出産手当金の支給

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

出産手当金の支給額の増額が実質的にどの程度の増額になるのか具体的に示されたい。また、出産する全女性のうち、どのくらいの割合の者に出産手当金が支給されているのか示されたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

302. 被用者保険の被保険者に対する出産手当金の支給の基準額を増額することで、

²³¹ 国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」Para.47

²³² 厚生労働省「少子高齢社会等調査検討事業報告書（若者の意識調査編）平成25年3月株式会社三菱総合研究所」<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seisakuhyoukakanshitsu/000022200.pdf>

²³³ 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html

出産手当金の支給額を増額した²³⁴と報告している。

303. しかし、これはあくまで「被用者保険の被保険者」に限られた話であり、非正規雇用など被用者保険に加入していない者に対する対策について触れられていない。

(3) 現状及び問題点

304. 出産は全女性に関わる問題であるにも関わらず、被用者保険の被保険者に入っている女性しか対象になっておらず、一部の女性に対する対策でしかない。

3 育児・介護等における条件整備の充実

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」で設定された施策内容と目標の達成結果について報告されたい²³⁵。
- ② 育児休業取得者の調査対象について、子どもを持つ全男性（雇用形態を問わず、法律婚を問わず）の育児休暇取得率について調査しているか。調査をしている場合には、その結果を報告されたい²³⁶。
- ③ 両立支援に取り組む企業への助成金額について具体的に報告されたい²³⁷。
- ④ 「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）²³⁸」及び「在宅勤務に関するガイドライン²³⁹」について、前回の報告における周知啓発活動を行うとの報告²⁴⁰と、今回の報告²⁴¹がほぼ同じである。前回以降の取組について報告されたい。
- ⑤ 待機児童について政府報告では「2年連続で減少しているものの」となっているが、出生数の減少も考慮すると実質的に待機児童となる割合は増えていると推測されるので（実際に就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）も2013年4月は対前年比で0.8ポイント増加している。）、その点につき報告されたい²⁴²。

²³⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.323

²³⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.325

²³⁶ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.332

²³⁷ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.333

²³⁸ 厚生労働省「労働時間見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）（2008年） <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0324-2b.pdf>

²³⁹ 厚生労働省「在宅勤務ガイドライン」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

²⁴⁰ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約日本政府の第6回報告」 para.336, 337

²⁴¹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.335, 336

²⁴² 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.343

内閣府「平成26年版少子化社会対策白書」P.50-54 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26pdfhonpen/pdf/mokuji.pdf>

- ⑥ 乳幼児について報告されているが、小学生以上の児童について、放課後保育の実態について報告されたい（「小1の壁」の問題）²⁴³。
- ⑦ ファミリーサポートセンターについて、保育援助を行う者がすべて自発的に行われているものか、援助提供者の犠牲のもとに成り立つ制度ではないか、報告されたい²⁴⁴。

(2) 現状及び問題点

- ① 育児休暇については、正社員の夫婦を対象とした施策に注目されがちであるが、非正規雇用の夫婦も増加している中、制度の恩恵を受けられない者も増加しているものと思われる。そこで、非正規雇用の者も含めた日本社会全体の実態を把握する必要がある。
- ② 労働時間について、短時間化への規制とは裏腹にホワイトカラーエクゼンプションの導入などが取り沙汰される中、労働者が二極化し、一方は短期間労働ではあるけれども低賃金、一方は収入は得られるが果てしなき長時間労働、といった状況が発生するおそれがある。適正な労働のための労働時間規制が必要である。
- ③ 待機児童について、保育園や幼稚園の卒園後も、いわゆる小1の壁により退職せざるを得ない女性も多い。施策の対象とする乳幼児の範囲を広げるべきである。
- ④ 少子化が問題となっている現在の日本において、育児の課題を各家庭や個人のプライベートな問題として各家庭の養育能力に任せきりにするのではなく、日本社会全体で子どもを育てていく制度をつくるべきである。

厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（平成25年4月1日）」（2013年9月12日） <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000022684.html>

²⁴³ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.343, 345

²⁴⁴ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.345

第12条：保健の分野における差別の撤廃

第1 人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定の削除及び中絶サービスへのアクセス

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 人工妊娠中絶を受けた女性とその施術者を処罰する刑法墮胎罪の規定を削除するための具体的な工程を示されたい。
- (2) 人工妊娠中絶の際に、配偶者の同意を要件とする母体保護法の規定を削除又は見直す予定はあるのか明らかにされたい²⁴⁵。
- (3) 安全な人工妊娠中絶へのアクセスを高めるための施策、特に妊娠中絶に必要な費用の負担を軽減することや、WHOのガイダンス文書等の国際的な水準に合わせた人工妊娠中絶方法について、どのような対策を採る予定があるのか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

305. 政府報告書では「墮胎の罪を廃止することは適当ではないと考えている。」と前回第6回の委員会からの勧告を否定する主張を展開している。また、政府報告書には、一定の要件の下での人工妊娠中絶を認めていると記載してあるが、中絶について配偶者の同意を要件とする母体保護法の問題点については指摘していない²⁴⁶。
306. 厚生労働省は、母体保護法第14条の人工妊娠中絶の際の配偶者の同意書の取得を要件とすることについては、DV被害者が妊娠して中絶を求めている場合でも、支援者等を通じて夫の同意を取得するようの方針を取っている。

3 現状及び問題点

307. 刑法は、全ての人工妊娠中絶を処罰の対象としている。この点について、委員会から勧告²⁴⁷されている女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削

²⁴⁵ 日本弁護士連合会「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」（2013年6月21日）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130621_03.html

前掲日本弁護士連合会「第6回政府報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題と質問についてのアップデート報告」 Para.27

²⁴⁶ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.359

²⁴⁷ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.50

除するため、人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正すること²⁴⁸についても、日本政府においては改正に向けた動きは全く見られない。

308. また、日本政府は、この墮胎罪の規定を廃止しない意思を表示している。

309. さらに、母体保護法第14条は刑法の墮胎罪の違法性阻却事由と位置付けられており、墮胎罪として処罰されない場合を定めているが、中絶の要件として人工妊娠中絶において、夫の同意を要件としいる。このため、夫が中絶への同意を拒否した場合には、女性が望まない妊娠の継続・出産を意に反して強いられることになる。特に、DVが起きている場合には、かかる法規定は、女性に望まない出産を強いるだけでなく、夫の同意を得るために夫との接触を強いることになり、女性の生命・身体を危険に陥れる可能性がある。

310. また、このような法的状況であるため、安全な中絶へのアクセスについては、政治的関心が寄せられず、人工妊娠中絶については、原則として医療保険の対象にはならないため、初期中絶でも10万円程度の負担が必要であり、貧困者や若者について負担が困難である。また、中絶方法についても、搔把法が中心であり、世界保健機関（WHO）等で推奨されている吸引法はあまり普及せず、また中絶のための薬剤²⁴⁹については厚生労働省に承認されていないため利用ができず、その点でも安全な中絶サービスへのアクセスが厳しく制限されている。

(参考)

刑法

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

母体保護法

²⁴⁸ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.49, 50

²⁴⁹ WHO「Safe Abortion: technical and policy guidance for health systems, Second edition」 http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/70914/1/9789241548434_eng.pdf?ua=1

- 第十四条** 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。
- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。

表 人工妊娠中絶件数及び実施率の年次推移（2013年度厚生労働省「衛生行政報告例の概況」より）²⁵⁰

（単位：件）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
総数	226878	212694	202106	196639	186253
20歳未満	21535	20357	20903	20659	19359
15歳未満	395	415	406	400	318
15歳	947	1052	1046	1076	1005
16歳	2548	2594	2831	2701	2648
17歳	4031	3815	4099	4038	3817
18歳	5683	5190	5264	5344	4807
19歳	7931	7291	7257	7100	6764
20～24歳	51339	47089	44087	43269	40268
25～29歳	48621	45724	42708	40900	37999
30～34歳	45847	42206	39917	38362	36757
35～39歳	41644	39964	37648	36112	34115
40～44歳	16544	15983	15697	16133	16477
45～49歳	1302	1334	1108	1163	1237
50歳以上	27	25	21	14	22
不詳	19	12	17	27	19

²⁵⁰ 厚生労働省「平成25年度衛生行政報告例の概況」（2014年10月30日） 9頁 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/13/dl/kekka6.pdf

実施率（女子人口千対）					
総数	8.3	7.9	7.5	7.4	7
20歳未満	7.3	6.9	7.1	7	6.6
15歳	1.6	1.8	1.8	1.8	1.7
16歳	4.4	4.4	4.8	4.7	4.5
17歳	6.8	6.5	6.9	6.8	6.6
18歳	9.6	8.8	8.9	8.9	8
19歳	12.9	12.4	12.1	12	11.2
20～24歳	15.3	14.9	14.1	14.1	13.3
25～29歳	13.2	12.7	12	11.8	11.3
30～34歳	10.8	10.3	10	9.9	9.8
35～39歳	8.7	8.3	7.9	7.8	7.6
40～44歳	3.9	3.7	3.4	3.4	3.4
45～49歳	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

第2 性教育の推進について

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項²⁵¹

- (1) 思春期の少女が年齢に適した性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）及び家族計画に関する情報並びに手頃な価格の避妊手段にアクセスできるように、性と生殖に関する健康についての教育を含む包括的な性教育の計画を推進するために、どのような措置が取られているか明らかにされたい。
- (2) 前回の勧告の「思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること」について、具体的にはどのような政策を講じており、計画しているのか明らかにされたい。
- (3) これまで政治家や報道機関によってなされた性教育への介入について、どのように位置付けて、再発防止に向けてどのような対策をしているのか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨²⁵²

311. 前回報告書を引用しつつ、これに付け加えて「行き過ぎた内容とならな
いよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。」と記載している。

²⁵¹ 前掲女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.50

²⁵² 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.361

3 現状及び問題点

312. 教育の内容に対し，政治や行政による介入などを通じた統制も強められている。
313. 2002年，厚生労働省所管の公益財団法人母子衛生研究会作成の「ラブ&ボディBOOK」が絶版とされた。また，人権教育に関し，性教育やジェンダーの実質的平等に関する教育に対する妨害が強められ，2003年，東京の養護学校では，都議会議員らが性教育の授業を批判し，教育委員会により性教育の教材が持ち去られ，教師に厳重注意処分がなされるなどの教育への不当な介入が行われた。「過激な性教育・ジェンダー教育実態調査プロジェクト・チーム」が2005年に与党・自由民主党に設立され，安倍現首相が当時の座長を，山谷えり子国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（防災）が当時の事務局長を務めた。2005年，第二次男女共同参画基本計画にて，「過激な性教育」を戒めると改悪された。2008年，新学習指導要領では発達段階を考慮する等と，以前よりも教育現場での性教育を牽制する文言に変化した。
314. このような中，不適切な性情報が氾濫しているにもかかわらず，性的接触の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての教育がなされているとはいえ，特に，学校における性教育については問題が多く，その結果，知的障がい者（児）や中学生など，性的搾取の被害に遭いやすい者が，自身の知識も権利意識もないまま危険にさらされている。
315. 人工妊娠中絶を可能な限り避けること，性的搾取の被害者を救済するという目的達成のために，例えば，性教育や家族計画の普及等の充実，暴力的性行為の防止等の他の対策の拡充などの方策が図られるべきである。

第3 セクシュアルリプロダクティブ・ヘルスの保障について

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項²⁵³

- (1) 前回の勧告「妊娠中絶に関するものを含め，性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保すること」について，日本政府はどのような措置を講じてきたのか，それは具体的にどのような効果があったのか，今後どのような措置を講ずる予定であるのか明らかにされたい。
- (2) とりわけ15歳以下の妊娠中絶が，年間1300件（1000分の1.7）発

²⁵³ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.50

生していることに関して、特に中学生の性教育や望まない妊娠を防ぐための対策は講じられているのか明らかにされたい。

(3) リプロダクティブ・ライツ及びヘルスの双方を明示して保障する包括的な法律について制定の予定はあるのか明らかにされたい。

(4) 1998年の国連規約人権委員会による総括所見「委員会は、障害をもつ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置が採られることを勧告する²⁵⁴」について、日本政府は必要な措置を採る対応の予定はあるのか。

2 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

316. 明確な記載がない。

3 現状及び問題点

317. リプロダクティブ・ライツ及びヘルスを保障する法律が存在せず、「健やか親子21」などの母子保健対策以外のセクシュアルリプロダクティブ・ライツ及びヘルスを保障する政策は皆無に等しく、特に若者は、性教育の制限も相まって、セクシュアルリプロダクティブ・ヘルスサービスへのアクセスが困難になっている。

318. また、1998年の国連規約人権委員会は、総括所見「委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられること」を勧告したが、その後、今日までこの課題は、進展していない。

第4 女性の精神的・心理的健康

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

女性の精神的・心理的健康についての現状及び、これに対する原因・決定要因分析、対策とその効果について提出されたい。

2 第7回及び第8回政府報告書 (CEDAW/C/JPN/7-8) 要旨

319. 政府報告書においては相談窓口の存在については説明がなされているのみであ

²⁵⁴ 国際規約人権委員会「規約第40条に基づき日本から提出された報告の検討B規約人権委員会の最終見解日本」(CCRP/C/79/Add.102, 1998年11月19日) Para.31 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2_001.html

り²⁵⁵，女性の精神的・心理的健康の全般的状況，ライフステージや年齢ごとの状況，その原因や対策，影響を及ぼす社会的経済的文化的要因についての記載は一切されていない。

3 現状及び問題点

320. 世界的な研究でも女性のうつ病や気分障害の有病率の高さが示されているところであるが²⁵⁶，日本ではこの点についての認識や対策が不十分である。

²⁵⁵ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.368, 369

²⁵⁶ Kesler, R.C., McGonagle, K. A., & Zhao, S. (1994). Lifetime and 12-month prevalence of DSM-III-R psychiatric disorders in the United States: Results from the National Comorbidity Survey. *Archives of General Psychiatry*, 51, 8-19.

第13条：他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃

第1 他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法、児童扶養手当法による就労支援について、その就労に与えた効果について明らかにされたい。
- (2) 所得税法の寡婦控除に関して、非婚の母への適用を改正する予定があるかについて明らかにされたい。
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の金額において、生計の主たる維持者とその他のものとの間に2倍の差があり、さらに同法における災害援護資金の貸付の対象が世帯主となっていることから、実際に弔慰金の支払対象となった者の性別・貸付の対象となった者の性別について調査をし、それらの支給・貸付が女性に対する間接的な差別になっていないかを明らかにすべきである。さらに、被災者生活再建支援法でも被災者生活再建支援金の支給に関し同じ問題があり、その適用者について調査すべきである。
- (4) 高齢者の貧困率で女性と男性に大きな差があるが、その差の生じた原因と、それに対する対策及び解消に向けた方策について明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

321. いずれの問題についても、何も述べられていない。

3 現状及び問題点

- (1) 政府報告書では、母子寡婦対策として、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について述べられているが、母子家庭の母の相対的貧困率は2009年の30.3%から2012年35.1%に上昇しており、非常に深刻である。一方、2002年に児童扶養手当法による支給基準が改正された結果、多くの母子家庭で受給金額が下がることとなった。日本政府は、母子家庭の就労を促進し自立を促す改正であったとしているが、その就労に対する実効性は調査すらされていない。
- (2) 所得税法上の所得控除の一つとして「寡婦控除」があり、配偶者と死別した女性、配偶者と離別した子を持つ父母にのみ適用されている。しかし、この寡

婦控除は法律上の婚姻をせずに子どもをもうけた「非婚の母」には適用されないことから、経済上非婚の母を差別し、不利な立場に置いている。これを問題とする一部の地方自治体は、非婚の母の収入に基づいて決まる保育園の保育料や公営住宅の賃料の算定等において、母の所得を算定する際に寡婦控除の適用があったものとする「みなし適用」をして、その差別的取扱いによる影響を減らすように努めている。しかし、日本政府は、寡婦控除を定めた所得税法を改正する予定はない。

(3) 災害における取扱いの差異

322. 災害弔慰金の支給等に関する法律により支給される災害弔慰金の額は、生計の主たる維持者とその他の者との間に金額にして2倍の差があり、生計の主たる維持者はほとんどが男性であることから、弔慰金の額について男女の格差をもたらすものである。また、同法による災害援護資金の貸付けも、世帯主が対象であることから、実質的には男性が対象となっていると言わざるを得ない。

323. これらは、被災者生活再建支援法でも同様であり、被災者生活再建支援金の支給は世帯主に限られており、実質的には男性のみが対象となっている。

また、夫を世帯主とする住所から住民票を動かさずに逃げているDV等の被害者の受給が困難になった問題も発生しており、改正が望まれる。

(4) 高齢女性の貧困

324. 内閣府男女共同参画局の男女共同参画白書平成22年版概要によれば、「男女それぞれに年齢層別に貧困率を推計してみると、ほとんどの年齢層で、男性よりも女性の貧困率が高く、その差は高齢期になると更に拡大する傾向にある。世帯類型別では、高齢者や勤労世代の単身世帯で貧困率が高く、中でも女性の方が厳しい状況にある。また母子世帯で貧困率が高く、その影響が母子世帯の子どもにも見られる²⁵⁷。」とあるように、日本政府自身が貧困における男女の格差を認めている。特に、70歳から79歳の高齢一人暮らしの女性の貧困率は46.3%である一方で、同年齢の一人暮らし男性の貧困率は27.8%であり、高齢者での男女間の経済格差が明らかになっている。

325. 離婚後の女性の年金確保のために、2007年に年金の分割制度が導入されたが、2008年以前の年金の分割については他方配偶者の同意もしくは家庭裁判所での審判が必要である。そのため、日本における離婚の9割を占める協議離婚では、年金分割制度が広く普及するまでには至っておらず、さらに既に離婚している女性には適用がない。今後も、現役世代の男女の賃金格差も大き

²⁵⁷ 内閣府「男女共同参画白書平成22年、第5章、第1節生活困難の実態」 http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/html/honpen/b1_s05_01.html

いことから、将来的に高齢女性の貧困化が進んでいくと思われる。にもかかわらず、この解消に向けた実効的かつ具体的な施策が明確になっていない。

第14条：農村の女子に対する男女平等

第1 政治的・公的活動分野における女性参画

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

町村議員，自治会長など，町村の政治的・公的活動における女性参画状況について明らかにされたい。

2 現状及び問題点

326. 農村女性の政治的・公的活動分野への参画状況全体を明示した上で，2020年30%目標の達成に向けて，実効性のある積極的改善措置を推進すべきである。
327. 特に，女性は農業就業者の過半数を占めているにもかかわらず，前記農業委員，農協役員の女性比率は，いまだに6%以下に過ぎない。よって，クォータ制の導入も検討すべきである。

第2 農山漁村女性の経済的地位の向上

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

農地及び山林所有者の女性比率について明らかにされたい。

2 現状及び問題点

328. 農山漁村女性の経済的地位の向上は，事業用資産の所有と密接に関連している。
329. ついては，事業用資産である農地及び山林の所有状況を明らかにした上で，経済的地位向上の効果的な施策を図るべきである。

第16条：婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃

第1 婚姻に関する差別

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 前回の総括所見では、「委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。²⁵⁸」とあるが、世論調査の結果はどこまで民法改正に影響を及ぼしているのか明らかにされたい。
- (2) 「国民の議論が深まるよう情報提供等に努めている²⁵⁹」と記載されているが、具体的にどのような情報を、どのような方法で国民に提供しているのか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨²⁶⁰

- (1) 2013年12月に民法改正がなされ、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等としたことが記載されている。
- (2) 婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法等の改正については、国民の理解を得て行う必要があるとの認識の下、国民意識の動向の把握に努め、国民の議論が深まるように情報提供等に努めており、1996年及び2010年に民法改正案を国会に提出すべく準備したが、国会に提出できなかったと記載されている。
- (3) 女性に一定の再婚禁止期間を設けることは、父子関係を早期に安定させるという合理的な理由に基づくものと記載されている。
- (4) 男女共同参画会議監視専門調査会は、2013年11月の監視専門調査会意見において、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法・戸籍法改正につき引き続き法案の提出に向けて努力する必要があるとし、選択的夫婦別氏制度に関しては国民各層の議論の裾野を広げる必要があるとしたと記載されている。

²⁵⁸ 前掲女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.18

²⁵⁹ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.384

²⁶⁰ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.383-386

3 現状及び問題点²⁶¹

- (1) 前回総括所見では、「委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。」とあるが、政府報告書には、「婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法等の改正については、国民の理解を得て行う必要があると認識の下、国民意識の動向の把握に努め、国民の議論が深まるように情報提供等に努めている。」旨記載されており、世論調査への過度の依存から脱却できていない。国民意識の動向の把握に努めるのではなく、早期の民法改正の実現に努めるべきである。
- (2) 前回総括所見では、「委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること・・・要請する。」とされているのに、政府報告書によると、「婚姻適齢の男女統一」とだけ記載され、18歳への引き上げを行うか否かが、明らかではない。16歳は児童婚であるという認識の欠如が背景にあると思われる。婚姻適齢の男女統一がなされれば何歳でも構わないというものではなく、18歳への引き上げを実現すべきである。
- (3) 前回総括所見では、「嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締結国に要請する。」とされているのに、民法の改正だけにとどまっており、いまだに戸籍法が改正されていない。そして、これまでなされた相続全てに遡及的に適用されるとはしていない点で、相続がいつ開始したかによって、婚外子間でも不合理な差が生じている。
- (4) 前回総括所見では、「女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間を廃止すること・・・要請する」とされているが、政府報告書では、「再婚禁止期間の短縮」と記載され、「廃止」するつもりはないことが明白である。さらに、「一定の再婚禁止期間を設けることは、合理的な理由に基づくものである。」と断言されており、「父子関係の早期安定」を盾にして、女性の権利を蔑ろにしている。再婚禁止期間の存在によって、戸籍がない子が増加しており、かえって子の利益を害している事実が厳然として存在する。父子関係の早期確定は、再婚禁止期間を設けなくとも実現可能であるので、再婚禁止期間の短縮を目標とするのではなく、廃止に向けて努力すべきである。
- (5) 前回総括所見では、「・・・選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締結国に要請する。」とされているが、

²⁶¹ 前掲国連女性差別撤廃委員会「女性差別撤廃委員会の最終見解」 Para.18
前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.384,385

政府報告書では、国民の議論が深まるよう国民への情報提供を行う旨記載されており、夫婦が別の氏を名乗ることが権利と認識されておらず、国民の議論に左右される「制度」としてしか捉えられていない。また、世論の賛成が多数であっても、選択的夫婦別氏を含む民法改正案が「政府部内及び国民の間にさまざまな意見があり国会に提出することができなかった」とあり、政府部内の意見次第で世論も無視できる余地を表明していることに矛盾を感じる。

(6) 政府報告書では、第16条関係のパラグラフで同性婚につき触れられていない。

第2 離婚給付—公平な財産分与と養育費の適正な決定と支払確保

1 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 婚姻中の夫婦各自の名義で形成された婚姻財産を夫婦各自が漏らさず把握し、婚姻の解消時に、公平に分割するために、いかなる法的手当てを行い、取組を進めているか明らかにされたい。公平な財産分与を受ける権利を保護するために、財産分与のための開示請求には、本人の同意がなくても情報提供する、婚姻住居である不動産の売却には他方配偶者の同意を要する等法的整備が必要ではないか。
- (2) 婚姻のために稼働手段を喪失・減少した配偶者が婚姻を解消につき他方配偶者と同一の権利を行使し得るために、離婚後扶養の実現について、いかなる法的手当てを行ない、取組を進めているか明らかにされたい。
- (3) 婚姻解消後、未成熟子を養育することとなる親と子どもの貧困を緩和するために、適正な養育費の設定と支払確保のために、いかなる法的手当てを行ない、取組を進めているか明らかにされたい。

2 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

330. 特に記載はされていない。

3 現状及び問題点

331. 婚姻中の夫婦が協力して形成した財産は、潜在的に夫婦の共有財産であると説明され、婚姻解消時に、一方からの財産分与の請求に応じて、原則2分の1ずつ分割することとされている。すなわち、民法は、夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、共有に属するものと推定し（民法第762条第2項）、離婚時に財産分与請求権を認め（民法第768条）、実務は、夫婦の一方からの請求に基

づき、夫婦の共同生活中いずれかの名義で形成した財産と証明されたものを婚姻財産として、夫婦に2分の1ずつ分割し、財産分与を命じている。

332. 夫婦の婚姻財産は、男女の賃金格差、性別役割分担等に由来する女性の就業中断・制限などを通じた経済的稼働格差を反映して、夫名義で多く、妻名義で少なく形成される現状がある。したがって、婚姻共同生活が消滅する際、婚姻財産の公平な分割を受ける利益は、一般に男性より女性の方にあり、婚姻中に経済的稼働を制限された女性ほど、婚姻解消後の生活のためにも、この清算を公平にうける必要がある。
333. ところが、現行の財産分与は、請求者により婚姻財産の存在が証明されることが前提であるのに、請求者のこの証明負担を支援する制度は、裁判手続において裁判所が関係団体に任意の調査を嘱託する等の制度（民事訴訟法第186条、第226条、第231条）がある以外、極めて不十分である。特に、個人情報保護法は、本人の同意がない限り配偶者といえど第三者への個人情報提供を禁じている（個人情報保護法第23条）ため、夫の協力がない限り、妻が夫名義で形成された婚姻財産の有無・実態を把握することは困難である。
334. 加えて、婚姻財産でも、名義人による財産処分を制限する制度はないため、妻は、離婚を決意して初めて、財産分与請求権を被保全債権として、一般債権者と同様、費用と手間をかけ裁判所を通じた保全処分を得て、財産分与に先立ち夫の財産が売却等処分され隠匿されることを阻止することができる。そのため、妻が離婚を決意できない場合、費用その他の事情から保全処分を申立できない場合には、婚姻住居等主要な婚姻財産を資力と名義のある夫が無断で売却することを阻止できず、財産分与を受けられない、分与債権を回収できないという事態が起こる。
335. また、日本の財産分与は、形成された婚姻財産を分割するだけの「清算的財産分与」であって、婚姻により経済的稼働力の喪失・減少に対する補償が一切考慮されない。極めて例外的に、補償的給付を認める裁判例はあるものの、2、3年程度の生活費の補助という低額のものが多い。それは、多くの女性の離婚後の困窮を導くと同時に、女性からの婚姻解消を抑制している。
336. さらに、現状で離婚後に未成熟子の養育親になる割合は、母約86%、父約14%²⁶²と大きく女性に偏っている。未成熟子を養育する責任を負担することは経済的稼働を大きく制約するため、母子の経済的困窮を防ぐためには、労働分野での男女差別の解消や公的扶養の充実に加え、私的扶養の強化と充実は不可欠であ

²⁶² 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」（2012年9月7日） http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/

る。しかるに、離婚時に母子家庭で、養育費を取り決める割合は38%しかなく、そのうち履行されている割合は20%しかない²⁶³。その上、養育費の協議に代わる裁判で、裁判所が依拠する養育費算定基準は不合理なまでに低く、最低生活水準にすら満たない事案を多数生みだし、母子家庭の貧困を固定又は推し進め過酷な結果をもたらす一因となってきた²⁶⁴。そして、養育費債権の回収も給料債権への差押え（民事執行法第151条の2）以外、債権者の自助努力に任せられ、債務者の資産調査支援・行政による立替払い等の法的整備も皆無である。

337. 婚姻解消についての同一の権利を男女に保障するためには、婚姻解消による女性と母子家庭の貧困に対処するための公平な離婚給付とその実効性確保を図ることが不可欠である。

第3 婚姻上の地位に基づく差別

1 民法第772条 嫡出推定と300日問題、無戸籍問題

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

民法第772条によって、元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合には、その子は民法上元夫の子と強く推定されるため、子の血縁上の父と元夫とが異なるときであっても、原則として、戸籍上も元夫の子として扱われ、元夫を父とする出生の届出しか受理されない。このため、子が戸籍に記載されず無戸籍となる問題について、民法改正その他の措置を検討しているのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

338. 特に記載されていない。

(3) 現状及び問題点

339. 戸籍は、婚姻する夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位に編纂され（戸籍法第6条）、法律上の親子関係を公証する。民法は、婚姻中妻が懐胎した子を夫の子と推定し、離婚後300日以内に出生した子を婚姻中懐胎したものと推定している（民法第772条）が、この法律上の推定は強力であり、夫からの嫡出否認以外、法律上妻からも子からも推定を破ることはできない。

340. そこで判例は、子の懐胎当時夫婦の長期の別居等夫婦の実態が失われていた場合に限り、生まれた子を「嫡出推定の及ばない子」と認め、母の夫との父子

²⁶³ 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」（2014年3月） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>

²⁶⁴ 日本弁護士連合会「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表」に対する意見書（2012年3月15日）2頁 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_9.pdf

関係の推定を破れることとした。これにより、司法手続により「嫡出推定の及ばない子」と認められ、母の夫であった者との父子関係不存在若しくは実父の認知が認められた場合に限り、市町村の窓口で、母の夫であった者を父としない出生届が受理される。

341. 「離婚後300日問題」とは、母が、元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合には、その子は民法上元夫の子と推定されるため²⁶⁵、子の血縁上の父と元夫とが異なるときであっても、原則として、元夫を父とする出生の届出しか受理されず、戸籍上も元夫の子として扱われることになるという問題、あるいは、このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことによって、子が戸籍に記載されず無戸籍になっているという問題である²⁶⁶。

342. 無戸籍者は2014年に実施された法務省「無戸籍者に関する初の全国実態調査」の結果では200人と報じられているが、民間団体はもっと多い（1万件程度）と反論している。無戸籍者は、その存在につき公的証明を得られないため、医療・教育・社会保険等様々な社会サービスの受給や社会的経済的活動に関わる公的資格の取得、選挙権・相続等の権利の行使、婚姻・縁組等身分関係形成が困難である等、生涯にわたる幅広い人権の制約を受ける。その上、無戸籍の女性が法律婚できずに子どもを出産することで、さらにその子どもが無戸籍になるという「無戸籍の連鎖」と言われる事態も生じている。

343. 上記の問題は、特にDVで別居している場合に多く発生している。DV加害者から逃れるために別居した被害者は、子どもの父性をめぐって加害者と接触することにより、子どもを抱えた生活を再び加害者に蹂躪されることを恐怖するからである。

344. こうした無戸籍の当事者の救済のため、裁判所は、元夫に対する父子関係不存在確認の裁判以外に、生物学的父に対する認知請求の裁判を認めている。しかし、生物学的父が認知し得るのは、子の懐胎当時母が元夫と長期間別居していたなど、夫婦の実態が失われていた場合に限ると解しているために、生物学的父に対する認知請求事件を担当する裁判官は、長期間別居の事実認定のために、裁量で元夫に打診することがあるとアナウンスし、これにより、DV加害

²⁶⁵ 民法第772条では「1 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。2 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定しており、(嫡出の否認)、第774条では「第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。」と規定し、かかる場合に、妻や子からの嫡出の否認ができる制度を認めておらず、結果としては婚姻期間中に夫以外の子を懐胎した女性と子どもに著しい不利益を課している。

²⁶⁶ 法務省「民法772条(嫡出推定制度)及び無戸籍児を戸籍に記載するための手続等について」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji175.html>

者である元夫に知られることを恐怖する母及び無戸籍児が、生物学上の父との間で父子関係を法的に確認を受け、無戸籍状態を解消することを制約している。

345. また、子の出生が母の前婚解消に先立つ場合には、裁判手続により生物学上の父との父子関係を確認したあと、母の元夫から独立して子どもが身分登録を得ることも、容易ではない。すなわち、民法は嫡出でない子は母の氏を称するとし（民法第790条第2項）、法務省民事局は、この母の氏を子の出生当時の氏であるとする（昭和33.1.25民事(二)発27号回答）ため、婚姻時殆どの女性が夫の氏を称している日本では、子の出生届を出せば、母の元夫を筆頭者とする戸籍に入ることになる。すなわち、身分登録のために、子どもは父でない、母の元夫の氏を称することを強制される。しかも、このような子どもの就籍は、元夫に、改めて母の出産と子に関わる事実を知らしめることになる。このような結果こそは、母が出産した子の出生届を敢えてせず、子が無戸籍児として制約の多い人生のスタートを切ることには耐えてでも、收拾のつかない紛争を招かないよう回避してきたものである。母の前婚解消前の出生事案では、子の氏を出生当時の母の氏でなければならないとする限り、裁判で生物学上の父との父子関係が認められても、なお、無戸籍児は戸籍登録を受けられない。
346. 現状で、法務省は、こうした不都合を低減するため、前夫を筆頭者とする戸籍に出生届を出すことを要求しつつ、子が離婚し復氏し、再婚して後夫の氏を称している母の氏に変更することの許可を裁判で得た場合²⁶⁷には、現在の母の戸籍に子どもの出生届を受理して記載することとしている。しかし、子の氏変更の許可は、母の戸籍が有効に存在し、かつ許可により子が母の戸籍に入ることを前提とした制度であるから、例えば、母が既に死亡している場合、子が婚姻して配偶者の氏を夫婦の氏として選択している場合（無戸籍者が法律婚をするには、配偶者となる者の氏を夫婦の氏として選択する以外にない。）には、子の氏変更の許可は得られない。
347. 母や子に否認を許さない、強力すぎる嫡出推定と、夫婦とその子からなる「家」を単位に編纂する戸籍制度は、離婚後300日以内の妻の出産を元夫がなべて管理する制度になっている。無戸籍児問題は、こうした管理を逃れて母と子どもが生き延びるための窮余の選択の結果であり、問題の解決には、嫡出推定と戸籍制度の見直しが欠かせない。

2 婚外子の取扱い

²⁶⁷ 子の氏変更の許可の裁判 民法第791条1項「子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる」

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 婚外子に対する、戸籍法上における出生届での嫡出子又は嫡出でない子の別（戸籍法第49条）を削除することを予定しているか明らかにされたい。
- ② 婚外子に対する、法律上「非嫡出子」との呼称を廃止し、非婚のひとり親家庭に寡婦控除を法律上適用し、さらに、婚外子に対するあらゆる社会的差別をなくす取組をする意思があるのか明らかにされたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

348. 非嫡出子の相続分を同等化する民法改正法案について提出できなかったことを報告している²⁶⁸。

(3) 現状及び問題点

349. 2013年9月には、婚外子についての相続分差別規定を違憲とする決定が示され、その後、婚外子の婚内子との関係での相続分を平等化する法案が可決・成立した。

350. しかし、上記法案審議について与党内での検討過程で、戸籍法第49条における出生届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除するものとする事への反対があり、日本政府提案の法案に盛り込むことができなかった。

351. そのため出生登録等における婚外子差別は残っており、また、婚外子に対する社会的差別、「嫡出」「非嫡出」という正統性の有無を基準にする法律用語が残り、また、非婚のひとり親家庭に寡婦控除規定の適用がないため、（一部の自治体での事実上の適用はあるものの）所得税及び保育料や公営住宅の家賃等の社会サービスにおいて不利益を被っている。さらに、婚外子や非婚家庭に対する差別的言動が横行している。

352. また、与党である自由民主党内では、相続分の平等化と引き替えに、家族の絆を守る特命委員会の設置が求められ、相続時の配偶者への保護を強化する要請が出され、それを受けて、「(婚外子相続分平等化の)民法の改正に際しては、各方面から、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった様々な問題提起がされ」という経過から、法務省に相続法制検討ワーキングチームが設置され、（確かに、主に女性配偶者の貢献を実質的に評価する側面を含むものとして評価できる改正点も見込まれるが、その反面）その生活の実態を踏まえずに法律婚を他の関係よりも優先させる改正や、婚外子差別撤廃の効果を薄める動きも懸念される。

²⁶⁸ 前掲日本政府「女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」 Para.383

353. 国際人権理事会第2回普遍的定期審査でも、婚外子についての規定の見直し、出生登録等における非差別が勧告されている²⁶⁹。また、国連社会権規約の日本政府審査においても婚外子に対する差別規定についての改正を求められている²⁷⁰。

3 財産分与²⁷¹

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- ① 離婚時に分与される財産の種類に関する情報、特に、法律が無形の財産（例えば、年金、退職金及び保険金）の分与を認めているかを示されたい。
- ② 法律が将来の稼得能力や人的資本の分与を認め、又は離婚時の財産分与において、高められた稼得能力や人的資本を何らかの方法で（例えば、他方配偶者のこの種の資産における推定持分割合を反映した一括払いを認めることを通じて、又は離婚後の一方配偶者からの補償的な給付を考慮することにより）斟酌するかどうかを示されたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

354. 特に記載されていない。

(3) 現状及び問題点

355. 財産分与において無形の財産を除外することはしていないが、原則として別居時の資産を対象として、例外的に、権利が明確であり、かつ、金額の客観的算定であれば、将来に支払がなされる債権等も含めることはあるが、離婚後の収入や稼得能力、人的資本の清算はなされていない。

356. 補償的給付を認める裁判例はあるが、極めて例外的な事案であり、かつ、2、3年程度の生活費の補助という低額のものが多い。

357. そのため、第13条の「他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃」に記載したとおり、離婚後の女性（及びその監護する子ども）の貧困は深刻な状況にある。

²⁶⁹ 前掲国際人権理事会「第2回日本政府審査・結果文書」 Para.1147.38-42, 47.78-81

²⁷⁰ 前掲国連社会権規約委員会「第50会期において委員会より採択された日本の第3回定期報告に関する最終見解」 Para.10

²⁷¹ 民法768条第3項（財産分与について）家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

第1 基地被害（外国軍人の女性に対する暴力）

1 刑事責任

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

軍事基地に駐留する外国軍人の女性に対する暴力について、その犯罪件数、日本国での訴追件数、処分内容、判決等の内容について情報を提供されたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

358. 政府報告書には、上記の内容を含め、軍事基地に駐留する外国軍人の女性に対する暴力についての記載はない。

(3) 現状及び問題点²⁷²

359. 米軍構成員・軍属（以下「米兵等」という。）が強盗、強姦、殺人など公務外で犯罪を犯した場合、日本側が第一次裁判権を持つとされるが（日米地位協定第17条第3項(b)）、米兵等が米軍基地内にいる時は、その身体は、起訴されるまで日本側に移されない（日米地位協定第17条第5項(c)）。

360. 1995年に沖縄で起こった少女に対する集団強姦事件では、日米地位協定上、日本側に第一次裁判権があったが、米軍基地内にいる米兵等の身体を日本側が拘束できず、起訴されるまで、被疑者米兵の身体が日本側に移されなかった。その後運用改善がなされたが、米国側の「好意的な考慮」が払われるにとどまるため、公務外の全ての犯罪について、日本側が起訴前の身体を拘束できるわけではない。

361. また、公務外の米兵等の犯罪について、1953年10月28日付けの日米合意（密約）において、日本国にとって著しく重要と考えられる事例以外は、日本国は第一次裁判権を行使するつもりがないとされており、同年10月7日付けの法務省通達においても同様の意思が表明されている。上記日米合意及び法務省通達を破棄して、日本国が米兵等に対する刑事裁判手続を行うようにすべきである。

2 民事責任

(1) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

²⁷² 日本弁護士連合会「日米地位協定に関する意見書」（2014年2月20日） http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140220_7.pdf

軍事基地に駐留する外国軍人の女性に対する暴力に関する、被害回復のための賠償請求について、裁判所に対する申立件数、申立内容（金額）、判決での認容額、実際に被害者に支払われた額、支払元（加害者か日本国か米国か）等についての情報を提供されたい。

(2) 第7回及び第8回政府報告書（CEDAW/C/JPN/7-8）要旨

362. 政府報告書には、上記の内容を含め、軍事基地に駐留する外国軍人の女性に対する暴力についての記載はない。

(3) 現状及び問題点²⁷³

363. 米兵等による不法行為について、公務中の場合、日米地位協定第18条第5項により、我が国が国家賠償法により賠償することが定められているが、公務外の損害賠償については、米国が支払う見舞金で対処されるにすぎない（日米地位協定第18条第6項）。米兵等の家族の不法行為については、地位協定に見舞金の規定すらない。強盗、強姦、殺人など公務外の犯罪についても日本政府が被害者に対して被害補償をすべきである。

364. 被害者が米兵等やその家族を相手として民事訴訟を提起する場合、氏名、地位等の加害者の特定につき米軍の協力義務を定めた規定はない。したがって、加害者が特定できず、被害者は被害回復のための手続である民事訴訟の提起すらできない事例がある。加害者特定及び証拠収集に対する米軍の協力義務を課すべきである。

365. また、米兵等に支払われる給与に対し、裁判所が差押えをすることができる地位協定上の規定はない。日本に駐留する米兵等は、日本に財産を所有していないため、被害者の被害補償を実効性あるものにするため、米兵等に支払われる給与に対して、裁判所が差押えをすることができる措置を採るべきである。

²⁷³ 前掲日本弁護士連合会「日米地位協定に関する意見書」